

## 令和4年 第1回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 3月2日(水)から16日(水)まで15日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
3月2日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程・ 提案説明
3日	木			審査日
4日	金			審査日
5日	土			閉 庁
6日	日			閉 庁
7日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
8日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
9日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
10日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
11日	金	総務文教委員会	9時	付託事件審査
12日	土			閉 庁
13日	日			閉 庁
14日	月	予算特別委員会	9時	付託事件審査
15日	火	予 備 日		
16日	水	本 会 議	13時	審査報告・閉会

令和4年鞍手町議会第1回定例会会議録（第1号）						
令和4年3月2日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和4年3月2日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和4年3月2日 午後2時28分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 議員	10	許 斐 英 幸		11	西 藤 典 子	

職 務	議会議務 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会議務 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	友 澤 和 子	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	建設課長	柴 田 隆 臣	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進 課 長	高 橋 奈 美 江	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	税務住民 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	大 村 俊 夫	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

# 令和4年第1回鞍手町議会定例会議事日程

3月2日 午後1時開議

## 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の施政方針表明
- 日程第4 議案第1号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第2号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第3号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第4号 鞍手町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第5号 鞍手町火入れに関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第6号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立豊翔館の閉校に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第10 議案第7号 専決処分の承認（令和3年度鞍手町一般会計補正予算 第8号）
- 日程第11 議案第8号 専決処分の承認（令和3年度鞍手町一般会計補正予算 第9号）
- 日程第12 議案第9号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第13 議案第10号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第11号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第12号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第13号 令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第14号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第15号 令和4年度鞍手町一般会計予算
- 日程第19 議案第16号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第17号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議案第18号 令和4年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第22 議案第19号 令和4年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第23 議案第20号 令和4年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第24 議案第21号 令和4年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
- 日程第25 議案第22号 令和4年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第26 議案第23号 令和4年度鞍手町下水道事業会計予算
- 日程第27 議案第24号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和3年度固定資産税の課税免除

令和4年3月2日（第1日）

開議13時00分

○議長（星 正彦君）

ただ今から、令和4年第1回鞍手町議会定例会を開会します。

教育長より行政報告の申し出がありますので、

これを許可します。

教育長。

○教育長（外園 哲也君）

それでは行政報告をさせていただきます。

行政報告。令和4年3月2日。鞍手町立小学校の統合に向けたあり方について。

鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会、以下検討委員会とします。より今年度の検討結果の提言を受け、教育委員会において審議した今後の町立小学校の統合に向けたあり方について、行政報告いたします。

検討委員会は、小中学校の児童及び保育所等の未就学児を持つ保護者を中心とした委員に地域の代表者と学識経験者を加えた15名の委員で構成し、当町の小学校に関する最適な教育環境を検討することを目的とし、令和3年8月26日に第1回が開催されました。

検討委員会では、町内全小学校の児童数の現状と将来推計を基本とし、校舎等の施設の老朽化の状況から小学校管理費の財源となる地方交付税交付金の算定方法まで、鞍手町の小学校が置かれている状況を委員の皆様にご認識していただくことから始め、6小学校の全てが小規模校となっている状況を踏まえた上で、今後当町の小学校はどうあるべきか、検討・協議していただきました。

具体的な検討経過としては、まず「現状の6小学校を維持するべきか」それとも「何らかの形での統合が必要か」について協議が行われ、これについては委員全員の総意により「なんらかの形での統合が必要」との結論に至り、令和3年12月23日に第1次として提言をいただきました。

第1次提言に基づき、次に統合の校数と場所についての検討が開始されましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、今年度については校数についての結論を得ることに焦点を絞り協議を進めることとされました。

校数についての協議では、1校統合案と、標準規模校と小規模校で構成する2校統合案が比較・検討されましたが、多くの友人と共に学び、切磋琢磨する環境となる1校に統合するべきとの結論となり、令和4年2月16日に第2次として提言をいただきました。

教育委員会では、検討委員会からの第1次及び第2次提言を受け、教育委員会として「今後の町立小学校のあり方について」の審議を行い、次のような方針を決定し、総合教育会議において町長へ報告しました。

報告した内容は2枚目に書いております。

教育委員会としては、鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会から頂いた提言を最大限尊重し、現状の6小学校を1校に統合する方針とします。

ただし、1校に統合することで学校規模が大きくなることから、発達障がい等の児童を含む大きな集団に溶け込むことが難しい児童に配慮するため、教員配置等のソフト面、GIGAスクール構想の実現を含む公社・設備等のハード面を充実させることに加えて、人間関係に困っている児童やそもそも学校という枠組みに属することが難しい児童への対応として、適応指導教室の機能をさらに充実させた仕組みの導入を併せて検討していきます。

以上で行政報告を終わります。

#### ○議長（星 正彦君）

以上で行政報告を終わります。

まず、町長より提出されております専決処分報告 道路改良事業 本町・今村線道路改良工事請負契約の変更第1回及び監査より提出されております例月現金出納検査報告書並びに令和3年度後期定期監査 結果報告書をお手元に配布していますので、ご確認下さい。

次に本日まで受理しました陳情3件は、お手元に配布しています陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において12番議員 的野信之議員及び13番議員 須山由紀生議員を指名します。

次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

今期 定例会の会期は、本日から3月16日までの15日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月16日までの15日間に決定しました。

次に、日程第3 町長の施政方針表明の説明を求めます。

町長。

#### ○町長（岡崎 邦博君）

令和4年第1回鞍手町議会定例会の開会にあたり、今回提案いたします諸議案の提案理由の説明に先立ちまして、町政運営に関する私の基本的な考えと主要施策の概要について、町長就任時からこれまでの取組を振り返りながら、令和4年度の施政方針を申し上げます。

なお、令和4年度の施政方針及び予算編成につきましては、私の町長としての任期が本年9月8日までとなっておりますが、行政の継続性や住民福祉サービスの停滞を防ぐことなどに鑑み、これまで取り組んできました事業の継続や事務の効率化と住民福祉の向上に欠かせない新たな事業にも取り組む方針をお示しするところでございます。

まずはじめに、新型コロナウイルス感染症についてです。

新型コロナウイルス感染症が発生して以来、感染拡大の波は現在までに第6波を迎えている状況です。オミクロン株へと変異した新型コロナウイルスは、本年1月に入ってから爆発的に感染拡大し、先月末までで300万人を超え、感染症発生からの累計では501万人の方が感染し、死者も累計で2万3,000人を超えています。

このように感染者が拡大する状況下においても、これまでと同様に国民の命と健康を守るため、昼夜を問わずご尽力いただいております医療従事者の皆様や介護、福祉関係者の皆様方に対しまして、改めて敬意を表しますとともに感謝を申し上げるところでございます。

現在、国は感染が拡大する地域につきましては、まん延防止等重点措置の延長を決定し感染拡大防止に取り組んでおります。

福岡県におきましても今月6日まで、まん延防止等重点措置が延長されたところであります。

昨年の3月議会において令和3年度の施政方針を述べ、令和3年度当初予算を承認していただきましたが、令和2年度に引き続き令和3年度も新型コロナの影響により多くの事業や行事が中止又は延期せざるを得ない事態となりました。

町民の皆様におかれましては、約2年にわたりご不便とご心配をお掛けしております。

国は、長引く新型コロナウイルス感染症対策として「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」とする令和3年度補正予算を昨年12月20日に成立させました。

その中で新型コロナウイルス感染症の拡大により苦しい生活を余儀なくされた子育て世帯を支援するために、高校生世代までの児童1人当たり10万円相当の給付金の給付や、住民税非課税世帯等に対しましては、1世帯当たり10万円の給付金を給付できるよう財源が措置されました。

子育て世帯を支援する10万円相当の給付金につきましては、令和3年中に10万円を現金で一括して支給開始することができるようにするため、昨年12月16日付で一般会計補正予算第8号を専決処分させていただき、さらに住民税非課税世帯等に対する10万円の給付につきましても、令和3年度内のできるだけ早い時期に支給開始できるようにするため、本年1月7日付で第9号の補正予算を専決処分させていただきました。

この専決処分の承認につきましては、本議会に議案として提出しておりますので、ご理解とご協力を賜る次第です。

議員の皆様におかれましては、長引く感染症の影響を受ける住民に対する経済対策への早急な対応が求められる状況であったことから、令和3年度中の補正予算の決定におきましては、これまで2回の臨時会開催と2回の専決処分により予算を確保しなければならない状況に対しまして改めて感謝申し上げます。

また、国の補正予算における臨時特別交付金の用途につきましては、国の補正予算の目的である「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の主旨に沿った形で、本町の令和4年度当初予算の中に計上し予算編成を行っておりますので、ご理解とご協力をお願いするところであります。

ワクチン接種につきましては、昨年5月10日からスタートし昨年12月末までに、12歳以上の町民の約88%が2回のワクチン接種を終えているところでございます。

町民の皆様への3回目のワクチン接種につきましては、町内の各医療機関のご協力により、本年2月7日より開始し、接種を希望される方への接種が速やかに終わるよう取り組んでおります。

引き続き国及び県の動向を注視しながら、感染拡大防止、そして新型コロナウイルス感染症の終息に向けて努めて参ります。

それでは、次に令和4年度の施政方針を述べさせていただきます。

はじめに、鞍手町脱炭素化に向けた実行計画の策定です。

昨年の3月議会において「ゼロカーボンシティ宣言」を致しました。

将来にわたって豊かな自然の中で生きる喜びを感じ、健康で安心して暮らすことができる環境を次世代に引き継ぐため、日本を含め世界各国が2050年までに脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの利用促進等を推進しています。

本町におきましても、この取組を町民や事業者の皆様とともに推進するために「鞍手町脱炭素化実行計画」を令和4年度中に策定するとともに公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査を実施し、町独自での再生可能エネルギーの供給に向けて取り組むこととしております。

この実行計画策定にあたっては、町民や事業者の代表者の皆様に協議していただく機関として鞍手町脱炭素化推進協議会を設置することとしております。

令和4年度も引き続き、脱炭素社会の実現に向けて取り組んで参ります。

次に、小学校の統合に向けたあり方についてです。

先ほど教育長より行政報告がありましたが、鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会から提出された提言を、教育委員会で審議した結果につきまして、2月25日に開催しました総合教育会議で「今後の町立小学校の統合に向けたあり方については、6小学校を1校に統合」との報告を受けました。

今後は、統合する際の小学校の場所や様々な課題などに関し、引き続き検討委員会の意見を参考にし、教育委員会とともに鞍手町の未来を担う子どもたちに最適な教育環境の整備、充実を図っていきたいと考えております。

次に、私が町長就任時に掲げております「鞍手町の未来をひらく8つの約束」を踏まえながら、令和4年度に向けた取り組みについて述べさせていただきます。

まず1つ目に「喫緊の課題を解決する」として、地方独立行政法人くらて病院と役場庁舎等の移転新築について挙あげておりました。

新くらて病院は、現在、新型コロナウイルス感染症が発生し、感染が拡大する状況の中で厳しい経営状況にはなっていますが、昨年8月に病院本体の建設工事が完了し、移転期間を経て昨年10月1日に無事開院をいたしました。

先ほども申し上げましたが、コロナ禍で医療従事者や介護、福祉関係者は大変厳しい環

境に置かれていますが、新病院の建設に携わってこられた工事関係者の皆様におかれましても大変なご苦勞があったと思います。改めてこれらの関係者の皆様に対しまして感謝申し上げますところでございます。

開院後は、町民の皆様に対して新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場として提供され感染防止対策に寄与していただき、町民の皆様はもちろんのこと周辺地域住民の中核病院として重要な役割を担っております。

これまで、くらす病院の再建にご尽力いただきました河野公俊理事長のもと、引き続き地方独立行政法人法の制度を十分活かしながら病院の運営と健全経営をお願いするところでもあります。

私も設立団体の長として法令や法人と取り交わしている協定等に従って必要な措置を講じていきたいと考えております。

次に、役場庁舎等建設事業についてです。

役場庁舎等の移転建て替えにつきましては、これまで移転場所や役場機能等について議員の皆様からのご意見をいただき基本計画の改訂を行いながら取り組んで参りました。

そして、令和3年3月25日に基本設計完成後、令和3年度から引き続き実施設計に着手し、本年3月末で設計業務が完了致します。

建設地の造成工事につきましては、昨年12月下旬から着工しておりますが、本年5月下旬にまでに完了し、6月からは庁舎本体等の建設事業者の選定のための準備を進め、

令和5年度内での完成に向けて事務作業を行っているところです。

令和4年度一般会計予算には、この建設事に伴う関係予算を計上しております。

なお、庁舎等建設事業費につきましては、緊迫する欧米諸国の情勢による世界経済の変化や依然として拡大し続ける新型コロナウイルス感染症などにより、今後、日本経済にも影響が及び資材や人件費の高騰が見込まれる状況ではあります。

現時点では、当初計画に計上しておりました全体の概算事業費53億2千万円以内で収まる見込みでございますが、今後の社会情勢の変化を注視しながら、この概算事業費を堅持できるよう努めて参ります。

2つ目は、「公平、公正で町民に開かれた町政の推進」です。

これまで公平、公正で町民に開かれた町政を掲げ、町民の皆様から納めていただいた税金がどのように使われているか、予算の仕組みや執行状況をわかりやすくお伝えするため、平成31年度（令和元年度）から本年度までの3か年間「なるほど！納得！町の予算」を作成し、町民の方々に配布いたしました。

令和4年度もこの冊子を作成する他、さまざまな町政に係る情報につきましても、これまでと同様にLINEやフェイスブックなどのSNSに加え、令和3年度から利用を開始したKBICのdボタンなどを活用して発信し、引き続き町民に開かれた町政の推進を図って参ります。

ただ、昨年の施政方針の中で新型コロナウイルス感染症に感染された方々に関する情報

提供のあり方について申し上げましたが、さまざまな情報発信につきましては、正しい情報をできるだけ早くお伝えすることが重要であります、何よりもその発信する情報は人権に配慮されたものでなければならないと考えております。

私は、町民皆様に対して人権に配慮した「公平、公正で町民に開かれた町政の推進」を引き続き行って参ります。

3つ目は、「教育、伝統文化、芸術を通して心豊かな暮らしの実現」です。

新型コロナウイルス感染症の発生以来、児童・生徒の皆さんには、不自由な環境での学習をお願いしております。

所信表明で少子化が進み人口減少が見込まれる中で、次の鞍手町を担う子どもたちに様々な分野で充実した教育環境を提供することが、私たちの役目だと申し上げました。

令和元年度、すべての小学校普通教室を中心に空調設備を

整備し、中学校においては、部活動の外部指導員の導入に向け体制の整備を図って参りました。

また、国のGIGAスクール構想に基づき小中学校の児童、生徒に一人一台のパソコン端末の導入と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備を図り、AIやICT化に対応できる教育を推進してまいりました。

また、今後、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのリモート授業の実現に向けて、本町の子どもたちに安全で充実した教育環境を提供するため、引き続き整備に努めて参ります。

また、生涯学習や芸術文化の推進につきましては、拠点となる中央公民館の大規模改修を行っております。令和元年度には、これまでのレンガ色のタイルが多数剥がれ落ちた外観から新築のような装いとなり、落ち着いた趣のある外観となりました。令和2年度には、トイレの下水道接続を含む大規模改修を行い、快適な学習環境となるよう整備を行いました。

現在、ご承知のとおり新庁舎建設と併せて歴史民俗博物館別館として石炭資料展示室と文化財収蔵庫の建設を進めております。新庁舎との同時完成を目指しながら、生涯学習や芸術文化などの拠点としてさらなる機能の充実を図るよう令和4年度以降も引き続き中央公民館内部の改修や周辺の整備に取り組んで参ります。

4つ目は、「安全、安心な暮らしを育むまちづくり」です。

令和2年度から安全、安心な暮らしを育むまちづくりを推進するため、安全、安心なまちづくりに特化した部署として総務課に新たに安全安心係を設置して2年が経過いたしました。

近年の異常気象による台風や豪雨、あるいは頻繁に起こる地震などの自然災害は、時と場所を選ばず私たちの生活を脅かしていますが、平成30年7月豪雨以降、幸いにも本町には大きな災害は発生しておりません。

しかし、新型コロナウイルス感染症が発生して以来、避難所の開設の際には、感染症拡

大防止のためのパーティションの設置や消毒類を準備するなど感染防止に細心の注意を払って参りました。

対策に必要な財源には、地方創生臨時交付金を活用し、かなりの備品や消耗品を準備することができましたが、引き続き万一の災害時に町民の方々が安心して避難できるよう装備品の充実と体制づくりに努めて参ります。

また、防災情報につきましては、令和元年度以降15基の防災行政用無線を増設するとともに、令和4年度には2基の防災行政用無線にスピーカーを追加することとしております。

またこの増設に加え、先ほど述べましたLINEやフェイスブックなどのSNSの他、KBCのdボタンなどにより本町独自の防災情報を発信できるよう整備いたしました。

令和4年度以降も本町に起こる災害を常に想定してさまざまな対策を講じて参ります。

さらに、令和2年度からスタートしております第5次総合計画後期基本計画の中には、新たに第5章として「鞍手町国土強靱化地域計画」を追加いたしました。国の国土強靱化計画そして福岡県の地域強靱化計画と調和しながら、引き続き万が一の事態、災害に備え準備を進めて参ります。

今後も町民の皆様が安全安心に暮らせるまちづくりに努めて参ります。

5つ目は、「高齢者や障がい者がいきいきと元気で暮らせるまち」です。

私は、町長就任以前より常々健康寿命を延ばすことがとても重要であると申し上げております。幾つになっても、また障がいがある方も元気でいきいきと生活できることが重要であると思っております。

令和元年度に総合福祉センターの輪い和い広場を再整備したことでペタンク大会などが開催されており、引き続き輪い和い広場を活用するほか、地域包括支援センターで実施する介護予防サポートポイント事業やスポーツクラブの利用料助成、通いの場の開設などにより健康寿命の延伸に努めて参ります。

高齢者や障がい者の福祉につきましては、第5次鞍手町総合計画後期基本計画において、高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境の整備や、障がい者がともに暮らせる地域づくりを目標に掲げ、事業を推進して参りました。

また、令和3年3月に「第8期鞍手町高齢者保健福祉計画」及び「第3次鞍手町障がい者計画第6期鞍手町障がい福祉計画第2期鞍手町障がい児福祉計画」を策定し、地域包括ケアシステムの推進や障がい者基幹相談支援センター等の関係機関と連携を図りながら、引き続き各種福祉サービスの提供に取り組んでいるところです。

今後も継続して高齢者や障がい者がいきいきと元気で暮らせるまちをめざして取組みを進めて参ります。

6つ目は、「商工業の振興」です。

私は、個性ある小規模小売店の集積化を図り、個性あふれた魅力的なまちづくりを進めていきたいと申し上げてきました。

新型コロナウイルス感染症の発生以来、地域の経済は、本町のみならず全国的に大きな打撃を受けております。

地域経済の再生には、地域の元気を支える中小企業や小規模事業者の活性化が不可欠であることから、令和2年度は地方創生臨時交付金を活用し、中小企業等への給付金交付やプレミアム付地域振興券を販売する鞍手町商工会への補助金拡大などの支援策を実施して参りました。

令和3年度においても、臨時交付金の事業者支援分を活用した中小企業等への支援を実施するとともに、創業支援や商品開発など鞍手町中小企業活性化計画に基づく助成事業を実施してまいりました。

このうち移住定住創業支援モデル事業では、補助金を活用し、1世帯2名が移住され、新たに飲食店開業の準備を進めるとともにふるさと納税の返礼品開発に取り組まれています。

令和4年度においても、引き続き創業支援や商品開発、商業店舗リフォーム支援などを実施し、商工業の振興に努めて参ります。

また、様々な再生可能エネルギーを活用した発電事業を推進し発電した電力を地元鞍手町で消費する電力の地産地消に取り組んでいきたいと申し上げておりました。

この分野につきましては、新庁舎における太陽光発電の余剰電力を活用する仕組みを導入するとともに、北九州都市圏域で連携し、再生可能エネルギー活用の取り組みを進めていきます。

令和4年度以降も引き続き脱炭素の取り組みと併せて電力の地産地消に向けて取り組んで参りたいと考えております。

7つ目は、「農業の振興」です。

鞍手町の農業の特産物には、米をはじめライ麦や大豆、果樹ではブドウ、野菜ではイチゴなどがあり、これらをさらにPRしていくことが重要と考えています。

これに加え、新たな商品の開発が不可欠であると考え生産者とともに先進地視察にも行って参りました。

さらに、これまで課題となっている農業従事者の高齢化や後継者不足を打開するために、今後も国、県の補助を活用して自動操行のトラクターやコンバインなどを利用したスマート農業の普及に取り組んで参ります。

令和4年度も、引き続き新規就農者を含めた農業の支援に向けた各種事業を実施し、農業の振興に取り組んで参りたいと考えています。

8つ目は、「誇れる鞍手のまちづくり」です。

町長就任時から町民の皆様とともに鞍手町を誇れるまちにしていきたいと申し上げてきました。

鞍手町は、歴史的に貴重な文化財や全国的にも珍しい生物などが生息する自然豊かで伝統文化があふれたまちです。

それに加え、駅や高速道路インターチェンジ、あるいは北九州市とつながる北九鞍手夢大橋の開通などにより交通インフラが整って参りました。さらに、県道直方・鞍手線のバイパス工事や西川の河川拡幅工事が進められており、また昨年度には、本町交差点と周辺の歩道整備も事業化され、より利便性の高い町へと整備が進められております

昨年、くらて病院が完成し、現在進めている庁舎等建設事業により町の雰囲気も大きく変わりつつあります。

私が町民の皆様に対して掲げた「鞍手町の未来をひらく8つの約束」は、まだ道半ばであります。

この約束を達成し、近隣にない住環境と利便性を備えた安全安心のまちとするため、職員と一丸となって引き続き全力で取り組んでいく所存であります。

小さくても、心豊かで、幸福度、満足度が高く、自信と誇りの持てる町を実現してまいり所存ですので、どうか議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。私の令和4年度に向けた施政方針といたします。

#### ○議長（星 正彦君）

以上で町長の施政方針表明を終わります。

次に進みます。

日程第4、議案第1号から日程第9、議案第6号までの6件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長

#### ○町長（岡崎 邦博君）

日程第4議案第1号から日程第9議案第6号までの6件につきまして、一括して、提案説明を申し上げます。

日程第4議案第1号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、2050年の脱炭素社会実現に向け、再生可能エネルギーの利用促進等、地域の脱炭素化を推進するため、鞍手町脱炭素化推進協議会を設置すること、及び福岡県立鞍手高等学校鞍手町立豊翔館の閉校により、鞍手町立豊翔館あり方検討委員会を廃止することに伴い、鞍手町附属機関設置条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第5議案第2号は、鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、人事院規則の一部が改正されることに伴い、鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第6議案第3号は、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、令和3年8月10日付の人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されることに伴い、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第7議案第4号は、鞍手町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、押印を求める行政手続きの見直しを行うことに伴い、鞍手町固定資産評価審査委員会条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第8議案第5号は、鞍手町火入れに関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、押印を求める行政手続きの見直しを行うことに伴い、鞍手町火入れに関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第9議案第6号は、福岡県立鞍手高等学校鞍手町立豊翔館の閉校に伴う関係条例の整理に関する条例であります。

本議案は、福岡県立鞍手高等学校鞍手町立豊翔館が令和4年3月31日で閉校することに伴い、鞍手町立学校設置条例及び鞍手町立学校教育施設使用に関する条例の一部について所要の改正を行うとともに、福岡県立鞍手高等学校鞍手町立豊翔館授業料等徴収条例の廃止を行うものであります。

以上が、日程第4議案第1号から日程第9議案第6号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（星 正彦君）

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第10、議案第7号及び日程第11、議案第8号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長

#### ○町長（岡崎 邦博君）

日程第10議案第7号及び日程第11議案第8号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第10議案第7号は、専決処分の承認令和3年度鞍手町一般会計補正予算第8号であります。

本補正予算は、国の経済対策の取組の一つとして、子育て世帯への臨時特別給付金について、現金10万円の一括給付が可能となったことから、先行給付金分に追加して現金10万円を一括給付するための関係予算を追加するとともに、町独自の支援策として、所得制限により国の給付制度の対象外とされた子育て世帯に対して、対象児童1人当たり10万円の現金給付に係る関係予算を追加し、令和3年12月16日付で専決処分を行ったものであります。

補正の主なものを申し上げますと、歳出では、3款民生費子育て世帯への臨時特別給付金給付費の国費分と町支援分で1億1,771万6千円の関連予算を追加しております。

歳入では、19款繰入金の財政調整基金繰入金に1億1,771万6千円を追加してお

ります。

なお、本補正予算のうち、国の経済対策に係るものについては、国費を財源に予算措置すべきものではありませんが、専決処分の日が国の補正予算の成立前でありましたので、財政調整基金からの繰入金を追加し、歳入歳出予算を調製したものです。

その結果、歳入歳出それぞれ1億1,771万6千円を追加し、予算総額は、歳入歳出それぞれ92億5,958万8千円として、令和3年12月16日付で専決処分しましたので議会の承認を求めるものであります。

次に、日程第11議案第8号は、専決処分の承認令和3年度鞍手町一般会計補正予算第9号であります。

本補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・くらしの支援を受けられるよう、令和3年度住民税非課税世帯等に対し、令和3年12月10日を基準日として一世帯あたり10万円の臨時特別給付金を給付することとし、その給付金の支給を速やかに開始することとしたことから、その関係経費について令和4年1月7日付で専決処分を行ったものであります。

補正の主なものを申し上げますと、歳出では、3款民生費住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付費として事務費を含めて3億410万6千円の関連予算を追加しております。

歳入では、15款国庫支出金に3億410万6千円を追加し、歳入歳出予算を調製しております。

その結果、歳入歳出それぞれ3億410万6千円を追加し、予算総額は、歳入歳出それぞれ95億6,369万4千円として、令和4年1月7日付で専決処分しましたので議会の承認を求めるものであります。

以上が、日程第10議案第7号及び日程第11議案第8号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（星 正彦君）

本案に対する質疑は後日行います。

次に

日程第12、議案第9号から日程第17、議案第14号までの6件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長

#### ○町長（岡崎 邦博君）

日程第12議案第9号から日程第17議案第14号までの6件につきまして、一括して、提案説明を申し上げます。

日程第12議案第9号は、令和3年度鞍手町一般会計補正予算第10号であります。

本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出においては、2款総務費において今年度

末に依願退職の申出があったことから4名分の退職手当を追加しております。

同じく総務費ふるさと納税推進費において、ふるさと寄附金の伸びに伴い、返礼品やふるさと応援基金への積立金など関連費用として1億701万円を追加しております。

同じく総務費庁舎等建設費において、不用額の減額など所要の補正を行っております。

次に3款民生費地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費において、グループホーム運営事業者の大規模改修工事について、国の補助事業に採択されたことに伴い、同補助金として448万3千円を追加しております。

同じく民生費において、私立保育所費、認定こども園費、放課後児童健全育成事業費については、関連がありますので、併せて説明をさせていただきます。

令和3年度国の補正予算第1号において、保育士・幼稚園教諭等を対象に賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度、月額9,000円を引き上げるための措置を令和4年2月から実施することとされており、各事業費に国庫補助金を財源として所要の補正を行っております。

次に、6款農林水産業費の活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金において、事業の取り下げにより5,228万8千円を減額しております。

一方、歳入では11款地方交付税において、令和3年度国の補正予算第1号により、令和2年度国税決算及び令和3年度国税収入の補正に伴い増額された地方交付税法定率分について、令和3年度の地方交付税の再算定が行われ、1億2,719万4千円を追加しております。

なお、これに関連して、この追加補正額のうち、一部は臨時財政対策債の償還財源を前倒して措置されるものがあることから、22款町債臨時財政対策債で7,293万1千円を減額しております。

また、歳出側の各種補助事業などの実績見込みなどにより、国・県支出金などについて、所要の補正を行うほか、18款寄附金でふるさと寄附金の追加を、19款繰入金で、今年度末の依願退職者の退職手当の財源として職員退職手当基金からの繰入金を追加しております。

そして、これらの要因により、今回の補正第10号におきまして財源に余剰が生じたので、財政調整基金繰入金から2億1,799万6千円減額することで、補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ1億7,739万4千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ93億8,630万円としております。

次に、日程第13議案第10号は、令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号であります。

本補正予算は、歳出では元気まつりの未実施に伴う費用及び保健事業に係る事業費の減額、歳入では、国民健康保険税や保険基盤安定等繰入金の増額などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ1,882万3千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ21億4,428万3千円としております。

次に、日程第14議案第11号は、令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号であります。

本補正予算は、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の減額、歳入では後期高齢者医療保険料及び保険基盤安定繰入金の減額などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ716万7千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億7,603万4千円としております。

次に、日程第15議案第12号は、令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、借受人1名が一括納付により完済したことに伴い、歳入歳出それぞれ82万5千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ167万7千円としております。

次に、日程第16議案第13号は、令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、かんがい施設維持管理運営基金の一部を有価証券化したことによる利子及び配当金の増額などに伴い、395万4千円を追加しております。また、排水機場ポンプ設備の修繕工事が年度内に完了しないことが見込まれるため、繰越明許費の予算措置を講じております。

これらの要因により、歳入歳出それぞれ395万4千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ9,130万3千円としております。

次に、日程第17議案第14号は、令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、介護老人保健施設の改修工事の増額に伴い2,340万円を追加するとともに、町債借入時期と借入利率の確定に伴い1,617万1千円を減額しております。

また、介護老人保健施設の改修工事等が年度内に完了しないことが見込まれるため繰越明許費の予算措置を講じております。

これらの要因により、歳入歳出それぞれ722万9千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億7,492万1千円としております。

以上が、日程第12議案第9号から日程第17議案第14号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いたします。

○議長（星 正彦君）

本案に対する質疑は後日行います。

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時51分

再開 14時00分

○議長（星 正彦君）

会議を再開します。

次に、日程第18、議案第15号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長

○町長（岡崎 邦博君）

日程第18議案第15号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第18議案第15号は、令和4年度鞍手町一般会計予算であります。

はじめに、令和4年度鞍手町一般会計予算を提案するにあたり、予算編成に係る背景にふれながら方針を述べさせていただきます。

令和4年度も、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が予想され、特にオミクロン株の感染拡大に直面し、国民生活や経済への影響は依然と続くことが懸念されております。

こうした中、国の予算等の状況を申し上げますと、まずは新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに、この感染症の危機を乗り越え、「新しい資本主義」に向けて、「成長と分配の好循環」を実現していくとされております。また、国の令和3年度補正予算の速やかな執行を期すとともに、「16か月予算」として同補正予算と一体的に編成した令和4年度予算を着実に実施していく必要があるとされております。

具体的には、「科学技術立国の実現」、「地方を活性化し、世界とつながるデジタル田園都市国家構想」、「経済安全保障の推進」を3つの柱として大胆な投資により、ポストコロナ社会を見据えた成長戦略を国主導で推進し、経済成長を図るとされております。また、賃上げの促進等による働く人への分配機能の強化、看護・介護・保育等に係る公定価格のあり方の抜本的な見直し、少子化対策等を含むすべての世代が支え合う持続可能な全世代型社会保障制度の構築を柱とした分配戦略を推進するとされております。

これらの方針により編成された、国の一般会計予算総額は、107兆5,964億円、前年度に比べ9,867億円、率にして0.9%増で今国会に提案されております。

また、令和4年度の地方財政計画では、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方が地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防・防災力の一層の強化等に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、前年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされています。また、地方交付税の総額は18兆538億円で、前年度と比較して6,153億円、率にして3.5%増となっておりますが、その一方で、赤字地方債である臨時財政対策債は、地方税収入の増加が見込まれることから大幅に抑制され、1兆7,805億円で、前年度と比較して3兆6,992億円、率にして67.5%の減となっております。

このような状況を踏まえ、本町におきましては、依然として厳しい財政状況ではありますが、行政サービスが安定的に提供できるよう必要性、妥当性、優先度、費用対効果などを多角的に検証するとともに、新たな視点や柔軟な発想により経費の削減に努め、各世代にわたり社会保障の充実を図るなど選択と集中を行いながら予算を編成したところです。

また、国の令和3年度補正予算で増額された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする本町独自の事業についても、当初予算と一体的に編成しております。

それでは、鞍手町の一般会計予算の概要についてご説明いたします。

まず、令和4年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億2,600万2千円です。前年度と比較して、9億8,738万5千円、率にして、12.1%の増額となっております。

それでは、歳出から款ごとに主な予算を中心に説明いたします。1款議会費です。議会費全体では、前年度と比較して289万9千円減額となる9,160万6千円を計上しております。

次に2款総務費です。総務費全体では、前年度と比較して6億7,804万3千円増額の22億9,026万9千円を計上しております。

主なものは、ふるさと納税推進費で、令和3年度に大幅に伸びたふるさと納税を更に促進するため、歳入側のふるさと応援寄附金で7億円を見込み、それに対応する返礼品やふるさと応援基金への積立金など関連予算として7億5,193万4千円を計上しております。

次に、基幹システム管理費では、マイナポータル連携に伴うシステム構築等業務委託料などを含む1億6,932万7千円を計上しております。なお、令和4年度に電算システムのリプレースを予定していることから、新たに債務負担行為の予算措置も講じております。

次に、庁舎等建設費では、役場庁舎等の建替えに伴う関連予算5億2,614万2千円を計上するとともに、建物の本体工事等に係る新たな継続費として総額34億7,599万1千円の予算措置も講じております。

次に、臨時交付金事業として、六ヶ岳登山者駐車場トイレの衛生環境の改善を図るため公有施設感染症予防対策事業費で933万1千円を計上するほか、電算システムのリプレースに併せて、自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進やテレワーク環境を整備するため行政事務デジタル化推進事業費で5,271万円を計上しております。

次に新規事業として、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・情報発信等の地域おこし支援や地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図るための地域おこし協力隊の関連予算を539万6千円計上しております。

次に、3款民生費です。民生費全体では、前年度と比較して7,673万円増額となる27億8,938万7千円を計上しております。

主なものは、障害福祉サービス費で5億3,319万3千円を、後期高齢者医療事業費で3億4,809万7千円を、介護保険事業費で3億2,532万9千円を計上しており

ます。

次に、臨時交付金事業として、公共施設における感染防止対策を図るため公立保育所感染症予防対策事業費で304万2千円を、また、集会所感染症予防対策事業費で50万円を計上しております。

次に、4款衛生費です。衛生費全体では、前年度と比較して3,056万3千円増額となる9億8,411万7千円を計上しております。

主なものでは、法定予防接種費で子宮頸がんに係るHPV13ワクチンの接種勧奨が再開されたことに伴い、その関連予算を含む5,214万3千円を計上しております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業費では、4月からのワクチン接種に係る関連予算7,000万2千円を計上しております。

次に、臨時交付金事業として、公共・公用施設等の感染防止対策に係る衛生用品を購入するため新型コロナウイルス感染症対策費で105万6千円を、また、PCR検査費用の一部を助成するため新型コロナウイルス感染症PCR検査助成事業費で200万円を計上しております。

次に、新規事業として、2050年の脱炭素社会実現に向け、鞍手町脱炭素化実行計画の策定支援及び、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査のため脱炭素化推進事業費で1,980万9千円を計上しております。

次に、6款農林水産業費です。農林水産業費全体では、前年度と比較して4,303万8千円減額となる1億9,489万9千円を計上しております。

主なものは、多面的機能支払事業費で3,621万9千円を、用排水路維持補修費で2,160万円を、防災重点農業用ため池緊急整備事業費で1,512万円を計上しております。

次に、新規事業として、新規就農に当たって経営開始時の資金支援を行うため新規就農者経営発展支援事業費で300万円を計上しております。

次に、7款商工費です。商工費全体では、前年度と比較して4,243万8千円増額となる6,956万4千円を計上しております。主なものは、臨時交付金事業として商工会が実施するプレミアム付地域振興券の販売に要する関連予算として地域振興券発行支援事業費で3,508万8千円を計上しております。なお、プレミアム付地域振興券の販売総額は2億2,000万円で、プレミアム率25%を予定しております。

次に、新規事業として、福岡県及び直方市と共同でデジタル社会の基盤となるデータセンター等の受け皿となる工業用地を整備するため直方・鞍手工業用地造成事業費として直方市への負担金804万9千円を計上しております。

次に、8款土木費です。土木費全体では、前年度と比較して1億6,784万円増額となる7億7,136万2千円を計上しております。

主なものは、3か年の継続費として実施している西原橋補修工事に伴うJR委託業務の2年目に係る事業費を含む橋梁維持管理事業費で2億1,105万円を計上しております。

す。

次に、下水道事業費で一般会計から下水道事業会計に対する補助金及び出資金として3億425万円を計上しております。

次に、新規事業として新庁舎建設地に隣接する本町・今村線の歩道の一部拡幅を含む道路整備費として本町・今村線道路改良事業費で3,000万円を計上しております。

次に、9款消防費です。消防費全体では、前年度と比較して1,439万9千円の増額となる2億8,717万8千円を計上しております。

主なものは、常備消防に係る負担金として直方鞍手広域消防事務組合負担金で2億4,469万1千円を計上しております。

次に、臨時交付金事業として、避難所の感染防止対策に係る衛生用品や備蓄食料等を購入するため避難所衛生環境対策費で166万2千円を計上しております。

次に、10款教育費です。教育費全体では、前年度と比較して964万4千円の増額となる6億8,234万1千円を計上しております。

主なものは、庁舎等建設事業の関連事業として、公民館大規模改修事業費においては、設計測量委託料として649万円を計上しております。

また、歴史民俗博物館別館建設事業費で1,615万9千円を計上するとともに、展示工事に係る新たな継続費として総額8,719万7千円の予算措置も講じております。

次に、新規事業として、小学校の統合に向けた基本計画を策定する小学校統合・再編事業費で1,780万3千円を計上しております。

また、児童の基礎学力を向上させるため基礎学力向上推進事業費で120万円を計上しております。

次に、臨時交付金事業として、GIGAスクール構想の更なる充実に向けた関連予算として、小学校及び中学校の合計で856万1千円を計上するほか、文化体育総合施設内の一部施設のトイレの衛生環境の改善等を図るため歴史民俗博物館感染症予防対策事業費で366万円を、弓道場感染症予防対策事業費で250万円を計上しております。また、学校給食費について子育て世帯の負担軽減を図るため4月から3回分の減免措置に係る学校給食減免措置費で1,524万3千円を計上しております。

次に、12款公債費においては、前年度と比較して1,366万5千円の増額となる9億5,266万7千円を計上しております。

以上が歳出予算の概要であります。

一方、歳入につきましては、令和4年度においても依然と厳しい状況にあり、地方交付税をはじめ、国県支出金や町債などの依存財源に頼らなければならない財源構成となっております。

はじめに、1款町税においては、前年度と比較して1,729万8千円増額となる18億747万4千円を計上しております。

主な増減としては、個人町民税の現年課税分で1,816万3千円の増額を、法人町民

税の現年課税分で1,700万円の増額を見込んでおります。

また、固定資産税の現年課税分では322万8千円の増額を見込んでいる一方で、滞納繰越分では、前年度の徴収猶予分の減額の影響等により2,088万9千円の減額を見込んでおります。

次に、2款地方譲与税においては、前年度と比較して165万円増額となる6,612万円を計上しております。

次に、7款地方消費税交付金においては、前年度と比較して900万円増額の3億4,200万円を計上しております。

次に、10款地方特例交付金においては、前年度と比較して2,141万7千円減額となる1,300万円を計上しております。

次に、11款地方交付税につきましては、国が示す地方財政計画に基づき見込んだ結果、前年度と比較して2億6,000万円の増額となる26億4,000万円を計上しております。

次に、13款分担金及び負担金では、前年度と比較して544万6千円減額となる2,243万8千円を計上しております。

次に、18款寄附金においては、前年度と比較して6億5,000万1千円増額となる7億2千円を計上しております。

次に、22款町債においては、前年度と比較して20万円減額となる7億8,540万円を計上しております。

このうち、臨時財政対策債は、地方財政計画で示された減少率を参考に見込んだ結果、前年度と比較して2億2,000万円減額となる1億円を計上しております。

そしてこれらの歳入を充てても、なお不足する財源3億8,746万5千円を、19款繰入金の財政調整基金繰入金に計上し、歳入歳出予算を調製しております。

以上が、日程第18議案第15号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

#### ○議長（星 正彦君）

本案に対する質疑は後日行います。

次に日程第19、議案第16号から日程第26、議案第23号までの8件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長

#### ○町長（岡崎 邦博君）

日程第19議案第16号から日程第26議案第23号までの8件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第19議案第16号は、令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算であります。

本予算は、歳出では一般被保険者に係る保険給付費の療養諸費及び国民健康保険事業費納付金の増額、歳入では県支出金の増額などの関係項目を調整し、予算総額を、歳入歳出それぞれ18億6,622万7千円としております。

次に、日程第20議案第17号は、令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算であります。

本予算は、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の増額、歳入では後期高齢者医療保険料及び保険基盤安定繰入金増額などの関係項目を調整し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億9,517万9千円としております。

次に、日程第21議案第18号は、令和4年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算であります。

本予算は、住宅新築資金等の貸付金回収金を一般会計へ繰り出すものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ69万円5千円としております。

次に、日程第22議案第19号は、令和4年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、町内11か所のかんがい揚排水機場の年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ5,210万1千円としております。

次に、日程第23議案第20号は、令和4年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、谷山池斜樋操作場・谷山池パイプラインの施設について、年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ733万5千円としております。

次に、日程第24議案第21号は、令和4年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算であります。

本予算は、くらて病院に係る地方債の発行やその償還などを主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ2億6,049万6千円としております。

次に、日程第25議案第22号は、令和4年度鞍手町水道事業会計予算であります。

本予算は、安全で安定した水道水の供給に係る事業費を主なものとして、予算第3条収益的収入及び支出では、水道事業収益3億4,495万4千円に対し、水道事業費用3億3,351万3千円で、差引1,144万1千円の黒字予算を計上しております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出では、資本的収入5,085万2千円に対し、資本的支出1億8,266万1千円で、差引1億3,180万9千円の不足となりますが、不足額につきましては、当年度までの損益勘定留保資金から補填することにしております。

次に、日程第26議案第23号は、令和4年度鞍手町下水道事業会計予算であります。

本予算は、生活環境の向上及び公共用水域の改善に係る事業費を主なものとして、予算第3条収益的収入及び支出では、下水道事業収益4億2,716万8千円に対し、下水道事業費用4億2,956万円で、差引239万2千円の赤字予算を計上しております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出では、資本的収入6億676万1千円に対し、資本的支出7億1,949万5千円で、差引1億1,273万4千円の不足となりますが不足額につきましては、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,015万5千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,346万5千円、過年度分損益勘定留保資金847万4千円、当年度分損益勘定留保資金6,064万円から補填することにしております。

以上が、日程第19議案第16号から日程第26議案第23号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願います。

○議長（星 正彦君）

次に、日程第27、議案第24号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

日程第27議案第24号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第27議案第24号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和3年度固定資産税の課税免除であります。

本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく、令和3年度分の固定資産税の課税免除申請が、企業1社から提出されましたので、課税免除措置を講じるものであります。

以上が、日程第27議案第24号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願います。

○議長（星 正彦君）

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。明日3日から6日までの4日間を休会にしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって明日3日から6日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 14時28分

令和4年鞍手町議会第1回定例会会議録（第2号）						
令和3年3月7日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和3年3月7日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和3年3月7日 午後4時07分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 議員	10	許 斐 英 幸		11	西 藤 典 子	

職 務	議会議務 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会議務 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	友 澤 和 子	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	建設課長	柴 田 隆 臣	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進 課 長	高 橋 奈 美 江	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	税務住民 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	大 村 俊 夫	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和4年第1回鞍手町議会定例会議事日程

3月7日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

# 一般質問通告一覧表

令和4年第1回定例会

No. 1

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
11番 西藤典子	<b>1. 鞍手開発について</b> (1) 開発計画、工事の概要は。 (2) 当初計画からの変更と今後の変更予定は。 (3) ナフコ隣接地の埋め立てについて、開発許可は。用途は。 (4) 排水工事未完成のままの開発の続行と新たな埋め立て。雨季に向けての安全性。排水の阻害要因では。	町長
	<b>2. 六田川改修計画について</b> (1) 六田川改修計画の提出確定時期とその概要。鞍手開発の計画との整合性。 (2) その計画は現在どう活かされているのか。 (3) 町の中心部が浸水の危機にさらされる。命と暮らしに係る。今後どう取り組まれるのか。	町長
	<b>3. 旧徳島ビル周辺の歩道設置について</b> (1) 工事が遅れている。1日も早い実現を。	町長
	<b>4. 新型コロナウイルス感染症の対応について</b> (1) 町内の1、2月中の感染者数と年齢区分は。 (2) 町内にクラスターの発生はないか。 (3) 高齢者の死亡が激増しているが、町内の状況は。 (4) 町内の感染者、濃厚接触者に対する貸与品等の対応は。	町長
12番 的野信之	<b>1. パートナーシップ宣誓制度について</b> (1) 制度の概要について。 (2) 本町の取り組みについて。 (3) 本町に於いて、どのようなサービスが提供できるか。 (4) 本町でのパートナーシップ宣誓制度導入について町長の考えは。	町長
1番 添田政勝	<b>1. 出生祝い金の新設について</b> (1) 子育て支援に対する町長の基本的な考えは。 (2) コロナ禍で国は子育て世帯に対する支援金を出したが、本町の取り組みは。 (3) 新生児に対する祝い金の考えは。	町長
	<b>2. 子どもに対する医療費支援の拡大について</b> (1) 15歳まで無償になっているが、この数年の経費は。 (2) 18歳まで延長する考えは。 (3) ふるさと納税の寄付金を財源にする考えは。	町長

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
2番 野口美恵子	<b>1. 不登校の児童数について</b> (1) 鞍手町における現在の不登校の児童数は。 (2) その現実を踏まえて現在どのような対策を講じているのか。	教育長
4番 宇田川 亮	<b>1. 新型コロナウイルスについて</b> (1) ワクチン接種について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5～11歳の予約及び接種状況は。</li> <li>・ 3回目ワクチンの接種状況は。</li> <li>・ 早期接種を勧めるための方策は。(県の大規模接種の活用等)</li> </ul> (2) 家庭内感染が増えている中、感染者を把握している自治体では独自サービスを行っているが、町の対策は。 (3) 公共施設の休館について。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休館の基準は。</li> <li>・ まん延防止措置下でも休館していない近隣の施設は。</li> <li>・ 感染防止措置をとり他チームとの試合等しなければ、せめて少年団体には使用させてもよいのでは。</li> </ul> <b>2. 町立小学校の統合について</b> (1) 検討委員会からの提言に対し町長の今後の具体的考えは。 (2) スクールバスや老朽化した給食センターはどうするのか。 (3) 廃校の跡地利用は。	町長          町長 教育長
8番 有働徳仁	<b>1. くらじの郷について</b> (1) 今年度の利用状況と経費は。 (2) 施設売却等の考えは。 <b>2. くらて病院跡地について</b> (1) 現在はどのような状況なのか。 (2) 解体後の活用方法は。 <b>3. ふるさと納税について</b> (1) ふるさと納税の創設時と現在では制度に違いはあるのか。 (2) 今後、寄附を活用した新規事業の考えは。 <b>4. 直方・鞍手工業用団地造成事業について</b> (1) データセンターが認定されるのはいつごろか。 (2) データセンターが困難な場合の対応は。	町長          町長       町長    町長

令和4年3月7日（第2日）

開会 午後1時00分

○議長（星 正彦君）

ただいまから本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。

本日、外園教育長が一身上の都合により欠席の報告が執行部よりありましたことをご知らせいたします。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

質問は、お手元の通告一覧表の順序により行います。

最初に11番議員西藤典子議員の質問を許可します。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

通告に従いまして質問いたします。

近年の気候変動に伴います降雨量の増大。とりわけ平成30年7月6日、遠賀川が観測史上最高水位を記録しました洪水を契機に、国土交通省遠賀川河川事務所におきましても、遠賀川水系河川整備計画の見直しが行われたところでございます。

そのような状況の中、私たちの住む鞍手町の状況を見ますと鞍手インター周辺では鞍手開発合同会社による開発工事が進んでおります。

また、鞍手町では平成11年6月、15年7月、18年6月、27年7月と六田川中流部の住宅地周辺におきまして、浸水被害が頻発しております。

そこで、お尋ねいたします。まず、鞍手開発の件についてでございますが、鞍手開発の開発計画及び工事の概要をお尋ねいたします。よろしくお願いたします。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

開発計画、工事の内容につきましては地域振興課長に答弁させます。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 和夫君）

はい。開発計画、工事の概要についてお答えをいたします。

当該開発行為ですが、申請者は鞍手開発合同会社です。平成29年12月28日付で許可申請書が提出をされております。

平成30年3月27日付で福岡県知事から許可をされております。

開発行為の概要としましては区域面積12万945.94平方メートル。うち、有効宅地

面積は8万6,163.52平方メートル。

予定建築物等の用途としましては、倉庫及び店舗となっております。以上です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

調整池の形状、規模、あるいは排水口の配置、構造、排水の仕組み等についてお尋ねしたいと思いますが、どうなっておりますか。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。もう一度お願いします。

○議員（11番 西藤 典子君）

調整池が中にあると思うんですけども、その形状とか規模とか、それから排水口がどのように配置され、どのような構造になっているのか、排水の仕組みがどうなっているのか、そういったことで分かる範囲でお尋ねしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 和夫君）

はい、今ご質問の件につきまして詳細の資料を今こちらのほうにお持ちしておりませんので、後ほど事務局を通して西藤議員のほうにお知らせしたいと思います。以上です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

この計画規模は50分の1の規模でございましょうか、30分の1の規模でございましょうか、お尋ねいたします。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 和夫君）

福岡県の開発の基準によりますと30分の1ということですが、詳しい資料については後ほど、また渡したいと思っております。以上です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

計画の当初です区長会で課長が図面を示して説明されたと聞いております。その内容と現在変わったところはありませんでしょうか。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 和夫君）

すいません、区長会で示したということですかね。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

何か最初ですね課長さんが区長会とか、いろいろ地域とかの前で何か詳しく説明されたと聞いておるんですけど。私が実際に聞いたわけじゃありませんから、私あくまでもちょっと人から聞いてそう言うておりますので、不明確な質問でありましたらお答えいただかなくて結構です。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 和夫君）

はい、ちょっと私の記憶の中では区長会等々で説明したということは記憶ございませんが、地区計画というのを都市計画決定しておりまして、そのときに、これは一般の住民の方に説明会をしたということは覚えております。

しかし、これは開発行為そのものについての説明ではなくて、あくまでも地区計画の内容についての説明でございます。以上です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

その内容と現在の内容と変わったところはないのでしょうか。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 和夫君）

計画当初からの現在までの変更ですが、現在、正式に変更は出されておるのは工事施工者及び設計者。これについては2度の変更許可申請が提出をされ、いずれも福岡県から許可をされております。

また現在、現状から開発区域、それから地盤高、既存水路等の拡張及びボックス化、調整池の位置などについて変更する計画案が鞍手開発合同会社より示されておりまして、都市計画法に基づく開発行為等の審査基準や森林法に規定する、林地許可申請に係る審査基準に基づきまして、福岡県の関係部署、それから本庁の建設課と協議を進めているところでございます。以上です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

排水工事はいつごろ終わるんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 和夫君）

はい、これについては今現在変更ということで協議していますので、この協議が整わないと、いつ工事が終わるといことは一概には言えないと思います。以上です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

ということになりますと、未完成のまま開発が続行されるということになりますね。

そういう状況の中で、これからですね雨季に向けまして危険はないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 和夫君）

まず開発行為、それからこの排水工事というものはですね、決して別々のものではなくて、開発許可申請を受ける際には必ずこの排水施設というものを、先ほど言いました30分の1の確率での下においてですね、排水施設をきちんと整備しないといけないようになっております。

また、開発工事期間中の防災対策。当然今施工しておりますので、これについては工事中の雨季、排水系統及び沈砂池などを示しました防災計画図、これを県に提出しまして当該審査基準に基づいた許可、これを受ける必要がございます。

また、町としましても、この防災対策に基づきまして開発行為が許可されて以来ですね、雨季前には事業者と協議を重ねて、現場立会いなどを行いまして、工事中にも六田川等の排水に支障のないように対応しております。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

ぜひそういう万全の対策を講じていただきたいと思います。くれぐれも危険が及ぶようなことがあってはならないと思っております。

次に、ナフコの隣接に新しく埋立てが行われておりますが、これは、用途は何でしょうか。開発計画はどうなっておりますか、お尋ねいたします。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 和夫君）

はい、ご指摘の埋立地につきましては、埋立地に係ります開発許可というご質問ですけれ

ども、この用地につきましては鞍手開発合同会社が、資材置場として使用するために県知事から農地法に基づきます農地転用許可を受け整備しているところでございます。

なお、この用地は建築物等の建築、または特定工作物の建設の用に供する目的で土地の区画形質の変更をしているということになりませんので、都市計画法に基づく開発行為には該当しません。つまり許可も必要ないということでございます。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

そういうことであるかもしれませんが、今まで田地であった場所が新たに埋め立てられているわけですが、排水の阻害要因にはなりませんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（星 正彦君）

農政環境課長。

○農政環境課長（大村 俊夫君）

はい、先ほどのナフコ隣接地の埋立てについては、農地転用ということで、こちらのほうで許可を出しておりますので、農政環境課のほうから答えさせていただきたいと思います。

当該埋立て地については、まず、申請地の周囲に雨水排水口を設ける設計となっております。

また、埋立て地の法肩には高さ30センチの小堰堤を設け、造成敷地内には沈砂池を3か所設けるように設計されています。

当該小堰堤により、敷地にたまった雨水等は沈砂池に集められ沈砂池によって集められた雨水は溜枡を経由して、既設水路へ排水されます。

農地法では、排水対策において技術的な基準は設けられておらず、当該対策によって本来農地が持っていた貯水能力を、どのくらい保管できるか不明ですが埋立て地の雨水が直接放流されるわけではないことから、影響は少ないものと考えております。以上です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

是非ともですね万全を期していただきたいと思います。

次に、六田川改修計画についてお尋ねいたします。これにも関連があると思いますので、そういう面もお尋ねしたいと思います。

六田川の件でございますが、度重なる浸水被害を受けまして六田川を水害のない川にするためにどうするかということで、六田川治水対策検討委員会が設置されて当時の徳島前町長の諮問により六田川改修計画が提言として提出されたと聞いております。

お尋ねいたします。その時期とその内容、概要をお知らせください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

この件につきましては建設課長に答弁させます。

○議長（星 正彦君）

建設課長。

○建設課長（柴田 隆臣君）

はい、お答えいたします。六田川改修計画につきましては平成25年度に準用河川六田川内水対策検討委員会が設置され、会議における資料等の作成につきましては、治水対策の専門的知見を有しますコンサルティング会社に委託し平成28年度までに4回の会議を行っております。

町に対する改修計画案の答申は平成28年10月19日付で行われておりますが、町としての改修計画の策定までには至っておりません。

この改修計画案の概要でございますが、計画規模10年に1度の確率で降る雨量に対応できるものとしたしまして、河道の拡幅、調節池3か所の設置、護岸工事、また、河道の拡幅工事に伴います6つの橋梁のかけかえなどの内容となっております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

今、課長の説明で、この工事の計画規模は10分の1ということでご答弁いただきました。

調整池を通過してですね全て10分の1にして流すということになっているようでございますが、次の質問に移らせていただきますけれども、六田川の計画規模、それと、先ほど質問いたしました鞍手開発の計画規模との整合性はどうなっておるのでしょうか。

鞍手開発のほうは30分の1ということでございました。流れ込むところの六田川は10分の1ということでございます。整合性がとれるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 和夫君）

はい、繰り返しになりますけれども鞍手開発の開発エリアは30分の1、つまり30年に1度の降る確率、雨ですね。これに耐えうる調整池を設置して、そして雨が降った場合にその水をためて、六田川に出すということですから、六田川が持っている、その10分の1よりもはるかに大きい雨でも、対応するような調整池をつくって開発が行われるということをもっとご説明したいと思っております。

○議長（星 正彦君）

建設課長。

○建設課長（柴田 隆臣君）

続きまして六田川との計画との整合性ということで、今、地域振興課長のほうから答弁がありましたとおり、開発由来の雨水等の処理につきましては、福岡県の開発許可、その条件

といたしまして、開発面積に対応できる調整池、これを設置することとされております。そのようなことから六田川の改修計画との整合性はとる必要はないというふうになっております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

上流のほうにある鞍手開発の開発ですね。これは30分の1ということで、かなり頑丈につくられて、大きくつくられているのでしょうか。それが流れこむのは10分の1にして流しているところの六田川であると。

そうしますとその排水の仕組みですね。30分の1の計画規模のところから10分の1の計画規模のところに流し込む、その排水の仕組みっていうのはどんなふうになっているのでしょうか。

○議長（星 正彦君）

建設課長。

○建設課長（柴田 隆臣君）

はい、お答えをいたします。30分の1の雨量に対する調節池ですが、そこに、その開発エリアの雨水が一度にそこに溜まるわけですね。それで直ちにその六田川に流し込むのではなくて、調節池の中に六田川に流し込むパイプ。ちょっとすいません直径が何センチかかっていうのが、ちょっと今手元に資料がないものですから後ほど事務局を通して、ご説明させていただきます。

降った雨が直ちに六田川に流れ込むというそういった仕組みにはなっておりません。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

次の質問に行かせていただきます。この六田川改修計画の、この提言でございますが、この提言がもう大分時間がたっておりますけれども、現在、どう生かされておるのでございましょうか、経過をお知らせください。

○議長（星 正彦君）

建設課長。

○建設課長（柴田 隆臣君）

はい、お答えをいたします。この計画でございますが、平成28年度に先ほど説明いたしました、六田川改修計画案が検討委員会のほうから示されておりますが、事業規模、これが非常に膨大であり町単独の改修がなかなか難しいと判断したことから、翌平成29年度から令和2年度にかけて福岡県直方県土整備事務所、河川砂防課と改修計画案の妥当性について技術的な助言、指導をいただきながら勉強会を重ねてきております。

そして令和3年2月に同県土整備事務所河川砂防課のほうから、この改修計画案は妥当であるというような回答をいただいたところでございます。その後、改修計画案にあります調節池の整備が実現可能かどうか検討するために令和3年9月にボーリング調査を行っております。

また、これと並行いたしまして事業用地の地権者の意向を確認しましたが、現時点での同意が得られず、調節池3か所、その調節池の代替地を含めまして計4か所での調節池の建設が困難な状況となっております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

ボーリング調査が行われたっていうのは具体的にどこら辺のボーリング調査を行ったんでしょうか。

○議長（星 正彦君）

建設課長。

○建設課長（柴田 隆臣君）

候補地の一つでございます旧くらて病院から下っていった右側の農地ですね、以前の清水商店とかがあったところの右側に広がる農地でございます。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

地権者との話合いがうまくいかなかったとかいうようなこともありますが、具体的にはどういうふうな問題があったんですかね。お尋ねいたします。

○議長（星 正彦君）

建設課長。

○建設課長（柴田 隆臣君）

はい。具体的な内容になりますと、個人情報を含む内容になってまいりますので答弁のほうは控えさせていただきたいと思っております。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

この問題についてはですね、やっぱり非常に地元の要望が強いわけですね。先ほどもちょっと申しましたとかと思いますけれども町の一部が浸水の危機にさらされていると。

雨が降れば今のような状況が続けば町民の命と暮らしに関わる重大問題であると地域の方非常に心配されておられてですね。不安であるということで困っていらっしゃる、そういうことなんです。

何か今後何とかこう取り組む方法はないものでしょうか。聞きますと、これは岡崎町長の

公約であったというようなこともちょっと聞いたことがございますが、そういう観点からもぜひ取り組みの気持ちを聞かせていただきたいと思いますがいかがでございましょうか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

この六田川につきましては平成15年にですね、当時私は議員でしたけども、私と他の議員2名とともに町に対して要望書を提出しております。

その時の六田川の状況というのは堆積路がかなり各か所であったり、また、大型ごみがあったりだとかというようなことで、非常に荒れている川でございました。

そしてまた、先ほど議員が言われましたように平成11年、15年、16年と、当時ずっと水害が起こった時期でもありましたので何とかしたいというようなことで当時議員の時からこの六田川の問題については、ずっと関わってきております。

そしてまた町長にさせていただいた際にも公約として、この六田川の治水対策には取り組むということで議員ご指摘のように公約として挙げております。

しかしながら先ほど建設課、また地域振興課の課長が答弁したように、検討委員会の中で出されました計画案につきまして、いろいろと検討を進めているところです。

そしてまた、この調節池の事業化が難しいというようなことからですね、もう一つの工種であります河道の拡幅工事が実現可能か検討をしていきたいというふうにも考えております。

そのため現在、建設課において地権者の調査を行っているところでありまして、整理が出来次第、地権者の意向を確認して進めていきたいと考えております。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

本当に頑張っていただきたいと。もう地元の方の要望も非常に強いのですので頑張っていただきたいと思っております。

私の感想で申し上げますと、こういった事態私は知りましてね、本当はこれはもう庁舎建設よりも優先すべき課題であったんじゃないかという感じがいたしております。

ぜひ町長ですね今後も頑張っていただきたい。実現のためにいろいろ知恵を出していただきたいと思っております。この件はこれで終わらせていただきます。

次の質問に移らせていただきます。次に、徳島ビル周辺の歩道の設置についてでございます。通学路でありまして実際子どもが交通事故でけがをして入院したという事実もあります。地元の方々は、県土事務所はもう平成30年頃から準備をしていたのに、あまりに遅いではないかと言われております。県に強力に働きかけていただきまして、1日も早く実現するよう尽力願いたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

この件につきましては建設課長に答弁させます。

○議長（星 正彦君）

建設課長。

○建設課長（柴田 隆臣君）

はい、お答えをいたします。ご質問の一般県道の新延植木線の歩道整備につきましては、昨年、再事業化がされまして詳細設計、用地測量を終えまして、現在、建物等の物件調査に取りかかっているところでございます。

令和4年度より用地買収、建物補償等の交渉を進め完了後に、本工事に取りかかっていくと、県のほうから伺っております。

本町といたしましても、1日も早い整備の完了を福岡県に継続して要望していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

やっぱり地元の熱意が非常に影響すると聞いております。ぜひ全力を挙げてですね、実現に向けて力を入れてほしいと思っております。

最後に新型コロナウイルス感染症の対応についてお尋ねいたします。

オミクロン株による第6波では死者数が最多記録を更新し続けております。また、10代や10歳以下の感染者の数も増えておりまして、これは非常事態だと思っております。

今後、保険所との連携を強め、新たな対応が求められる状況なのではないかと思っております。お尋ねいたします。町内の状況はどうなっておりますでしょうか。わかりましたら、1, 2月中の感染者数と年齢区分、また自宅療養者数と濃厚接触者数、クラスターの発生状況、また亡くなられた方がいらっしゃるかどうか、そういったことについて、分かる範囲でお知らせください。よろしく願いいたします。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

この件につきましては保険健康課長に答弁させます。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

はい、ではただいまのご質問にお答えさせていただきます。

感染者数につきましては鞍手郡としての発表しかされておりませんので、ここでは小竹

町を含む鞍手郡の数で答弁させていただきます。

まず、1月の感染者数は10歳未満が38人、10代から30代までが55人、40代から60代までが37人、70代以上が12人の合計142人となっております。

次に、2月の感染者数は、10歳未満が63人、10代から30代までが151人、40代から60代までが119人、70代以上が67人、年齢不明が1人の合計401人となっております。

それから濃厚接触者、それから自宅療養者の数については、町として把握が出来ておりません。

それから死亡者、亡くなられた方の数につきましても、町として把握は出来ておりません。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

近隣のはっきり申しまして小竹町のことなんですが、小竹町は県に問い合わせましたら、人数はわかったとおっしゃっておいりました。だから県にですね、今はそういうふうな、だんだん変わってきてるみたいなんですよ。今までは個人情報だとかいってなるべく表に出さないようになっているんだけど、いろんな対応の問題とかもあってですね、熱心に力強く要求すれば、知らせてもらえるような状況もあるようです。

といいますのが、やっぱりやっぱり、できるだけ手厚い対応するためにはやっぱり保健所任せでは、間に合わない面があると思うんですね。やっぱり町として把握していただきまして、きめ細かなといいますかね、なるべく手が行き届くような、そういう対応していただけたらなと思っております、そういうふうになりました。今後のですね対応をぜひお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきますが、感染を抑えるためにはワクチンの接種とともにPCR検査等の検査の実施が求められるわけでございます。

毎回質問しておりますけど、町独自のですね非常に先進的な取組であります。町独自の65歳以上は無料、64歳以下の基礎疾患のある方については、5,000円と、そういう5,000円の補助ですかね。そういうPCR検査の、この利用状況ですね、どうなっておりますでしょうか、最近の状況は。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

はい、現在のPCR検査の活用状況でございますが、3月4日現在でご報告させていただきます。

まず、高齢者の無料のPCR検査の申請者につきましては、50名。それから、上限5,000円で行っておりますPCR検査助成金の補助の申請者が96名でございます。以上

です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

もう年度末ですから、もうあと残り少ないわけですよ。やっぱりまだ余裕があつてね。実は近くの方と話していたら5千円も出してとか1万円も出してとか行ききらんよね。検査してもらいたいけどねとってですね。町でこういう取組をしていることに御存じない方が結構いらっしやるわけですよ。だから、ずっと以前からですね何回も広報のほうとってのよろしくということを行っていますけど。

それとですね、もう一つは予約申込みをしましてですね、県のほうから、無症状の方の無料のPCR検査が行われておりましたよね。実は昨日で終わったのですよ、県の場合一応ね。

今後どうなるかわかりませんが、希望者が予約しますと、無症状の方が予約しますと、県のほうで無料PCR検査をしてくださると、こういうことが行われていたのはご存じでしょうかね。

○議長（星 正彦君）

保健健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

その件につきましては、原課といたしましても承知しており、ホームページ等でお知らせ、広報でもたしかお知らせをしていると思います。

実際、実施期間は令和3年の12月26日から、今西藤議員がおっしゃいましたように、昨日3月6日までというふうになっておりましたが、昨日、県のホームページを確認いたしましたら1か月延びて4月7日まで無料のPCR検査が、県の事業として行われることになっております。以上です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

4月7日まで延長されたということは非常にうれしいことでありましてね。やっぱり無料だったら受けたいという方がいくらでもいらっしやるのですよ。

ただ、その情報が行き届いてないわけですよ。何か心配で心配でたまらんけども、もうそのね5千円も出しきらんばいとかいうようなことがやっぱり聞こえてきます。ぜひですね。

ただ、これ私聞きましたら鞍手町内にはそれを行っている薬局とかはないみたいなのですよね。直方市には何か所かあつて、ちょっと私聞いてみましたら日吉町の中村薬局がですね、しております、一応、予約が満杯であると。予約が満杯であつてですね、もう、昨日では終わるということで、後どうなるかわからないということですが、1か月延びたということで非常にうれしいわけですが、ただ、1日3人までなんだそうです。1日に3人

だけ予約してもらってすると。これですねやっぱり、こういう状況ですから、特に感染力が強いわけですから、気づかずに他の人に感染させたりすることになるわけですから、この情報もですね、もう広報にも出されたと聞いておりますけれども、さらにですね町独自の無料のもあります。もっともっとですね知らせていただきまして、少しでもですね、感染者がふえないようにしていただけたらなと思っております。

次に最後の質問でございます。病状の把握に素人でも非常に有効である、パルスオキシメーターですね。今のような感染者が増えてなかなか保健所からの手が及ばないという状況の中では自宅療養者とか濃厚接触者の方にできるだけパルスオキシメーターを対応させていただきまして、病状が悪化する人がないようにしていただきたいなと思っております。鞍手町にはパルスオキシメーターは幾つ準備されておるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（星 正彦君）

保健健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

はい、本町においては現在、パルスオキシメーターについては準備が出来ておりません。以上です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

パルスオキシメーターは自分で指にはめて、そしたらもう酸素濃度が分かるから、これがやっぱり、かなり病状の悪化に正確に反応してですね、これで急いで病院に駆けつけたとかね、あるいは往診を頼んだとか、そして助かるっていう例はあるみたいですから、ぜひ予算もいろいろありましようけれども、希望者にはですね、行き渡るような手だてを講じていただけたらなと思っております。

ほかにもいろいろまだお願いしたいことがありますけれども、後の質問者がですね、そのような内容を持っていらっしゃる方もありますので、私の質問は以上で終わらせていただきます。

○議長（星 正彦君）

以上で西藤典子議員の質問を終了します。

次に、12番議員 的野信之議員の質問を許可します。

的野議員。

○議員（12番 的野 信之君）

12番。通告に従いまして質問をさせていただきます。

本年1月に福岡県において、パートナーシップ宣誓制度を4月1日より開始する旨発表がありました。

近年、性の多様性を認め合い、よりよい社会を築こうとする機運が高まっています。

しかしながら、差別や偏見等、性的マイノリティー当事者への認知は道半ばであり、今後、

社会全体での取組が不可欠であります。

そこで質問です。この福岡県のパートナーシップ宣誓制度の概要について説明を求めたいと思います。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

福岡県パートナーシップ宣誓制度についてご説明いたします。

性的少数者の方々は、社会生活の中で偏見や差別に苦しんでおられます。同性カップルであることを理由に賃貸住宅への入居申込みが困難となるなど、社会生活上の障壁もあります。

これらは基本的人権に関わる問題であり、こうした差別をなくし障壁を取り除いて性的少数者の方々が性的指向や性自認にかかわらず、人生をともにしたい人と安心して生活できる福岡県を目指し、本年4月1日よりスタートするものです。

具体的には、双方または一方が、性的少数者であるカップルが日常の生活において相互に協力し合い、人生をともにすることを違う宣誓書を福岡県に提出し、福岡県はパートナーシップ宣誓書受領書カードを交付します。

婚姻とは異なり法的効果が生じるものではありませんが、このカードは県営住宅の入居申込みや、県立病院での病状説明等に利用できることとされています。

○議長（星 正彦君）

的野議員。

○議員（12番 的野 信之君）

まだ1月下旬に発表されたばかりですので、鞍手町としてもいろいろ検討する部分が多いと思いますが、この本町での、この制度導入に対する取組といたしますか、その進捗状況を分かる範囲で結構ですのでご説明ください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

本町ではこのパートナーシップ宣誓制度は実施しておりませんので、その制度に基づくサービスの提供は現在のところはまだ行っておりません。

今後、町のサービスを提供するため、現在、各課においてどのようなサービスが提供可能と考えられるか、サービスの洗い出しを行っているところです。

○議長（星 正彦君）

的野議員。

○議員（12番 的野 信之君）

まだ、どういったサービスを提供できるか洗い出しているということではございますが、仮に本町でこの制度を導入した場合、どのようなサービスが提供できるか。

現時点で結構ですので、こういったことが可能であるとかいう部分があれば教えていただきたいと思う。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

先ほど申し上げましたがサービスの洗い出しを行っているところですが、提供可能なサービスとして考えられるのは、町営住宅の入居に関することや、入院などの理由で本人に交付出来ないなどの特別な事情がある場合の母子手帳の交付などが考えられるというふうに思います。

○議長（星 正彦君）

的野議員。

○議員（12番 的野 信之君）

本町でのパートナーシップ宣誓制度の導入について、町長のお考えを聞きたいと思えます。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

福岡県の制度開始に伴い、県から本制度の趣旨を理解し町における行政サービスの提供についての依頼があっております。

したがって、本町独自の制度導入について現段階では考えておりませんが、先ほど言いましたように幾つかのものについては可能かなということで、今のところはまだ洗い出しの最中ではありますが考えているところです。

そうしまして福岡県の制度に賛同し、今後、町のサービスを提供することで町独自に制度を導入した場合と同様の効果が得られるというふうに考えております。以上です。

○議長（星 正彦君）

的野議員。

○議員（12番 的野 信之君）

調べたところ今現在、福岡市、北九州市、古賀市が県よりも先行してこの制度を導入しているということです。

特に、福岡市においてはユニバーサル都市福岡の実現に取組、特に性的マイノリティーの支援事業を積極的に行っているということでもあります。

例えば今福岡市でこの制度を利用して、行政のサービス受けている方が、例えば鞍手町に転入してきた場合には今までと同様のサービスを受けられないというふうなことにもなります。本当にこの制度導入はですね、本当に各自治体で同時に進めていかなければならない事業だと私は考えております。

最後にですね、そういった意味で本当に最後に質問なんですけど、本町がもう先駆けて導入

することによって周りの市町村県内の市町村が、この導入に向けてですね取り組んでいくという本当に我が鞍手町が導入を促す存在に私はなっていたきたいと思うんですが、そのところの町長の考えはいかがですか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

本町でこのパートナーシップ宣誓制度を導入すると仮に仮定した場合に、本町では、これによって先ほど言いましたようなサービスの提供ができるというふうに考えられます。

ただこれが先ほど議員が言われましたように福岡県全体の市町村、並びに、または福岡県が今回、4月1日から導入をしますので、福岡県の導入に基づいて、各市町村が、もう福岡県で導入されているので、サービスは提供できるというような連携ができればですね、それはそれとして各市町村がそれぞれに、この制度を導入する必要があるかどうかというようなことにもなるんじゃないかなと思います。

いずれにしてもパートナーシップ宣誓制度自体、福岡県としては4月1日から始まることでもありますので、今後、どのような形が1番、性的マイノリティーの方たちにとって有益かということについて検討していきたいというふうに思います。

○議長（星 正彦君）

的野議員。

○議員（12番 的野 信之君）

やっぱりですね性的少数者が差別や偏見に苦しむことがないように、やはり社会的な理解を今後とも鞍手町は発信していただきたいと思いますと考えております。

早急に制度導入もしくは同等の福岡県のサービスと同等な事業をしていただきたいと思いますこれで質問を終わらせていただきます。

○議長（星 正彦君）

以上で、的野信之議員の質問を終了します。

次に、1番議員 添田政勝議員の質問を許可します。

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

1番、通告に従いまして質問します。

出生祝い金の新設についてですが、まず、子育て支援に対する町長の基本的な考え。鞍手町が目指す形、そういうものがあれば、その内容について聞かせてください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

平成27年の4月から、第1期鞍手町子ども子育て支援事業計画において保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ地域や社会全体が保護者に寄り添

い、互いに協力し子育て支援に取り組むとともに、子どもの最善の利益が実現される安心して子どもを産み育て子どもが健やかに成長できるまちづくりを推進してきました。

しかしながら、病児・病後児保育事業や子ども医療費助成制度の中学生までの拡充などの取組により、一定の成果は見られるものの、平成29年度には待機児童を生じさせるなど、全ての子どもの最善の利益が実現されているとまでは言えないかもしれません。

このため、第2期計画では、第1期計画の基本理念である安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるまちづくりを継承し、待機児童の心配などをせずに安心して子どもを預けられ、障害の有無にかかわらず、必要な支援を受けることが出来、子育てに關しての心配事があっても、すぐに相談できる場所があつて、鞍手町が子育てしやすいまちとして、若者や子育て世代に選ばれていくために、家庭や地域子育て支援事業の提供事業者、行政等の各主体が連携、協働しながら関連施策を推進していきたいと考えております。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

町長の考えを理解出来ましたが、今現在、コロナ禍でさらに物価がどんどん上昇していますけども、その影響を大きく受けるのが、子育て世代だというふうに思いますので、ここに何か早急に取り組むべき、本町独自の新しい支援策が必要だと私は考えますが、町長どうですか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

今このコロナ禍の中で、子育て支援策としては町独自に給食費を3回無料にするということ、ここ2年続けて行ってきました。

そしてまた、2年前には子育て世代だけではなく、やはり、手洗いその他、水を使うことも多いし、自宅で過ごすことも多いということから、上水道の基本料金を半年、無料化したりしております。これは子育てそのものというよりも、町全体の世帯の方たちについての施策となっております。

そしてまた令和4年の当初予算においてもですね、給食費の3回無料について計上しておりますので、ご審議をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

今、答弁にありました給食減免あれは確かに私も助かりました。ありがとうございます。  
しかし乳幼児と高校生は給食ありませんので、そこはちょっと検討していただきたいと思います。

国は今回の子育て世代が大変だろうと。そういう判断から支援金を出したと思うんです

ね。だから本町でも、新たな支援策が必要だと思いますが、では今やっている本町の子育て支援の取り組み、これはどういう内容ですか。

○議長（星 正彦君）

福地人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

この件につきまして私のほうからご説明させていただきます。

今般、子育て世帯に対します国のほうから支援金が出ておりますが、令和3年度の子育て世帯等の臨時特別給付金につきまして、私のほうからご説明をさせていただきたいと思えます。

令和3年11月19日に閣議決定されました経済対策におきまして、年収960万円以上の世帯を除き、高校生世代までの児童1人当たり10万円相当を給付し、そのうち現金5万円を迅速に支給するというふうにされたため、本町では、12月24日に支給が開始出来ますように11月22日に先行給付分の関係予算を専決処分いたしました。

その後12月15日に10万円相当の給付のうち残りの5万円相当のクーポン給付につきまして、先行給付分を5万円と合わせて現金10万円の一括給付が可能であるとの見解が示されたため、一括給付するための関係予算につきまして、12月16日に専決処分をしております。

また、所得制限により給付金の支給対象外とされました児童分につきましても本町独自の支援分といたしまして、児童1人当たり現金10万円を一括給付することとしましたために、そのための予算も合わせて盛り込んでおります。

中学生以下の給付金は、原則プッシュ型によりまして12月24日に振り込みによる支給を行い、高校生世代からの申請に基づく支給につきましては、1月26日から開始し、その後は随時、支給を行っているところでございます。以上です。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

今、乳幼児に対しては紙おむつとか、聴覚検査とかの取組とかあると思うんですけど、今後コロナの影響を受ける子育て世帯が、本町に少しでも魅力を感じるような、新しい支援策に出生祝い金という形ですね、取組を行ってはどういうふうに考えますが、現在、他の市町村でこういったことを行っているところというのはありますか。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

お答えいたします。福岡県内の他市町村の支給状況でございますが、福岡県の市町村別子育て情報ポータルサイトというのを見てもみますと、福岡県内では、大任町、赤村、添田町、芦屋町、みやこ町の5町村で支給を行っているようでございます。以上です。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

やっぱり幾つかやっているんですね。では本町では、年間何人ぐらいの新生児が生まれていますか。

○町長（岡崎 邦博君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

はい、本町におきましては、例年2年度、ちょっと3年度はまだ途中でございますので、令和2年度の出生数が71人、令和元年度が62人、平成3年度は79人でございます、大体平均をいたしますと70人程度ということになっております。以上です。

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

多く見積もってもですね、百人として考えてですね、3万円の祝い金を渡したとしても300万ですね。

備品等の必要なものの支援、こういうのは少しはあるかもしれませんが、出産にはかなりのものが必要なんです。

その必要なものの価格が今どんどん上昇している。中学生までの医療費の無償化とかありますが、まず、子どもが生まれたら最初に、鞍手町で生まれてくれた感謝の気持ちを祝い金という形で少しの金額でもいいんです。まず最初の支援があることで鞍手町はいいねと。そういうふう若い世代の方々に思っただくことで、定住人口の増加につながると私は考えますが。

この出生祝い金、どうですか町長、考えてみては。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

先ほど議員からもご指摘がありましたが、新生児に対して行っている事業としては先天性の聴覚障害児の発見を目的として実施する聴覚検査にかかる費用の補助、また育児用品、紙おむつなどの支給を行っております。

また、乳幼児健診、これ4か月健診ですけれども、に参加した子どもとその保護者を対象に、絵本や子育てに役立つ資料などの入ったブックスタートパックの進呈も行っております。ご質問の祝い金支給に関しましては、子育ての支援の方法や財源などについて調査研究をし、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

こういった支援策はですね、やっぱり遅れると駄目だと思いますね。

先に先にやらないとですね。子育て世帯に残っていただきたい。鞍手町に来ていただきたい。小竹町は、令和3年度から申請時に3万円もうやっています。これでもうあと出しなんですよね。早急に検討して決断していただきたいと思いますが、もう1回どうですか町長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

ご質問の新生児に対する祝い金としての一時金も子育て支援の方法であるというふうに考えますし、先ほど議員が言われましたように、感謝の気持ちをあらわすという意味でも祝い金は、効果があるんじゃないかなというふうにも思います。それが定住に結びつくっていいこともあるでしょう。

ただ、持続して鞍手町に定住して、今、既に子育てをしている若い世代に対しての支援などの方法もあるというふうにも思います。

先ほど言いましたような、給食費の補助とか無償化とかいうようなことも、あるんじゃないかなというふうにも思います。

方法や財源についてですね、先ほど言いましたが、5町が、福岡県下では5町が祝い金を出してるというような答弁がありましたけど、課長のほうから答弁をしましたように今後他町との関係も含めてですね、調査を研究して検討していきたいというふうに考えております。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

はい。こういう支援からですね、人口減少の軽減につながるというふうに考えますので、町長任期がもうすぐ来ますので、それまではぜひ検討、実行されることを期待して次の質問に行きます。

子どもに対する医療支援の拡大について質問します。現在、15歳まで医療費が無償ということになっていますが、この数年の経費、これはどれくらいかかっていますか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

この件につきましては保険健康課長に答弁させます。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

はい、ただいまのご質問にお答えいたします。

子ども医療費の経費につきましてお答えいたします。

まず、令和元年度の経費でございます。医療費としての支出額は5,032万537円。これに対します県の補助金が1,549万7,000円。差引き3,482万3,537円が本町の負担額となります。

令和2年度でございます。医療費としての支出額は4,373万8,060円。これに対します県の補助金が1,135万円。差引き3,238万8,060円が本町の負担額となっております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

はい。そうしたら、これ以前宇田川議員が去年、おととしと質問されていましたが、現在、18歳まで無償化にした場合、経費の想定というのは変わってないですか。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

ただいま、添田議員おっしゃいましたように昨年の3月議会で宇田川議員から高校生世代までの拡大ということで、当時が約917万円の増加というふうにご答弁さしてもらっております。

令和3年2月診療月から令和4年12月診療月分まででございますが、それで試算をいたしますと、約571万円の増加が見込まれます。

この医療費につきましては、毎年、お1人の疾病でとか治療内容等によって大きな変動があるため、毎年毎年、若干高校生世代まで拡大しても結構な負担増減があるかというふうには考えております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

以前の質問で町長が18歳まで無償化にするのは、厳しい財政状況では財源の問題のような答弁だったというふうに記憶していますが、今の考えで間違いはないですか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

当時は財源とともにですね、鞍手町の現在の中学生までの医療費無料化の説明もさせていただいたというふうに思いますので、改めて、もう一度説明をさせていただきますと、鞍手町では平成28年10月より、子ども医療費支給制度を拡充し対象者を中学生まで引上げ、医療費の窓口負担を全て無料としております。

福岡県の子ども医療費支給制度も令和3年4月から通院入院の対象年齢が中学生まで拡大されておりますが、保護者の所得制限が設けられております。

また通院及び入院にかかる医療費についても、自己負担があり、このことから見ても、鞍手町の医療費助成は充実していると考えております。

令和3年現在、福岡県内60市町村のうち鞍手町と同様の要件で、子ども医療費支給事業を実施しているのは、16市町村です。

助成対象を18歳まで拡充して実施している市町は7市町ありますが、入院のみの実施が3市町。通院及び入院の実施が4市町です。

うち、北九州市及び築上町は入院に関してのみの自己負担はありませんが、他の全ての市町は就学前もしくは小学生以上の医療費の窓口での自己負担を徴収しており、窓口負担を無料としている市町村はございません。

以上のことから鞍手町としては現時点で助成対象者の高校生拡大については考えておりません。以上です。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

私の記憶だと財政状況、現在厳しい財政状況ではということがあったと思いますが。そうですね。財源の問題です。ということですね。

でしたら、現在伸びてきている、ふるさと納税寄附金。これを財源とすればと私は考えますが、これはそもそも、寄附金をですね医療費の財源にするということがまず可能なのかどうか、ちょっと教えてください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

先ほど答弁させていただきましたように、昨年の宇田川議員の質問の中で財源とともにですね鞍手町の今の中学生までの医療費無償化については、先ほど言いましたように各市町と比べても、かなり私は優遇されているものというふうにもお答えしたというふうには思っています。

そしてまた、今ふるさと納税の寄附金を財源に充ててはどうかというようなご質問です。本町のふるさと納税による寄附金は鞍手町ふるさと応援基金条例により、ふるさと応援寄附金を基金に積み立てることなく、ふるさと応援寄附金の受入れに関連して必要な返礼品や送料、委託料の経費に充てることができるとしており、これは総務省通達の50%以内としております。

残りの50%の寄附額につきましては、基金に積立て指定された事業の財源に充てる場合に限り処分することができるかと規定をしております。

先ほども、議員ご指摘のように本町の財政状況は依然として厳しい状況にあり、今後の庁舎等建設を初め、小学校の統廃合等の諸計画が山積しております。

本町のふるさと納税は、寄付者が7つの用途区分から選択した事業に活用することとし

ておりますが、貴重な財源でありますので今後のまちづくりを踏まえた上で、新規事業も含め、必要な事業に充当していきたいというふうに考えております。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

ちょっと財源で庁舎のことが出ると、ちょっともう熱くなりそうなんですけど。

この財源の話をすれば、以前からの財源の話をすれば、この財源の問題は解決したんじゃないかと私は思うんですね。

鞍手町のためにいただいた寄附金を、鞍手町の課題である定住人口の増加のため、子どもの医療費に使うと。もう完全にマッチしていると私は考えますけども、これ駄目ですか。

町長どうですか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

ふるさと納税制度そのものがですね、今のまま恒久的に続くかどうかというの定かではありません。そしてまた、ふるさと納税の寄附金を経常的な経費とするのは、慎重に考える必要があるかなというふうに思います。

特にまた今回、ふるさと納税の寄附金ですね、かなり集まりまして高い水準でありましたけども、これが維持できるかどうかということもですね、ふるさと納税の制度が変わることによって一変することもあり得るといふふうに考えておりますので、この寄附金の活用については慎重に取扱いが必要かなというふうには思っています。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

ちょっと期待が薄いかもしいですけど、自己負担の上限を設けたり、取り組む考えていうのは、どうですか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

先ほども答弁させていただきましたようにですね、今のところはまだ高校生の医療費無償化についてはですね、窓口負担をいただくとか、または完全無償化にするとか、今中学生までが窓口完全無償化にしていますので、先ほども答弁の中で言いましたように、他の市町は就学前から一部窓口負担があるけども高校生までも、一応無償化してるとか、そういう状況でもあるようですので、なかなかその辺も含めて考えますと、今直ちに高校生だけは窓口負担を一部もらいながらもというようなこともですね、今のところはまだ考えておりません。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

わかりました。今やっぱり、上昇がかなり問題になってくると思うんですよね。だからこの先ちょっと先ほど言いましたけども、鞍手町は、もうこういったことをですね、もう先行してやっていかないといけないと思います。

この無償化はまだ60分の7市町村ぐらいしか取組まないんです。他の市町村よりも先行できると思いますので、どうか早急に検討して取り組んでいただくということを期待してですね、私の一般質問を終わります。

○議長（星 正彦君）

以上で添田政勝議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後2時13分

再開 午後2時24分

会議を再開します。引き続き一般質問を行います。

2番議員 野口美恵子議員の質問を許可します。

野口議員。

○議員（2番 野口 美恵子君）

2番。では通告に従いまして一般質問を行います。

不登校の児童数についてです。これについては2019年9月に一般質問いたしました。そのときは、小学生は0、中学生が数名との回答をいただきました。

文部科学省の調査で、昨年度、不登校の小学生は6万3,350人で前年度と比べ1万人の増。また中学生は13万2,777人で前年度と比べ4,855人の増となり、8年連続で増加し、1991年度の統計開始以降、最多となりました。

鞍手町においても例外ではないと思われませんが、現在の不登校の児童数はどのようになっているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

お答えいたします。今年の1月末時点の集計では、小中学生の不登校児童生徒の合計は、20数名となっております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

野口議員。

○議員（2番 野口 美恵子君）

私が前回質問したときは、コロナ禍の前だったので少なかったんですけども、今の数を聞いて、やはり鞍手町でもだいぶ増えているなという感想を持ちました。

では、現在そのような子どもたちがいる中で、学校としてどのような対策を講じているのか、教えてください。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

各小中学校では、いじめ、不登校対策委員会を設置いたしまして、毎週、実態把握と対策について会議をしています。

そして、生活アンケートを毎月実施し、困っている児童生徒がいないかを調べています。また、不登校児童、生徒を担当だけで任せるのではなくて、それぞれ不登校状況や、不登校児童生徒の担当を決めて取り組む、マンツーマン方式を実施しております。

さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる児童生徒や保護者のカウンセリングや家庭訪問と教師による教育相談を実施しています。

また、今年度、小中連携の事業といたしまして小中連携会に新たに小中生徒指導会議を設けて、児童生徒の配慮事項等を引継ぎ取り組んでおります。

教育委員会といたしましては、不登校、いじめ、学校不適合対策の解決並びに改善を図るためにスクールソーシャルワーカー等による定例学校訪問を毎月1回実施しております。

この訪問のメンバーは、学校関係者と教育委員会担当、スクールソーシャルワーカー、町の福祉人権課、家庭児童相談員、社会福祉協議会でメンバーで1時間程度の会議を持って、対策や意見を交わしております。

また不登校児童生徒に声をかけて、本人が希望すれば毎日ではありませんが、教育課の指導員が交代で、中央公民館の空き室を臨時的に利用して、相談を受けたり、勉強や定期テストを実施しております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

野口議員。

○議員（2番 野口 美恵子君）

今、中央公民館の空き室を利用しているということをお聞きしましたけれども、不登校の子どもさんたちの小学校の児童や中学生ですけれども、中央公民館までの往復の、自分ではなかなか自転車で来るとか、そういう通学状況っていうのは自分で、勤めていない親だったら送り迎え出来ますけども、そうじゃない場合は自転車等で来たり帰ったりしているんでしょうか。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

今申しましたが、声をかけてきていただいている、児童生徒につきましては中学生が主な

メンバーでございまして、中学生につきましては個人で来たり、また保護者の方が送迎をされてるっていう実態がございまして。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

野口議員。

○議員（2番 野口 美恵子君）

今のお話の中でスクールソーシャルワーカーっていう方がいらっしゃいますけれども、これは各学校で常勤の方で、各学校にいらっしゃるのか、持ち回りで、毎日学校変わったりとか、どういう配置の仕方なんでしょうか。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

スクールソーシャルワーカーにつきましては、各学校には配置されておられませんので、各学校交代で見ていただくとなっております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

野口議員。

○議員（2番 野口 美恵子君）

不登校の子どもたちですけれども、中学生とか自分で自転車で通っているということですが、例えば中央公民館に来ないときは、家のほうで何かしているということだと思うんですけども、その家のほうにも訪問してるんですよね。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

学校になかなか来れない児童生徒につきましては、各学校の先生方がお電話されたり、家庭訪問したりというふうな対策をとっております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

野口議員。

○議員（2番 野口 美恵子君）

様々な取組をお聞きしまして、中央公民館に来てもらったり、家庭のほうに赴いたりしているということがわかりました。今後も、フォローのほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで私の質問を終わります。

○議長（星 正彦君）

以上で、野口美恵子議員の質問を終了します。

次に、4番議員 宇田川亮議員の質問を許可します。

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

4番。通告に従いまして、2点について質問いたします。

まず1点目は、新型コロナウイルスについてです。

福岡県では、本日から蔓延防止重点措置が解除になりましたが、1日の新規陽性者は、いまだに2,000人を超える状況が続いています。

このまま第7波に突入するのではないかとの報道もあります。

そういった中、感染等重症者を抑え経済活動を活発にするためにも、1日でも早いワクチン接種が求められています。そこで、お尋ねしますが、まず5歳から11歳の予約と接種状況は現在どうなっているのか、教えてください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

この件につきましては、保険健康課長に答弁させます。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

5歳から11歳の接種につきましては、直鞍2市2町での直鞍医療圏合同で実施することとなっております。

3月上旬に接種券を年代ごとに区切りまして、送付。その後、2市2町の各医療機関に直接予約をしていただきまして、接種をしていただきます。

接種の時期につきましては、3月下旬より接種体制が整った医療機関から順次、接種を開始する予定でございます。現在、医療機関及び2市2町で統一のチラシを作成するなど、接種体制の最後の調整を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

まだ全く始まってないということですね。東京都では既に8割の子どもさんが予約をしているという報道がありました。

しかし、子どもの重症化リスクは低いというデータもある中、保護者としては、接種したほうがいいのかどうか迷っている方も少なくありません。

ここで注意しなければならないのは、人権に配慮することだと思います。あの子は接種したとか、していないとかでいじめや差別は絶対にあってはなりません。

子どもだけでなく、保護者への注意喚起も重要だと思いますが、啓発などはどうしているのかお答えください。

○議長（星 正彦君）

保健健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

まず、接種券に同封するチラシを先ほど言いましたように、2市2町で作って、最終の構成が明日以降で出来上がると思いますけれども、まず今宇田川議員がおっしゃいますようにワクチンの接種は、決して強制ではないというようなところで、チラシにも記載するようにしております。

当然、副反応について、やはり、11歳。例えば5歳になられたばかりっていうのは全然体格等も違います。副反応等もですね、出方も違うと思いますので、その辺は使うワクチンがファイザー社製のワクチンでございます。

厚労省のほうから、ファイザー社製の子ども用のワクチン、説明書を一緒に接種券に同封するようにしております。

保健計画課のほうは以上でございます。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

今、宇田川議員がおっしゃいましたように、当然、ワクチン接種につきましては個人的な理由で受けられないとか、身体的な理由で受けられない方ってたくさんいると思いますが、その件につきましては、学校でもですね十分配慮した人権教育をしていかなければいけないと思っておりますので、それを進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

もちろん子どもに対しての啓発というか注意、指導もしていかないといけないと思いますが、やっぱり家庭内で保護者があの子は接種してきたよとか、そういう話をすれば子どもたちは、やっぱり学校でそういう話をするかもしれないし、そういうことも考えられますので、ぜひ保護者のほうにもそういうことがないようにというような、その啓発文だとか、というのもぜひやっていただきたいと思いますが、もう一度答弁お願いします。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

今、宇田川委員から言われましたように、その件とても大切なことですので、今後学校のほうとも協議しながら、その契約について進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

次に3回目のワクチンの接種状況について、現状どうなっているのか教えてください。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

はい、3月1日現在で国のシステム、VRSと言いますが、そのシステムでは8月31日までに2回接種終了の18歳以上の接種対象者、本町で9,083人のうち、3,118人の接種が終了しています。接種率は34.3%となっております。以上です。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

私も先日、接種しましたけども、モデルナだったんですけど、副反応自体は2日でようやく傷みが収まったみたいなんですけど、それでもやっぱり熱が出ている方もいますしですね、副反応のことはちょっと気になるころではあります。

ただですね、岸田総理自体は1日100万回のワクチン接種を進めていくとしていますが、国民の多くはファイザー社製のワクチン接種を希望しています。

鞍手町内でもですね、やっぱりファイザー社製のワクチン接種を希望される方がたくさんおられると思いますけれども、そうすれば物すごく時期が遅くなっていくというような状況ですけども、ファイザー社製それからモデルナ製のワクチンの接種状況、それから予約状況と、どういうふうになっているのか教えてください。

○議長（星 正彦君）

保健健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

はい、まず本町に国のほうから供給されますファイザー社製、それからモデルナ社製のワクチンの供給量についてご説明いたします。

3月末、それから4月初旬まで、今、配分の通知があっておりますのが、まずファイザー社製がですね5,850回分。それからモデルナ社製が7,100回分。割合にしまして、約ファイザー社製が45%。モデルナ社製が55%の割合でございます。

3月2日現在での本町の個別の開業医の先生方の接種会場、それから、集団接種会場の予約の状況ですが5,246名の方が、現在3月2日時点で予約されております。

その中でファイザー社製を希望されている方が3,060名。率にいたしまして58.3%。それから、モデルナ社製を希望されている方が2,186名。率にいたしまして41.7%というふうに、ワクチンの供給と予約状況は、反比例っていいですか、やっぱり1回目2回目ファイザーを皆さん打たれておりますので、ファイザーを希望される方が増えております。

特に今回3回目につきましては、1、2回目まではくらで病院のほうで月曜日から金曜日まで、毎日のように平日打っていただいていたんですが、今回、くらで病院のほうで、やっぱり通常診療等、それから子どもの接種もありますので、火曜日がモデルナ、それから金曜日がファイザーということで、平日週2回しか行っておられません。

一応ファイザーの金曜日に、まず75歳以上の接種券を案内したところ、かなりくられて病院の金曜日に希望が集中して、現在、くられて病院の金曜日のファイザーを希望されたら、もう4月の下旬ぐらいに、ずれ込むというような予約の状況になっております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

ファイザーを打とうとすれば、今、4月の下旬ですか。大分遅くなりますよね。

ただ、一方でですね、モデルナでもいいから、もうとにかく早く3回目打ちたいという方、今65歳以上だったか、50歳以上まで接種券配られてあると思いますけども、若い方でもですね、もう6か月以上たって8月31日までに打った方で早くモデルナでもいいから打ちたい希望される方たくさんおられると思うんですよ。

とすればですね、やっぱり県の大規模接種、近くで言えば直方イオンとかでもされていきますけれども、そういうところに行きたくても接種券がないからいけないわけですよ。できるだけ早く、3回目のワクチン接種を進めるためにですね、そういった県の大規模接種なども活用すべきだというふうに思いますけれども、町の接種についての方策について教えてください。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

はい。議員がおっしゃいますように、早期接種を進めるため、町内、各医療機関での平日の接種以外に、くられて病院におきまして、まず2月12日から3月19日まで計5回の集団接種を実施します。

また、接種券送付の際にはですね、先ほど議員おっしゃいました、県の大規模接種会場のチラシも同封して、今回は直方市さんであります直方イオンさんのほうで、火曜日、木曜日、土曜日というふうに接種も出来ますので、ご案内のチラシも入れております。

接種券の送付につきましては、一応6か月経てば接種出来ますので、先週までに、8月31日まで2回終えた方の8,915名送っております。

今週からも9月1日から30日まで、打たれた方に3回に分けて10日に1度のペースで接種券を送るように、6か月たって打てるように準備を進めているところでございます。以上です。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

そしたらもう6月経過すれば、町の接種会場で予約がとれなくても県の大規模接種会場で予約さえ取れば受けられるというような体制になっていると考えていいのでしょうか。

○議長（星 正彦君）

保健健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

はい、国のほうは6か月たてば、予約の枠に空きがあればというところで接種が出来ますというふうの方針を年明けて変更されておりますので、本町においても、そういう準備を進めております。以上です。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

はい、わかりました。それでは次にコロナ関連の2つ目として陽性者、濃厚接触者の援助についてお尋ねをしたいと思います。

家庭内感染が増えている中で感染者を把握している自治体などでは、自治体独自の買物支援だとか医療機器の貸出しなどの援助を行っている自治体がありますが、町の対策として陽性者または濃厚接触者に対する支援等はどういうふうになっているのか教えてください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

この件につきましても保険健康課長より答弁させます。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

はい、先ほど西藤議員のご質問でも答弁させていただきましたけれども、この2年間です、そのような要望等が役場のほうでは、お問合せも実際私どものほうには自宅療養とされている方からありませんでした。

町としても独自サービス提供の検討には、現在のところ至っておりません。

福岡県からの感染者等の個人情報の提供も現在は受けておりません。

今後ですね今回の第6波のように自宅療養者が急激に増えた場合等の支援策については、今後ですね検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

検討と言われましても、町は把握するすべがないわけでしょう。

そうすればですね、保健所も今もう手いっぱいですよ。

で、例えば、陽性者が出たら保健所に必ず連絡が行くわけですから、そのときに町ではこういう支援がありますよとか、本人の希望によって受けられる受けられない、名前を明かす

だとかということ、本人の意思によって、するだとかとすればその完全に町が全員を把握しなくてもそのサービスを提供することができるんじゃないだろうかと思うわけですよ。

これだけ自宅療養が増えてですね。濃厚接触者、7日間待機してくださいと言われても、でも熱もなければ、症状がなければ、やっぱり少し買い物出ようかとか、いうこともあるわけでしょう。そういうのを抑えるためにはどうしたらいいかっていうこともですね、ぜひ考えて早急に手だてを打っていかないといけないと思うんです。

鞍手町は鞍手郡ですから、なかなか把握しきれない。しかし、ほかの市町については特に市については何市で何人出ているっていうのは把握してるわけでしょう。その辺が物すごくちょっと何て言いますかね、差があるっていいですか。町ではやっぱり独自にやっぱり支援するサービスを早急にやっぱり取り組む必要があるんじゃないかと思うわけですから、その点についてお答えください。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

今回、宇多川議員のご質問を受けまして、近隣でそういった独自のサービスをやられています遠賀町さん、それから芦屋町さん、それから中間市さんの状況の確認をさせていただきました。

そしたらやはり12月末まではですね、そんなに自宅療養者等もおられず、この食糧支援とか買物代行サービス等の要請は余りなかったと。

ただ今回この第6波においてですね、1月以降、自宅で療養される方が急激に増えたため、そういった、要望、申請がかなり増えたというお話は伺っております。

今回、町長、副町長ともご相談しまして、今後、第7波が来る可能性は大いにあろうかと思っておりますので、一応前向きに町独自のサービスができるようなことを考えていこうと話をしているところでございます。以上です。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

感染防止対策としてでもですね、今後、今から考えていくでしょうけども、これはもう早急にやっていただかないと。やっぱり濃厚接触者、または陽性者の自宅療養の方が自宅を出て買い物したりなんかしたり、そこでまた感染のリスクが物すごく高くなる。だからそれを減らすためにも、早急にそういった支援を買物支援だとかいろんなことをやっぱり考えていかないといけないというふうに思うわけですけども、町長、この点についてどういうふうに考えますか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

先ほど保険健康課長が答弁しましたように、このことについては第7波も想定しながら町独自の支援策については、検討していきたいと思っています。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

ぜひ早急をお願いします。

3つ目に、公共施設の休館についてお尋ねをいたします。蔓延防止措置の解除もあってか本日から体育総合施設及び福祉施設の利用が再開されました。町のこういった体育施設などの休館の基準について、どういうふうに設けてあるのか教えてください。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

お答えいたします。休館の基準につきましては、政府から発動されます新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえまして、町内のコロナウイルス感染症の状況に応じて、町内の施設を休館にしております。

また、福岡コロナ特別警報の具体的内容に県有施設の対応で原則として休館とあります。この基準に応じて町内の施設を休館しております。

そのほか町内のコロナウイルス感染症の状況に応じて、施設の休館について町長を初めとする関係者で協議し休館しているところでございます。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

町内と言われるても町内の感染者がどのくらいいるのかはつきり把握は出来てないわけですが、じゃ近隣の施設ですね体育施設等で、防止措置以下でも開けているところがあったと聞いています。その点、施設がわかれば教えてください。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

今回ですね、蔓延防止配置下でも休館していない近隣施設はということですけど北九州市、直方市、中間市、宮若市、宗像市、水巻町、芦屋町、遠賀町です。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

今ですね、青少年の健全育成ということで特に鞍手町は青少年のスポーツ等がですね盛んにあります。

ただ、コロナもあってですね、なかなかその練習だとか試合とかも出来ないような状況で

はありますけれども、ほかの地域ではそういうところが施設が空いていて練習など出来ている状況もあるわけですね。

そうであればですね、やっぱり対外試合だとかをしなければ、せめてそこの練習ぐらいは感染防止措置をとって、ある程度の制限さえ加えれば、せめてやっぱり青少年のスポーツ団体には、そういった施設の使用許可してもいいんじゃないだろうかというふうには考えるわけですけど、その点についてどういう考えですか。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

お答えいたします。その件につきましては町内の小・中学校の児童生徒のコロナウイルス感染症の陽性者数が今年の3学期になりまして、急激に増えていた状況がございます。

各学校では学級閉鎖や学校休業が行われております。2月29日現在、95名の陽性者が確認されております。

中学校では現在、令和4年1月20日に発動されました福岡県蔓延防止措置に沿って中学校の部活動は中止し、ただし、対外試合等の場合は十分な対策とった上で実施するという規定から、現在鞍手町の鞍手中学校の部活は中止しております。

中学校では3年生が1月末から3月中旬にかけてまして、高校受験の時期に当たっております。特に感染対策が必要であると考えております。

以上のことから、今回、総合的に判断いたしまして鞍手町では体育施設利用について休止いたしました。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

はい。そういうこともあるでしょうけれども、やはり青少年の健全育成という観点もぜひ考慮してその辺、ぜひ熟慮をして、今後の対応に当たっていただきたいと思います。

それでは、2点目、次に行きます。町立小学校の統合についてお尋ねをいたします。

これまで、鞍手町立小学校の在り方検討便りってというのが、回覧版でまわってきています。私のところにまだ5号までしか出ませんが、これも全戸配布ではなく、回覧版で回って、目を通したら、次に回さないといけないような状況です。

もちろんホームページ等で、お知らせはあるんでしょうけれども。この中で第5号では、第1次提言までが載っています。今議会の冒頭に教育長から、統合に向けた在り方について行政報告がありましたが、町長の今後の具体的考えがあれば教えてください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

鞍手町立小学校の統合に向けた在り方検討委員会は、学校教育の直接の受益者である小

中学校や保護者等、子どもを通わせている保護者を中心とした委員会で構成される教育委員会の附属機関です。

教育長からの行政報告にありましており、その検討委員会からの提言を最大限尊重し、教育委員会が1校統合の方針を定めたわけですから、私といたしましても、その方針に沿った形で事業が進められるようにと考えております。

今後も検討委員会で統合に向けての様々な課題に対する協議が行われる予定となっておりますので、その意見を参考とし、教育委員会とともに鞍手町の未来を担う子どもたちの最適な教育環境の整備、充実を図っていきたくと思っています。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

ちょっとお尋ねなんですけど、町長はこの在り方検討委員会を設置するとき、統合ありきではないというようなお話をされてありましたよね。

ただ、この在り方検討便りっていうのもありますけれども、この第4号ですね小学校の統合について事務局として、子どもたちの最適な教育環境を考えると何らかの形で小学校の統合が必要と考えていることを伝え、というふうに文章であるわけですよ。

事務局の考え方を言って、もう統合、これは統合ありきじゃないんですか。はっきり言って、この言い方とすれば、事務局の考え方は統合ですよと、これについてご意見くださいというような言い方ですよこれ。この文章だけ見れば、どういう中身だったかわかりませんが、これはちょっとですね。もちろんその全体的な意見でですね、いや皆やっぱり何らかの形で統合したほうが良いという、賛成の方、ほぼ総数が全員が賛成だったというふうな意見を聞きましたけども。

この話を持って行きかたとして事務局は統合したほうが良いと思いますよ、皆さんの意見をお聞かせください。こんなやり方はないんじゃないでしょうか。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

この件につきましては、基本的には、在り方検討委員会の審議の中で、これまで6回の審議、協議を行っております。

基本的には第1回から第3回までは、鞍手町の小学校の状況これからのことの児童生徒がどれくらい増えるかということ。また、校舎の老朽化についての事。いろいろな今現状について委員の皆様におわかっていただくということに終始しまして、ご説明をさせていただいております。

第1回目と第2回目のご説明を終わった後に、第3回目としましては現状として各学校、一番児童が少ない室木小学校とか。あと、今後、小学校から中学校に上がりましたら中学校では、大人数でしているというところについて実際に見ていただいたりとか、そういうふう

に1回、2回、3回の資料提示をしまして、現実なことを見ていただいております。

また、なかなか昼間の授業でございますので、参加出来ない方もいらっしゃいましたので、ビデオに撮ってそのまま学校の状況を実際見ていただくということをさせていただいております。

その上で、各委員の方にどうのご意見でしょうかというふうにお尋ねしました内容が、現状の提言でございました。

今、宇田川議員がご心配されるような、何か、こちらのほうで誘導したという真意を持って説明したことではございませんので、そこはご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

第1回はですね、今の現状、小学校に何人いるかとかというような状況。

第2回では、小規模校の学校運営に見られる傾向ということで。なんて言いますかね、小規模校はこんな影響がありますよというような状況。

第3回は複式学級での様子。この1回だけ見ればですよ。とすれば、小規模校はこれだけ影響がありますよ。子ども達にとって。そういう内容しかないです。大きくなったりとか、一つに統合したときに、これだけのリスクがありますよとかという話は一切なくて最終的に、途中でこのままいったら統合したほうがいいねというような意見があったのかもしれませんが。それでこういう書き方になったのかもしれませんが。だけど文章としてはね、事務局として統合が必要と伝えましたと。その上で意見聞きましたというふうになってるわけですから、これはもう書き方としてね。内容が違うなら違うんですけど、書き方としてちょっとまずおかしい。

それから進める上で先ほど言いましたように今の現状と、小規模校になったらこんだけ影響がありますよ。複式学級はこれだけこれだけの影響がありますよ、そのことだけ伝えて学校の在り方を検討したと言えるでしょうか。

私は、やっぱり地域に根差した小学校ですね、残すというような意見も、以前、西川小学校と室木小学校が統合しようとしたときに、そこで地域の方から、だいぶん意見は出たと。結局は物分かりに終わったわけですけども。そういった内容もですね、洗いざらい出した中での統合というふうにするべきだったんじゃないだろうかと思います。もう一度答弁をお願いします。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

在り方検討委員会につきましては回を重ねるたびに、報告を受けております。その中で今議員がご指摘のとおり進めてきているというふうに聞いております。

そしてまた、委員の皆様においてはですね、ほぼ、最初から全員がやはり統合が必要ではないかというような意見が、ほぼ大半を占めていたと報告を受けております。

そして小規模校のことばかりが書いてあるというようなことでありますけども、鞍手町の小学校6校全て小規模校です。1校も普通校はありません。それで、鞍手町の小規模校の現状を資料として出しているということと、また、その普通校と小規模校を比較した資料も当然ながら、検討委員会の中では提出しているというふうに聞いております。

そういったことから検討委員会の中の委員さんは、こちらが誘導したとかいうようなことがなく、全ての委員さんがですね、自発的に、やはり、統合が必要ではないかというような意見だったというふうに私は報告を受けております。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

第2号で検討委員会のアドバイザーからの一言っていうのが出てますよね。

子どもたちやそこで働く先生にとって学校規模が大きいほうが良いのか、小さいほうがよいのか、それには一長一短があり、一概に答えがあるものではありません。鞍手町の子どもたちにとって何が最適な教育環境なのか、これから議論を深めていく必要があります。というようなアドバイザーの意見があります。

今の町長の話聞きますと、もう最初からみんなもう統合したほうがいいよねというような委員の意見がありましたというような話でしたけれども、この検討委員会つくるイコールもう統合ありきだったんじゃないでしょうか。

検討委員会をつくれれば、みんな統合したほうがいいよねという委員ばかり集まって、それはやっぱり統合ありきになってくるんじゃないですか。この辺のやり方どうなんですか。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

ちょっと説明不足のことがございますけど、在り方検討委員会につきましては、ご承知のとおり、各小学校からのPTAからの代表の学校関係者とが集まっております。

また、町内の保育所の保護者向けの保護者の代表の方から参加していただいております。当初からですね、統合ありきという議論は全くございませんし、資料を説明させていただいている中で委員の皆さん方が、いろいろこう真摯に考えていただいて、その中で方向性だと信じております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

私自身ですね統合は絶対反対だとか、統合すべきだとか言っているわけではないんです。やり方の問題として如何かと意見を申し上げたとおりです。

で、もう第2次の提言まで出たわけですけども、町長として具体的に、じゃあ、統合するなら、もちろん検討委員会の中で今からまだ話合いがあるんでしょうけれども、具体的にいつごろに何校に絞ってとかいうような頭あるんでしょうか、そういう考えが。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

教育の中立性、継続性、安定性を確保するため学校などの教育機関を管理する責任は、首長ら一定の独立性を持った機関が負うべきとされ、教育委員会が執行機関とされています。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育委員会の職務権限と地方公共団体の長との職務権限を明確に規定されています。

小学校の統合再編については、教育委員会の職務権限であり、この場で私の考えを述べることは適切ではないと考えています。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

もちろん、統合するかどうかが決まってない時点ではそうなのかもしれません。

けども、もう既に2回の提言があつて、統合すべきだというような提言があつた中で年度の当初予算にも、町長は予算つけているわけでしょう、統合に向けた。

そしたら、町長の考えとして、やっぱりある程度のスケジュール持つておかないと。

どこをどうするというような、大まかな概要がないとこれは予算もつけられないし、この先、いつごろ統合しても5年度なのか10年後なのか20年後なのか、もうそれもわからない。町長の考えとして、そういった予算措置もしている中で。

じゃあ、近々のスケジュールはどういうふうに思っているのかっていうのを教えてください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

基本計画についての作成の予算を計上させていただいております。

私の考えといいますか、意見につきましては先ほどもあつたとは思いますが総合教育会議っていうところでですね、協議をさせていただくというふうに考えております。教育委員会と政策方向性を共有していきたいと思っています。

また、スケジュールにつきましては今後スムーズに話が、また住民説明会等もありますし、いろいろな皆様のご意見もちょうだいしながらということでもありますので、私の考えで、こういうスケジュールでいきたいということよりもですね、この権限については教育委員会のほうが権限を持っているわけでもありますので。

ただ教育委員会と協議のする場としてですね、総合教育会議がありますので、繰り返しに

なりますが、その場の中で皆さんと協議をしながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

ただ予算措置もしているわけで、教育委員会がいつごろに教育委員会やその総合会議でいつごろしたいとか、いつごろまでに統合が必要だとか、そういう話をするんでしょう。

予算を引っ張ってくるのは町長ですから。予算づけするのは町長ですからね。その辺の財源確保も含めて、やっぱり町長のほうで考え廻らせないといけないと思うわけで、ある程度目安等はやっぱり、その教育会議ですか。その中でも示すでしょうし、今頭の中にあるんだったら、それも教えていただきたいと思います。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

教育会議はですね、通常は年2回開催をしておりますけども、各学期で開催することもあります。スケジュールにつきましては今後、主な、要するに議論としては、まず何校になるのか、1校ということになりました。あと場所がどこになるのか、これはもう全く決まっておられません。そして通学路についてはどうなるのか。ただ、いろいろですね、まだ、議論を尽くすところがあります。

そういったものがですね、ある程度見えた形でですね、じゃあ、いつどこでどういうふうな形で小学校をつくるのか。今ある小学校を活用するのか、そういったことも含めて考えていくことになると思いますので、今この場で、どういうスケジュールか、スケジュール感を持っているかっていうことについてはですね、なかなかお答えしづらいところがありますので、今後については、スケジュール感については考えていきたいというふうに思います。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

はい、ちょっと2点目いきます。

スクールバスについては恐らく1校に統合すれば、スクールバスをまた別につくるかという部分は考えるんだろうというふうに思いますけども。

私は、いつごろを目途にというように聞いたのは、1番やっぱり給食センターなんですよ。老朽化した給食センター。もうすぐにでもちょっとやりかえんといけんとか、というような状況がある中で統合するのを待ってやるのか、それとも今するのか。

1校に統合されれば、今のところにある必要はないわけで、給食センターがね。学校内にするとかという考えもあるわけですよ。

ただ、現状の給食センターをほっとくわけにもいけませんし、その点をどういうふうに考えてあるのかというのが知りたかったんで今スケジュールのことを聞いたわけですけども、

給食センターについてどういうふうに考えておりますか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

給食センターについてはですね、共同調理場の管理運営委員会。以前、宇田川議員と一緒にいたことがありましたし、現状もですね、つぶさに見ております。非常に老朽化してるといようなことで、私も危惧をしているところです。

給食センターの建て替えについては現地でするのか、また、小学校に併設するのか、そういったことになると思います。

今、宇田川議員が言われましたように、小学校は1校ということになりますので、あとは中学校の問題ということになります。1番、効率的と言われるのは、恐らくは小学校に併設したほうがいいのかなというふうに私個人的には考えておりますし、先日、総合教育会議の中でも教育委員さんの中からも、そういうようなお考えを述べられる教育委員さんもおりました。

いずれにしても、これについても、子どもたちにとって給食というのは非常に大切なものでもありますし、食育という観点からも給食というのは非常に重要なものだというふうに考えております。

そしてまた温かいものは温かいうちに食べてもらえるように、冷たいものを冷たいときに食べてもらえるように、そういった基本的な給食に対する考え方も私自身持っておりますので、そういった考えに基づきまして何が最適かということは今後考えていきたいというふうに思います。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

給食センターについては、もう早急にちょっとやりかえないけんような、もう害虫も出てきているというような話もあるんで、それはちょっと早く、統合のことも頭に入れながらね、今の小中学生をどうするのかということも含めて考えていただきたいと思います。

もう一つ統合するとなればスクールバスだけじゃ駄目なんですよ。なんていいですか。今の小学校でさえ送迎している方がたくさんおられるわけで、車で。中学もそうですけど。中学の場合は道路が敷地内の中まで入れるかどうか知りませんが、ある程度、道路が広いのもありますが、小学校はね、やっぱり特に一つに統合したら、やっぱり自家用車の乗り入れだとか、いろいろやっぱり問題が出てくるわけですよ。

その辺も今からの検討課題にはなると思うんですけども、ぜひ、考えていただきたいというふうに思います。

最後に、一つに統合するとなれば、5校から6校が廃校になります。小学校ですね。

どっかのところに一つ建てれば5校が廃校。新しく建てれば6校全て廃校という形にな

ります。

これまで中学校、保育所が統合されました。今年3月に豊翔館が廃校になり、これらの跡地、これからどういうふうを考えてあるのか考えをお聞かせください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

質問では、学校の廃校というようなことで質問をいただいておりますが、次に、書いている議員の方も公共施設のことについてのご質問もあります。

それで、ここで答えするのは学校の廃校の跡地利用についてということで、答弁をさせていただきますというふうに思いますが。

跡地利用については今後、小学校の在り方についての検討協議が進み、場所や統合の時期等、具体的な内容が定まった後に検討されることというふうに考えております。

いずれにしても拙速にならないようにですね、慎重に検討していきたいというふうに思います。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

中学校も、旧南中学校は鞍手学園として活用されていますけども、鞍手北中は愛真に貸出していますけども、校舎をそのまま放置されたまんま、跡地利用検討委員会ですかね、もうそれも全然うまくいってないような状況。

この上ですね、今度豊翔館が廃校になり小学校がある。5校から6校廃校になったら、そのままずっとほっておくのかというのがですね。まず考えておかないと。

旧老人センター、福祉センターも長谷にありますけれども、あのまんまですし。もう、その負の遺産がどんどんどんどん増えていくわけで、これを真剣にね、統合が決まった後に、もう少し考えるんじゃないかとですね、もう今からちょっと考えて、その点も含めて考えないといけないと思いますけど、町長の考えを教えてください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

公共施設につきましてはですね、町民の皆さんの貴重な財産でもあります。学校施設だけじゃなくて、今ご指摘がありました豊翔館も3月31日で閉校になります。

そしてこの役場もですね、新たな役場ができれば、この役場も使用しないということにもなります。

今、北中学校のお話もありました。そしてまだまだ、くらの郷、病院も移転していますので病院の跡地もあります。こういった、あとは長谷別館というものもあります。

そういった公共施設がですね、今、跡地としてたくさん今後も出てくるわけですけども、

それぞれの施設を個別に考えるのではなくて町全域を俯瞰してですね、全体的に公共施設をどう配置して、まちづくりにどう生かしていくことができるかを、やはりこれからも慎重に考えていくことが必要でないかというふうに思っています。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

ほかのところは、いいですけども特にね、小学校を1校に統合すれば、もう一度に5校から6校の廃校が出てくるわけで、それは小学校であれば町民の財産ですよ。小学校としての利用価値がある。だけでも廃校にしたとしたら、ただの建物と土地ですよ。

これをどうするのかっていうのを何か公共施設の配置ばかり考えても、それは配置は新しいやつだったら、色々できるでしょうけども、だけど、もう利用されなくなって利用目的がなくなったというか、利用されなくなった施設については、それは早めにどうするのか取り壊しも含めて、いろいろやっぱちょっと考えていけんと思いますけども、その点についてはどういうふうに考えておりますか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

これについてはもちろん多くの公共施設が使われなくなった後については、先ほども言いましたように使われなくなったとしても、これはやはり町民の財産でもありますので、どう有効に活用していくかということになります。

と同時にですね、やはり今、公共施設がやはり過剰であるということもありますので、今、鞍手町では総合管理計画を策定しており、もうすぐ策定になると思いますが、これについてはですね、10年間のスパンをもって適正規模にしていこうというような考えもありますので、個別計画とあわせて総合管理計画の中で、鞍手町の公共施設の在り方については検討していきたいというふうに思います。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○町長（岡崎 邦博君）

廃校になっても財産、それは財産は財産ですけど、もうその目的として使われなくなった負の遺産ですよ。負債も財産ですからね。

鞍手北中学校も、もう全く使われる目途がない。長谷別館も、もうそれこそ廃墟と化しています。その辺をねやっぱ、10年のスパンで云々っていうふうに、なんて言いますかね、統合するのはいいですよ。いいとしてもです。その後を財産だからって言って、その利用価値がない、そこをね、ずっとそのまま放置しているというような状況は絶対あってはならないというふうに思うわけで、その辺も含めて、ぜひ、詰めて検討していただきたいと思います。これで質問を終わります。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

それをですね、そのまま廃墟と化すようなことは考えておりませんので、これから先ですね先ほども言いましたように、どう活用してですね、それを公共施設として、または、別の形になるかもわかりませんが、有効活用していきたいというふうに思っていますので、いろいろなアイデアがありましたら、ぜひとも教えていただきたいと。そのことも参考にさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

あのですね、有効活用しようと思ってもそれを出来ないで失敗してるわけでしょ、今まで。長谷別館もそうだし鞍手北中もそうですよ。

だから、それは失敗してるからそれも含めて考えていただきたいっていうわけで、それ今あるその小学校だった建物の有効活用を云々っていっても、そんな小学校であったんやったら1番の活用方法は小学校で使うのが1番いいわけです。統合しないでね。

だから、そこを小学校であったものを、別の利用価値、用途で使おうとしても、なかなか無理があるわけで、だからその辺も考えてね、検討してくださいと言っているわけです。

ぜひ、ご検討いただきたいと思います。質問を終わります。

○議長（星 正彦君）

以上で宇田川亮議員の質問を終わります。次に、8番議員 有働徳仁議員の質問を許可します。

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

通告書に従い一般質問を行います。

先ほどの話は本当に僕は1番、今後鞍手にとってですね大事な話になってくるんじゃないかなと思います。いわゆる箱物ですね。それを踏まえてですね、くらじの郷についてお伺いします。

以前ですね、くらじの郷のお話も一般質問でしてるんですが、そのときですね4,200万以上の赤字というお話を僕は聞いてるんですが、それも踏まえて今年度の利用状況と経費を教えてください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

この件につきましては福祉人権課長に答弁させます。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

それではお答えいたします。

今年度1月末までの利用状況でございますが、管理棟が3,787人。保険棟が3万5,597人。勤労者ふれあい棟1万4,665人。合計5万4,049人の方が利用されてらっしゃいます。

また、経費に関しましてですが、現在は、指定管理者といたしまして社会福祉協議会が、旧福祉等を除きます施設全体を管理しておりますが、直近の令和2年度の指定管理料を含みます支出総額4,719万4,500円。使用料等の収入総額は560万円で2,761円であり、差引き4,159万1,739円が一般財源となっております。

なお、今お答えいたしました数値につきましては指定管理料の返還金を収入に含んでおり、本来、翌年度の収入となりますが、実質的な年度の収支を見るため当該年度の収入扱いとしてお答えをしておりますので、決算数値は異なります。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

4,000万以上ですね毎年毎年赤字しているってことで、どうなのかなと思います。次の質問に移ります。施設売却の考えはありますか。お答えください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

昨年の3月議会におきましても、同様のご質問をいただきました。

総合福祉センターの施設を町民の皆さん、特に高齢者や子どもたちの憩いの場として存続させたいこと、また、昨今の自然災害の脅威を鑑みれば、地理的に避難所として必要な施設であるという私の考えをお答えさせていただきました。

繰り返しになりますが、そのことが実現できるのであれば、町直営であることにこだわりありませんので官民を問わず、最適な利用方法を模索していきたいというふうに考えます。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

それは昨年ですね、3月、6月同じ回答いただきました。

それですね自分が聞くところによると、売却や賃貸のお話が、ある企業さんから来てると思いますが、その内容を教えてください。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

はい。今、ある企業さんのほうから旧福祉棟について、今お風呂は閉鎖しておりますけれども、それを復活させて利用していきたい。

それは福祉棟を賃貸でお借りして、利用していきたいというご提案をいただいております。以上です。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

町長が先ほど言われた高齢者や子どもたちの憩いの場として、あと災害の時に避難場所として使えたいと。その企業さんはですね、自分がお聞きしたところによると。

これ全部町長が言われているの合致してるんじゃないかなと思うんですが。町長としてはなぜこの話が進んでいかないのか僕はちょっと謎なのですが。町長はどういうふうに思われてますか、お答えください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

現在、福祉棟につきましては学童保育として使用しております。

少なくとも今後2年間につきましては、学童保育ということで使用するということになっておりますので、具体的にですね企業さんがどのように言われてるかというのは、どの話なのか、ちょっと私は今ここでは、ちょっと承知はしてないんですが、いずれにしても、学童保育として福祉棟は現在使っております。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

その話も以前お聞きしました。

それですね、民間企業さんが先ほどもお話していたと思うんですが箱物ですよ、今後どんどんどんどん出てきます。民間企業さんというのはですね、その時手挙げてくれてですね、それがどんどんどんどん長引くようだったら、企業さんは去っていきます。

次を探します。今ですね僕が聞いている限りでは、町長がおっしゃっている、高齢者の子どもたちの憩いの場、そして、避難の場所としてもですね、避難が、災害があったときは無料で提供しますよと。そういうふうな話を多分提示していると思うんですが。

町長の言っていること合致していると思うんですけど、なぜそこをですね拒否されているのかちょっとわからないので、お答えください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

企業さんというのは、具体的にどの企業さんのお話かはちょっと今の質問でもよくわか

りませんけども、有働議員が言われるように、企業というのは営利を目的としていますので、具体的にです、ね利益が上がるのであれば、早く、そういうことをしたいというようなこともあるでしょう。

しかしながら、先ほども言いましたように鞍手町にとっても、また町民にとっての貴重な財産でもありますので、そういった意味で拙速に言われたからこうすると、というような考えは私は持っておりません。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

今すぐという話じゃなくてですね、やっぱり民間の企業さんたちの鞍手町とやりとりしていかないといけない。そこで、いろんな契約を交わしていかないといけない。すぐ答えは出ないと思っています。

だけど、そういう動きをしていかないと、どんどんどんどん後回し後回しにしていったら、どんどんどんどん、それが10年後なのか、20年後なのか、そういった形で、どんどんどんどん放置されていく感じになると思うんですね。

放置されればされるほど、窓ガラスが割れた、災害でやられている。どうする、修繕はどうする、解体するか。そこでまたお金がどんどんかかってくると思うんですね。

だからそういうのも踏まえて、少しずつでもいいので、僕は、そういった企業さんが来ているのであれば、前向きに話を進めていってもらいたいと思うんですが、町長どうのお考えですか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

先ほども言いましたように、鞍手町全体としてですね、どういう施設をどこに配置するかを、大きく鞍手町の方向性として、今、公共施設、これについては考える時期に来ております。

それで、一総合福祉センターだけではなく、先ほども言いましたように、くらで病院も移転しておりますし、役場も移転します。そして豊翔館は閉校になります。

大きな施設が、今後、先ほどの宇田川議員の質問にもありましたようにですね、大きく転換しようとしているところでもありますので、そういったものも含めてですね、特に避難所の位置については住民にとっても非常に生命または健康に関わることでもありますし、どういう位置に配置したのが最適であるか、そしてまた、住民のですね、今、コミュニティーということ自身も、小学校が廃校になることによってですね、考えていかなければいけない大きな問題でもあります。

そういった住民のですね、コミュニティーだとか、いうことも含めて公共施設は拠点になるわけですから、非常に今後、鞍手町の方向性を考える上でもですね、慎重に対応していく

必要があるというふうに思います。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

先ほど課長もお答えしたと思うんですけど、以前ブロックチェーンで、この事務所があったですね、くらの郷の全体じゃなくて温泉施設のエリアだと思うんですが、先ほど課長も言っていたみたいに、温泉を、そのまんま施設を利用して、そういった温泉の憩いの場ですね、町民の方たちとか、町外の方たちが憩いの場として、そういった感じの内容で、その企業さんは来ているんじゃないかなと思うんですが。

町長が言われている他の、今回出た豊翔館とかですね、旧くらて病院だったり、いろんな所の後にですねこの役場もそうなると思うんですが。

一つずつ解決していったほうが僕はいいんじゃないかなと思っているので、今の町長のお答えを聞いてたら、もう全体でみたいな感じでお答えしてると思うんですけど。

一つひとつ進んでいけるのであれば、一つひとつ進んでいったらいいんじゃないですか。この点についてどう思われますか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

繰り返しになりますけどですね、小学校の6校についてもですね、これもそこに、同じところに小学校をつくるのか、別のところにつくるのかによっては、廃校になる数も変わってきます。

そして、さっきも何度も言いますように、かなりの数の公共施設について考えていかないといけませんので、まず、どういうものが必要なのか。鞍手町にとって今後の公共施設の在り方についてですね、十分に議論をする必要があると思いますので、その中の一つとして、福祉センターも考えて捉えていきたいと思っています。

ですから、今、福祉センターにこういう話が来ているというようなことではありますが、そういうことはあったとしてもですね、今後の福祉センターの在り方についても、私自身、いろいろと考えるところもありますので、すぐさま企業様からお話があったということで、お話しはお聞きはしますが、それですぐ決断をするということにはなり得ないというふうに考えております。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

これ、繰り返しになるんですが、町長が言われていることは分かるんですけど、小学校が統廃合するってのもその何年後かもわかりませんし、豊翔館に至っては3月31日で閉校して4月から閉校という形になる。

ここの役場も、新庁舎が出来たら移転するという順番の中で、今、くrajの郷で、こういった形で話がですね、今、来ているんで、そこはもっと前向きに検討していいと思います。

そしたら、それ以外の施設で何かそういった民間の企業さんからそういったお話ってくるんでしょうか。お答えください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

それ以外の話についてっていうことでありますけども、私のところには、話は届いておりません。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

民間の方とですね、契約する。最終的な契約になってくると思うんですけど、その契約の中にですね、災害があったときは避難場所として無料で提供しますと。そういった、その建物の修繕費であったりとか、維持管理費、それを民間の方にやってもらいますとか、そういった話を進めていって、民間の方と折り合いをつけて、そういったところを貸していけば、それ売るか貸すのかはそのときの話によると思いますが、そういった話を煮詰めていくってというのが、前に進んでいるってことじゃないんですか。僕はそう思うんですけど。

町長は今、くrajの郷の温泉施設をそのまま温泉施設についていう企業さんが言ってくれていると思いますんで、その中で、災害があったときには無料で避難場所として使っただいて結構ですと。多分そういった内容がですね。企業さんは、かなりの好条件で出してくれていると思うんですけど、それでも前に進んでいかないという。

町長は、どこに行きたいのか僕わからなくて。そういった今後ですね、そういった方が企業さんが来られても同じようなことを言って、どんどんどん5年後10年後って行くのかなと思うんですけど、もう本当に今回のこの内容を僕はお聞きする中で、かなりの条件を出してくれている企業さんだと思うんですけど、それも踏まえて町長としては前向きに検討していきたいとか、検討するっていう考えありませんか。お答えください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

企業さんのお話についてですね、私はどういう条件でどういうふうな話をされているのかというのは、私自身、恐らく一度会った方のお話をされてるのかなとは思いますが、有働議員がどこまでどういうふうな形で条件なり何なりを、ご存じなのか。なぜ、そういう話をご存じなのか、ちょっとよくわかりませんが。

いずれにしても私のところに、どういう条件なのか、どういうものかっていうのが、直接はですね、はっきりとお聞きはしておりません。また民間の企業が、いろいろとお話をして

くる可能性もあると思います。

要するに、一企業に対してですね、その方からお話があったから、その方にお願ひしようかということにも当然なりません。

今、福祉センターをどういうことで賃貸するか、売却するかというような考えが、今私の中では持ち合わせてはおりませんので公募をするとかそういうことにも考えておりません。以上です。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

多分、課長がやりとりされていると。課長がその点はお答えしたほうがいいんじゃないかなと、内容に関しては課長のほうが分かってるんじゃないかなと思います。

方法だったり、後にそういった一企業さんと契約するのか、公募をかけていくのか。そういったのをですね、今町長はやりません、考えていませんとおっしゃいましたが、さっきの話と矛盾すると思うんですね。

そういった前向きに、今後施設をどうしていくかっていうところの動きじゃなく、町長はその施設、箱物ですね、箱物を今後、公募だったりとかそういったところを一企業さんにとりあえずはありませんとおっしゃったんですが、僕はすごい矛盾してると思うんですが、その点に関してはどうです。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

全く矛盾はしてないと思います。現時点で今考えてないということで、先ほどらいお話ししてるのは全体として今後慎重に考えていくということで、現時点では考えてないということです。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

それは今の一企業さんが来られていることは、現時点では考えてない。今後、企業さんが来られたら考え方が変わるということですね。

今、実際に一企業さんが来られているじゃないですか。そこを踏まえてお答えください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

一企業さん一企業さん、どうその一企業さんにこだわっているのかよくわかりませんが。いずれにしても、今、現時点でそういった企業さんが来られてあっても、現時点では考えてないということです。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

一企業さんにこだわっているんじゃないんですね、そういった企業さんが来られて手を挙げてくれたときに、その町としてですね、そこでお互いお話し合っ、それでも町長が駄目って言うのか、そういった折り合いをつけて、そしたら、企業さんと契約しようかっていうところを少しずつ、僕は進んでいったらいいんじゃないですかという話をしてるんですね。

だけど、今の話で言ったら考えていませんっていう。もうそこでゼロな感じが僕はしてて。僕は少しずつでもいいので。

どこの企業さんでもちゃんとした企業さんであればですね。それは、役場がいろいろ企業さんのことを調べて、ここの企業さんだったら大丈夫なんだろう。そこで、打合せしたり契約したりという流れがあると思うんですけど。

ただ、そういった方たちが来るんだったら、考えていませんじゃなくてですね、今後、前向きにですね、そういった企業さんが来られたときは検討しますっていう僕はそういうお答えを欲しいんですけど。町長どうですか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

何度も繰り返しになりますが、今のところは考えておりません。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

それじゃちょっと箱物もずっと多分そのままいくんじゃないかなと僕は感じるんですけど。本当、この問題が。

箱物はくらのじの郷だけじゃないですね。いろんなところが本当に問題になってくると思うんで。この箱物に関してはですね、今後もずっと一般質問させてもらおうと思ってます。

次の質問にまいります。くらの病院の跡地、これも箱物ですよ。現在はどのような状況か教えてください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

旧病院施設についてですが、現在周辺地域の新型コロナウイルス感染症拡大防止に貢献する事業として、くらの病院がPCR検査を実施するため利用しているほか、引き続き運営している介護保険施設、鞍寿の里も一部設備等を使用しており、土地、建物については、くらの病院の所有財産のままです。

不要財産となった場合には町に返還されることとなっておりますが、建物解体の実施是非を含め当該財産の返還等の方法について、今後、くらて病院側と協議を行ってまいります。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

コロナというのが出てきて、くらて病院を利活用するっていうのは、もうそれは当然の話だと思います。

次の話に移ります。解体後の利活用はどうお考えでしょうかお答えください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

当該土地においては、過去に建設工事の影響で石炭の層に引火し医療の提供に支障を来した経緯があり、住宅地が密集している当該土地の性質上、杭施行を要するような大規模な構造物建設は好ましくない事から住宅用地としての売却や公園といった活用方法が想定されることとなります。

いずれにしましても、当該財産の返還等の方法について、くらて病院側と協議を進めていくことと並行して、当該跡地利用につきましても、先ほど言いましたように拙速にならないように慎重に検討していきたいと考えております。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

先ほどのくらの郷とも一緒なんですけど、今すぐ解体っていうですね、今コロナでいろんなことで使われると思うので、今すぐ解体っていうのは難しいんじゃないかなと思うんですが。そこも念頭にですね、やっぱり、いろんな施設は先を先を見据えてですね、動いていかないと、廃校になりました。閉鎖になりました。そっからどうしようかでは僕はかなり遅いんじゃないかなと思ってまして。

それがある程度見えた部分から、そういったですね売却だったり、公募をかけてとか、そういった動きを始めないと、どんどんどんどん、ずるずるずるずるってですね、解決していかないといけない問題なのに、解決していかないと思うんですよね。

だからそういった意味も踏まえて、解体後のですね、利活用も少しずつ検討していつてもらいたいと思います。

次の質問に参ります。ふるさと納税についてです。ふるさと納税の創設時と現在では、制度の違いはあるのかお答えください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

この件につきましては、政策推進課長に答弁させます。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長。

○政策推進課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。ふるさと納税制度は平成20年度に税制改正において導入されたものです。

当初は、返礼品はなく寄附額のみ自己負担とする2,000円を除いた額が控除されるのみでありました。

ふるさと納税の認知度が上がってきたのは、平成23年の東日本大震災です。これを機に、被災地をサポートするという観点から、ふるさと納税サイトがオープンし、寄附をする自治体を返礼品で選ぶという文化が浸透し始めました。

平成27年度になると、各自治体の特産品による返礼品競争が激化したことなどから、税制改正により、確定申告で行っていた寄附控除については、5団体までであればワンストップ特例申請の特例制度が創設されるなど、ふるさと納税が返礼品競争によりさま変わりしてきました。

そのような現状を打開するため、令和元年6月に、ふるさと納税指定制度が施行され、返礼品は地場産品に限り、寄附額の3割以内とし、関係性の高い返礼品を除外され、ふるさと納税指定制度を受けた自治体のみ給付の募集を行うことができることとされました。

本町におきましても、平成20年度に条例を制定し、ふるさと納税の寄附を募り、平成25年度から、食費、特産品であるぶどう、いちご、卵の3品を返礼品として、寄附の方へ贈呈してまいりました。

平成28年度には、財源確保の観点から本格的にふるさと納税に参入しウェブサイトを利用した寄附の募集も行うこととしました。

また、今年度には基金条例を一部改正し、ふるさと応援寄附金を基金に積み立てることなく、ふるさと応援寄附金の受け入れ関連して、必要な返礼品や送料、委託料の経費に充てることとできることとし、今年度は5億円を超える寄附を全国からいただいております。

今後も、総務省通達の指定基準を遵守し、町の貴重な財源確保とするため、町のPRとあわせ、実施していきたいと考えています。

以上が、ふるさと納税制度の変遷と、本町のふるさと納税の変遷となります。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

課長とも良くお話しするので、このふるさと納税ってのはですね、すごいお金の流れってのがですね、複雑っていうか、わかりづらいですよ。

だから、そこをですね、皆さんというかですねいろんな方にですね、わかっていってもらわないといけないなどは自分では思っています。

それを踏まえてですね、今後、寄附を活用した新規事業の考えを町長お聞かせください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

本町のふるさと納税は寄付者が7つの主要用途区分から選択した事業に活用することとしておりますが、貴重な財源でありますので、今後のまちづくりを踏まえた上で、新規事業も含め、必要な事業に充当していきたいと考えております。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

このふるさと納税も、前回は質問しましたし、添田議員も先ほどお話しして、かぶる部分もあると思うんですがその辺はご了承ください。

ふるさと納税なんですけど、令和4年、5、100万円の基金繰越しですよ。令和4年で、7億円ぐらいのふるさと納税があると、今のところ予定してると。

令和4年の7億円ですね、ふるさと納税されたのを令和5年に基金を繰入れするっていう流れになってると思うんですが、以前からずっと、ふるさと納税の話させてもらって、7区分あります。123567。この7区分の中で、こういった予算は道路にかける予算だったり、子どもにかける予算であったり7区あります。7個目がその他です。

そういったことも踏まえて、令和4年、今、7億円をふるさと納税されるっていう中で、令和5年の半分。半分ぐらいはですね経費を引いてですね、7億円の経費を削減、引いた中で、約3億5,000万ぐらいの予算が、基金に回っていくと思うんですが。

このふるさと納税、町長もですね言われたみたいに、その年7億いく年もあれば10億いく年もある。1,000万の年もある。本当にこう、ずっとこう波があるのはごもつものなんですけど。

そこでですね新規事業というところで、これは町長に提案したいんですが、子どもにですね、子ども基金というのですね、新規事業としてやっていただけないかなと。

その財源。皆さんいつも言っている、財源がないないないって言うんですけど、こういった財源があるところからですね、そういったところに回していけばいいんじゃないかなと思います。

例えとしましたら、今、鞍手町に、1年間、大体70人から80人ぐらいのお子さんが生まれています。その中で、その1人のお子さんにですね、出生祝い金みたいな形で3万円を出します。3万円に対して80人いらっしゃったとしたら、240万です。1年間ですね。それを5万円を1人のお子さんに祝い金としてお支払いした場合、約80人いたとしたら400万。1年間ですね。

だから、こういった基金に繰り越すんじゃなく、持続、ずっとできるかわかりませんが、5年間限定なのか、10年間限定なのか、ずっと継続でいくのか。そこは僕はちょっと今、

この場で決めれることじゃないっていうのはわかってますけど、そういったお金を、子ども基金みたいな形で、そこに積立でいきながら、そういったお子さんの出生祝い金って形でですね、鞍手独自でやっていってもらいたいと思うんですが。町長どう思いますか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

ふるさと納税寄附金について、子ども基金として積立で、それで祝い金というような質問だというふうに思います。

ふるさと納税についての基金については、先ほどの添田議員のときにも答弁しましたように、ふるさと応援基金として、基金として積立でます。

その基金からまた子ども基金ということで、また基金を別につくってというようなお話ではありますが、ふるさと応援基金の中で事業として取り組むとすればですね、そういう新たな都道府県として取り組む基金を立てる必要もなくですね、取り組めるのではないかなというふうには思います。

しかしながら、先ほど添田議員の質問にも答弁をさせていただきましたように、ふるさと納税についてはですね、今、東京の23区だとか関東圏を中心にですね、非常に税収が今減少してる。要するに、地方にですね、ふるさと納税として税収が集まって、その恩恵を鞍手町も大きく出ているわけですが、逆に都市部においてはですねすごい減収、数十億というような区もあるように聞いております。

そういったことからですね、ふるさと納税がこのままの制度で、いつまであるかというのは本当に定かでないところもあります。

そういったことからですね、まずは、今、ふるさと応援基金として積立でいこうというふうに考えております。したがって、それをまた別にですね子ども基金というような考えは今のところ持ち合わせていません。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

やっぱり今どこに行っても人口減少人口減少ってすごく聞きます。

それは日本全体が人口減少するのをごもっともでわかっているんですが、人口減少のことを考えるんじゃなくてですね、どうやったら維持していけるかという考え方をしていかないと僕はいけないと思ってます。

その中で、こういった今後子どもたちのためにですね、そういったお金を有効活用してもらいたいと思います。

先ほども言ったんですが、1年で3万円を80人の方に出した240万、それを5年間出したら1,200万、10年出したら2400万、継続をふるさと納税ってのは波があるの、継続をしていけるかどうかってのはわかりませんが、それもちょうと町民の方に説明し

た上で今で言ったら3万円を10年間、払っていきって形になったら2400万ですね、約。

だから、そういったお金は先ほども言ったみたいにですね、令和5年の3億5000万の中から全然出せるんじゃないかなと思うんです。

いつもお金がないお金がないんですけど、使い道だと思うんですね。僕はこういったところにお金を使っていって、人口減少というところにですね、鞍手町は独自に人口減少っていうんじゃないくて、どう人口減少ストップしていくかというふうに考えたときには、こういったお金を今後の子どもたちだったり、今の若いお父さんお母さん、が少しでも楽になるような事業をぜひ僕はやってもらいたいなと思うんですが。町長もう一度、この件についてお答えください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

人口減少についてはですね、鞍手町の1番の課題の一つでもあるというふうに考えております。どうやって人口減少を緩やかにしていくかというのは、鞍手町の人口ビジョンの中でもうたわれているものです。

そういった中で、どういう施策が有効であるということから、鞍手町としては定住促進奨励金ということで、これはかなり有効であるというふうなことから、また、継続を今しております。

そのほかに、どういうものが定住に有効であるか。これ、ある意味、有働議員また添田議員が言われるようにですね、子育て世代に、若い世代にどう鞍手町に定住していただくかということが、一つの大きな課題であると思います。

それを実現していくための施策としてですね、祝い金がお1人3万円という祝い金があるんですね、それが定住促進につながるのか、移住定住につながるかということについてはですね、なかなか、定かでない部分もありますし、難しい、それが、実際に有効かどうかというのは、いろいろと議論があるところかなと思います。

いずれにしても、ふるさと納税につきましては、先ほど議員も言われたような7区分と、あとは、使い道は定めてないものがあります。その中に子育て支援及び未来を担う子どもの教育環境、並びに生涯学習等の充実に関する事業ということで、一つ、区分が定められておりますので、そういった区分に沿って、まずはふるさと応援基金として積立てていきたいというふうに考えております。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

本当財源がない中でこういった財源があるんですね、もうその少しでも人口減少を緩やかにどうしていくかということをお鞍手町も考えていかないといけないと思ってますんで、このふるさと納税のですね、利活用というか、使い道はですね今後もここで一般質問でも聞

いていきますので、ぜひちょっと前向きなお考えでよろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問にまいります。直方、鞍手工業団地造成事業についてお伺ひします。

データセンターが認定されるのはいつごろですか、お答えください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

令和3年10月14日の全員全員懇談会でご説明をさせていただきましたが、福岡県の服部知事は、令和3年9月県議会の代表質問に対する答弁の中で、政府が国内5か所程度で整備を目指す次世代データセンターの中核拠点の誘致に取り組む考えを示されました。また、その候補地として直方鞍手工業用地が挙げられ、早期整備について検討を進めていくこととしておりましたが、令和3年12月県議会において、測量事業に係る補正予算が成立し、正式に県事業として着手されています。

さらに同年12月20日には、福岡県、直方市及び鞍手町の3者で、直方鞍手工業用地造成事業に関する合意書を締結し、県、市、町、3者の役割分担についても確認しております。

お尋ねの件ですが、政府、経済産業省ですけれども、は令和3年度補正予算で71億円、令和4年度以降の4年間で455億円、総額526億円を投じ、データセンターの新規拠点を整備する方針を示しています。また、今後データセンターの地方拠点整備事業により、中核拠点、地方拠点を目指す事業者等を公募するとしていますが、その具体的な内容、スケジュール等はまだ示されておられません。以上です。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

直方の議会でもこの話が上がっていたみたいで、その中でもデータセンターが困難な場合はっていう話を上がっていて、その内容は自分の中に、どういった話になってるかってのはちょっとお聞きしたんですが、鞍手としてはですね、このデータセンターが困難な場合の対応はどうお考えでしょうか、お聞きください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

今言われましたように、直方市の議会でも同じ質問が出ていたというようなことであります。

現在、データセンターは国内では約8割が関東、関西に集積しており、経済安全保障上のリスクを分散させるため、政府は地方へのデータセンター拠点施設設置を目指しています。

今後、デジタル技術の活用が加速し、第5世代、5G移動通信システムや、デジタルトランスフォーメーション、DXの普及でインターネット上に流れるデータの流通量が爆発的に急増することが予想され、データを蓄積する、データセンターはますます重要な社会イン

フラとなります。

また、データセンターが立地されれば、最大規模で1棟当たり数百億円規模の投資となり、大きな経済効果が見込まれるとともに、本町がデータセンターの地方拠点として一翼を担うことができれば、大きな経済波及効果をもたらすことが出来ます。

しかし、御質問のとおり開発造成する直方鞍手工業用地は、約23ヘクタールの広大な面積を見込んでおり、全てデータセンターの立地とはならないことも十分想定されます。

福岡県は直方鞍手地区の魅力として、近隣にはトヨタ自動車九州が立地していることを挙げており、本地域においてはデータセンターのみならず電子部品や蓄電池等の自動車関連企業や、福岡県が進める半導体関連企業などの立地も視野に福岡県、直方市と足並みをそろえ、企業誘致を進めていきたいと考えています。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

先ほどの話に戻るんですが、今後のですね、箱物ですね、鞍手の箱物。負の遺産にならないようにですね、ぜひ町長には、前向きに今後どのようにしていくのかというところですね、明確にさせていただいて、進んでいってほしいなと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（星 正彦君）

以上で、有働徳仁議員の質問を終了します。

これで全ての一般質問を終わりました。

この際、休会についてお諮りします。

明日、8日を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって明日8日を休会とすることで決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

閉会 午後4時7分

令和4年鞍手町議会第1回定例会会議録（第3号）						
令和3年3月9日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和3年3月9日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和3年3月9日 午後4時24分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 議員	10	許 斐 英 幸		11	西 藤 典 子	

職 務 席	議会事務局 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	友 澤 和 子	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	建設課長	柴 田 隆 臣	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進 課 長	高 橋 奈 美 江	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	税務住民 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	大 村 俊 夫	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

## 令和4年第1回鞍手町議会定例会議事日程

3月9日 午後1時開議

### 第3号

- 日程第1 議案第1号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第2号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第3号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 鞍手町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 鞍手町火入れに関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立豊翔館の閉校に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第7 議案第7号 専決処分の承認（令和3年度鞍手町一般会計補正予算 第8号）
- 日程第8 議案第8号 専決処分の承認（令和3年度鞍手町一般会計補正予算 第9号）
- 日程第9 議案第9号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第10 議案第10号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第11号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第12号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第13号 令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第14号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第15号 令和4年度鞍手町一般会計予算
- 日程第16 議案第16号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第17号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議案第18号 令和4年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第19 議案第19号 令和4年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第20 議案第20号 令和4年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第21 議案第21号 令和4年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
- 日程第22 議案第22号 令和4年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第23 議案第23号 令和4年度鞍手町下水道事業会計予算
- 日程第24 議案第24号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和3年度固定資産税の課税免除

令和4年3月9日（第3日）

開議13時00分

○議長（星 正彦君）

これから、本日の会議を開きます。

まず、本定例会閉会后に受理しました陳情1件は、ご手元に配付しています陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので、報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第1号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

はい。まず、この設置しようとしている協議会の構成要員の数というかそういったものをどのように想定されているのか教えてください。

○議長（星 正彦君）

農政環境課長。

○農政環境課長（大村 俊夫君）

お答えいたします。事務局として現在想定していますのは、学識経験者、福岡県、町内の産業部門、家庭部門、運輸部門、あと地域環境に携わる者、庁舎建設に係る事業者、教育関係、電力会社など12名程度の委員の選出を想定しております。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

検討課題がかなり広範囲に及ぶと思うんですけども、この協議会自身はどの程度のスパンで考えていらっしゃるんですか。

○議長（星 正彦君）

農政環境課長。

○農政環境課長（大村 俊夫君）

お答えいたします。この協議会自体は年3回程度、年内もしくは年度内に計画を策定したいと思っております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

この公有地または公共施設に関わるだけのものなのか、それとも地域住民に関わるものなのか、そこまで行くのかどうかというのを教えてください。

○議長（星 正彦君）

農政環境課長。

○農政環境課長（大村 俊夫君）

こちらの協議会については、行政のみならず町内全体を対象としております。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第1号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第1号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第2 議案第2号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第2号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第2号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第3 議案第3号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第3号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第3号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第4 議案第4号 鞍手町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第4号は、総務文教委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第4号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第5号 鞍手町火入れに関する条例の一部を改正する条例を議題と  
します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第5号は民生産業委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第5号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第6号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立豊翔館の閉校に伴う関係条  
例の整理に関する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川議員。

○議員(4番 宇田川 亮君)

3月31日で、豊翔館閉校になるわけですが、今後の利用、それから管理等はどうい  
うふうに考えてありますか。

○議長(星 正彦君)

教育課長。

○教育課長(古後 憲浩君)

豊翔館高校の閉校後につきましては、普通財産として管理をするようになっております。  
今後の利活用につきましては、現時点では具体的な案はございません。以上でございます。

○議長(星 正彦君)

宇田川議員。

○議員(4番 宇田川 亮君)

くからて病院が、町立の野球場潰してっていうか、あの跡地にできて、そして運動施設がな  
いということで、野球場は豊翔館のグラウンドも利用していいというような、話もあったと  
思うんですけども、その利用等それから管理等はどういうふうにされますか。

○議長(星 正彦君)

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

豊翔館の施設の利用につきましては、普通財産として、管理されるようになりますので、他の普通財産と同様に貸出し希望があれば、使途内容を精査した上で賃貸借契約を結ぶということで、貸し出すことが可能になると思います。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

ずっと借り入れた場合は、契約とか結ばないといけないと思うんですけども、例えばソフトボール大会をやるとか、そういった行事をやる場合に、一時的に使用する場合がありますよね。今までもされてたと思うんですが。その点についてはどういうお考えですか。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

豊翔館のグラウンドと体育館は、あくまでも学校体育施設ということではしておりますが、今後はもう普通財産ということですので、普通財産の条例を以って貸出しってということになるとます。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第6号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第6号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第7号 専決処分の承認 令和3年度鞍手町一般会計補正予算第8号を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の10頁をお開きください。

3款 民生費について、10頁から11頁まで質疑ありませんか。

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

これに先立つ補正のときは、まず18歳以下の子供1人当たりに対し現金5万。でクーポン5万というふうな国の方針で、1度補正があったと思いますけども、その後国の方針等が変わって、現金10万の一括でもいいしクーポンでもいいというような形で各自治体はかなりその選択を委ねるといったような形で、国のほうは方針を決めましたというふうに記憶しております。従って本町は、どのような検討をしてどのような形で、給付方法を選択したのか、

その辺を教えてください。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

お答えいたします。町議がおっしゃられますとおり11月22日に6号補正といたしまして先行給付分の5万円これを専決処分を行っております。この際は、国のほうは現金5万円とクーポンという形で基本的な見解が示されておったわけですが、その後令和3年の12月15日に国のほうから、10万円の一括給付が可能であるという見解が示されております。その後本町といたしましても、現金5万円プラスクーポンというよりも一括して10万円を給付するほうがというふうな見解に至りまして、翌日の16日ですが残りの5万円プラス所得制限越えの100人分の専決処分を行っております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

提案の理由の説明にもありましたが、本町では国の寄附基準にある所得制限に従わずに、全ての子育て世帯を対象に寄附を行ったとありますが、寄附の進行状況あとは寄附の状況を教えてください。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

はい。給付についてですが、先ほども言いました12月の16日付けで、残りの5万円の専決処分を行いましたので、同日対象者に対してその通知を行っております。その後、その通知を行った方々、中学生以下でございますが12月24日に中学生以下の方たちの支払いを行っております。その後12月28日ですが、所得制限越えの中学生が27世帯の45人おられるわけですが、その方たちに通知を行い翌日12月29日には高校生世代の申請の勧奨を行っております。その後、年が明けまして1月26日に町支援分と高校生世代分の初回の支払いを行っております。これは申請が必要になってまいりますので、申請書を提出していただいた方々から順次支払いを行っていますが、第1回目が1月26日、あとは2週間に1回、月に2回程度の支払いを今行っております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。8頁をお開きください。

19款繰入金について、8頁から9頁まで、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第7号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第7号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第8号 専決処分の承認 令和3年度鞍手町一般会計補正予算第9号を議題とします。

まず、歳出より質疑を受けします。補正予算に関する説明書の10頁をお開きください。

3款 民生費について、10頁から11頁まで質疑ありませんか。

田中議員。

○議員(3番 田中 二三輝君)

これは、いわゆる非課税世帯に対する国の10万円の給付だというふうに理解できるわけですが、まず対象者への手続これをどのように行っているのか教えてください。

○議長(星 正彦君)

福祉人権課長。

○福祉人権課長(芝野 英和君)

お答えいたします。この非課税世帯の給付金に関しまして、まず支給対象となられる方ですが、基準日令和3年12月10日時点におきまして、令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯の世帯主、また令和3年1月以降の家計が急変した世帯の世帯主の方が対象となります。手続的に今行っておりますのが、国の補正予算が12月20日に成立いたしました後、その後12月21日にこの子育て世帯の特別支援事業支給要領が改正をされております。1月7日に補正予算第9号専決処分をさせていただきました後に、2月18日対象世帯2,485世帯に対しまして、通知及び確認書を郵送しております。その後その確認書の提出がこの給付の条件となっておりますので、確認書を提出していただいた方からまたこれ順次給付を始めますが、年度内に給付するという事で第1回目の給付を3月23日を予定しております。以上でございます。

○議長(星 正彦君)

田中議員。

○議員(3番 田中 二三輝君)

令和4年の1月7日付けでの専決をして、必要な通知書等の印刷、そういった時期時間的なスパンがかかったから、2月のその時期に通知を出して。今よくお問合せが実際あつてのがいつから支給になるんだろうということをお願いなんですけども、役場にも問い合わせ

あつてると思うんだけど、これ何か通知の方法とか考えてらっしゃるんですか。今後の支給。例えば今おっしゃるように、今年度中の支給ってなれば、いつ1回目を払って、そのときに全員が全員じゃないと思うんですよ。それに間に合わなかった人、例えばまだ返信してない方とかそういった方々に対して今後どのような形で給付を行っていつまでに終わらせる予定なのかその辺もちょっと含めて教えてください。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

まず対象者の方への給付のお知らせにつきましては、支払い1週間程度前ぐらいになるかと思うんですが、支払い通知、いついつこの口座にいくら支払いますっていう通知を対象者の方にお送りをしたいというふうに考えております。また、ホームページなどでは、3月の下旬から順次お支払いをさせていただきますっていうお知らせをしておりますし、取りあえずその確認書の提出がないと、支給ができないっていうこの周知もしておりますので、その確認書が届きましたら、これも大体月2回程度の支給日を設定しておりますので、順次これも支給をしていきたいと。なお、これ一応その確認書の提出期限というのがございまして、これ3か月程度というふうに国から指示がっております。従いまして、うちが2月18日に通知をしておりますのでこの提出期限を、5月17日というふうにさせていただいております。今のところ、2,000件ほどの回答が返ってきておりますが、やはりこれもだんだん期限が迫るにつれて、出しておられないっていう方についての対応をどうするかっていうところもちょっと検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

結局、確認書が返ってきてその内容に不備がないかどうかっていうのを担当者の方がおそらく目で見ているらっしゃると思うし、口座も役場が把握している口座から別の口座への入金というか送金というのか、それも可能だということであればその辺も全部確認しなきゃいけないだろう。日常の業務もあって、それでその担当の方が、結構夜遅くまで残業を強いられている。コロナワクチンの接種のときもそうだったんですけど、かなりその担当者、個人というか担当課というかその辺にかなりの業務負担が今回かかっていると思うんですよね。この国の方針によって。その辺、町長にちょっと議案質疑とはちょっと離れるかもしれませんが、町長その辺のところをどのように把握されているのか。そしてそういった国の方針に従って、やむを得ない残業が強いられている状況等について今後どのように改善するおつもりなのかその辺をちょっと教えてください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

議員ご指摘の件につきましては、私自身も苦慮をしているところです。しかしながら国の制度によって、これはある程度の時間、限られた時間の中で給付をしていかないといけないというようなこともあります。そして今、議員ご指摘のように、給付をするまでの準備についてもかなりの時間を要しているということがありますが、職員の絶対数っていうのは限られておりますので、その中で全てを、事務作業をしていかないといけないということになっております。それで職員にとっては、残業等で対応してもらっているところもありますが、なかなかこれについて職員数を増員するだとかってというようなことにも、なかなか得ないっていうようなところもあります。そういったところから、職員にはこういった臨時といいますか、国の措置に対して、住民の方たちにとっては、先ほどの質問がありますように、給付をしてもらうということ自体待っている方たちもありますので、迅速に対応できるようにしていきたいと思っております。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

非課税世帯の基準日が12月とか、それは役場のほうで分かると思うんですけども、先ほど課長言われた令和3年1月1日から家計が急変したと。こういうところについてはどういうふうに把握されてあるのか教えてください。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

お答えいたします。令和3年1月以降の家計急変世帯につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の申請日の属する月の前月までの家計が急変をし、同一の世帯に属する世帯全員が令和3年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯というふうに規定されてます。簡単に言ったら、3年度は住民税がかかっているけど、それは3年度の住民税といいますのは2年中の収入を見て判断しますので、令和3年1月1日以降に例えばお仕事の都合でその収入が減ったとかということで、非課税世帯と同等の収入に落ちられた方が対象となります。そういった場合は、申請が必要になりますので、この申請につきましては、周知の方法は毎月チラシを全戸配布したいと考えております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。8頁をお開きください。

15款 国庫支出金について、8頁から9頁まで質疑ありませんか。

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

細かいことで申し訳ないんですけど、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金。給付事業費補助金というのが項目２つに分かれたってというのはどういうことですか。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

お答えいたします。まず３億円ですが、これが先ほどから言っております非課税世帯１世帯当たり１０万円。これを予算的に非課税世帯が２，６２２世帯、家計急変世帯３７８世帯を見込みまして合計の３，０００世帯分の事業費を計上しております。で、４１０万６，千円につきましては、この事業実施に伴います事務費を計上しております。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

おそらくそうであろうというふうには思っていますが、分ける必要があるんでしょうかという質問。これ、おそらく総務文教委員会付託になると思いますが、そのときに説明していただいたら結構です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第８号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第８号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第９ 議案第９号 令和３年度鞍手町一般会計補正予算第１０号を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。補正予算に関する説明書の２６頁をお開きください。

２款 総務費及び３款 民生費について２６頁から３９頁まで、質疑はありますか。

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

２９頁の庁舎等建設費減額になっていますけど、この中身について。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

お答えいたします。まず12節の委託料でございます。上の設計管理委託料につきましては、解体事業費の確定によりまして減額するものでございます。そしてその下、設計測量委託料継続費となっております。これにつきましては、まず予算書の5頁をご覧いただきたいと思っております。5頁の第2表、継続費補正の欄で、2款 総務費 1款 総務管理費の庁舎建設等事業の設計事業費の令和3年度分の1億7,530万円が3年度分予算として計上しておりました。それが事業が確定いたしましたので、この分が令和3年度分1億5,409万4千円となっております。この差額分が2,120万6千円となりまして29頁の減額とさせていただきます。そして、その下14節の工事請負費でございます。これは上の工事費につきましては解体工事の事業確定分による減額でございます。これは当初補正前が2億5,448万4千円として予算計上しておりましたけれども、事業を確定しまして事業費が、1億4,739万3千円で確定いたしましたので、その差額分1億709万1千円を減額するものでございます。そしてその下、工事費継続費でございます。また5頁の継続費の表をご覧いただきたいと思っております。2段目の庁舎等建設事業の造成工事の部分でございます。この造成工事の部分につきましては、令和3年度令和4年度で2億円という形で計上させていただいております。補正前は令和3年度が1億7,383万円、令和4年度が5,261万7千円と年割りをしておりましたけれども、令和3年度の事業費が8,617万5千円というふうに確定しましたので、年割りを変更して、令和4年度を1億1,382万5千円としております。それで先ほどの29頁をご覧いただきたいと思っております。その分の年割りの令和3年度分の補正前の1億4,738万3千円が8,617万5千円になりましたのでこの差額6,120万8千円を減額するという内容になっております。以上です。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

事業費が確定によって入札だとかそういうことで、下がって減額になるっていうのは分かるんですけども、町長が本会議冒頭に今回の庁舎建設費については53億を、事業全体ですけれども庁舎だけじゃなく全体的に53億を堅持すると。今、この情勢の中、物価がどんどん上がっていくという中で堅持するっていうのは。もっと引き下げるために努力すると言ってあったのが、53億を堅持しますというその言い方に変わったのがどうしてなのかなと思って。その点についてちょっと町長の考えなり思いを教えてください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

この質問との関連ということになりますけれども、今経済情勢、世界の情勢を見ていただきますとわかりますように、今宇田川議員がご指摘のように全ての資材が高騰しております。

一般的にはなかなか当初の見積りというか、計画からすれば増高になるっていうふうに考えられるところではあります。しかしながら、こういった入札残であったり、いろいろなところで今工夫をしているところで、はっきり言いますとなんとか当初の計画どおりの53億数千万の中で事業を完結したいというふうに思って、職員も非常に今努力をしているところです。しかしながら、私の思いとは裏腹にウクライナの問題だとか、今の戦争状態によってまた大きく状況が変わってきていますので、当初作ったときから比べてほんの1か月ぐらいの間にまた大きく状況も変わってきていますので、堅持と言うたものの本当に堅持できるかどうかというような、正直今のこの段階においては、なかなか言い切れないなっていうところが正直なところあります。しかしながら、なんとか建設費その他を抑えていきたいというのが今の正直な心情です。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

当初から、入札残だとかいうところは、最初からもう見込まれてあったんですよ。おそらく全体的に見ても当初は総事業費ですね、関連事業も含めてですけど、53億っていうのはそこまでかからないだろうという予想を、それを覆すっていうか、そういう状況に今世界的にもなっているということなので。ただ町民は総事業費の額だけ見ている方がたくさんおられて、もう53億高すぎると。そういう考えの方がたくさんおられて、それを削るのに、例えば入札残だけで下がりましたよというのか、それとも何か削られるところがないだろうか、それを見つけ出してここはもうちょっと今回抑えようと、やめておこうというようなことで、事業費自体を削っていくということをやっていないとなかなか難しいんじゃないだろうかと。もう一度その点について町長お願いします。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

先ほども言いましたように、職員は当然ながらそういうことも、実際にやっております。それで、どこをどうやって削っていかうかというようなことも含めて、精査をしているところですが、当初はまず鉄鋼、要するに鉄鋼自体が相当な値上がりをしていました。この値上がりを吸収するためにも相当な努力が必要でありました。それを何とか入札残だけじゃなくて、その他のところで吸収していかうというようなことで努力を今もしているところですが、と同時に先ほども言いましたように、大きく世の中の状況自体も変わってきていますので、なかなか今非常に厳しい状況であることは間違いありません。しかしながら住民の方たちに対しての広報の仕方等ももう少し工夫をすればよかったかなというところもありますし、なるほど納得の別冊として出したりもしましたけども、なかなかまだまだ住民の方たちにご理解いただけてないところがあるかもしれません。しかしながら、こちらのほうでさらなる努力が必要かなというふうには思いますが、ただ建設費総事業費については、非常に今苦慮して

るところであります。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

介護保険料の減額の理由です。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

お答えいたします。介護保険広域連合の負担金の減額につきましては、令和2年度分、前年度分の精算処理が終了したため、その余剰分を各市町村の令和3年度分負担金から減額をするものでございます。従いまして、今回本町といたしましても、2,931万9千円を減額させていただいております。以上です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

今度次の質問なんですけれども、35頁から37頁についてご質問いたします。35頁の3款 私立保育所費です。それと、私立保育所の中の18のところ保育士、幼稚園教諭と処遇改善臨時特例事業費補助金っていうのがありますね。これは何人分の何ヶ月の補助金でございましょうか。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

お答えいたします。この処遇改善臨時特例事業費補助金につきましては、国の補正予算成立に伴います新たな事業で、保育士や幼稚園の先生方を対象に賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提といたしまして、収入を3%程度、月額に直しますと9千円引き上げるための措置を令和4年2月分から行うものでございます。従いまして今回補正をさせていただいておりますのは、2月と3月分の2か月分ということでございます。その私立保育所費で計上させていただいております金額につきましては、本町の私立の保育所の予算を計上させていただいております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

もうその計算どおりでということですかね。それから下に認定こども園のことも書いてあります。これも同じ内容ということではないでしょうか。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

お答えいたします。同じ考えで予算計上をさせていただいております。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

次の37頁には、放課後児童健全育成事業費の中の同じような処遇改善のことが載っております。これも同じ内容ということでよろしいのでしょうか。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

はい。これも放課後児童支援員の方たちを対象に実施され、月額9千円程度引き上げを行うための予算措置、令和4年2月分から3月分の予算を計上させていただいております。以上です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

ところが35頁の公立保育所にはそれがないんですね。計上されていないのはなぜでしょうか。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

はい、お答えします。地方公務員の給与改定におきましては、地方自治法及び地方公務員法などの法令そしてその他の法令に基づいて定められている条例により、決定されるものでございます。また、地方公務員法第25条におきましては、職員の給与は、条例に基づいて支給されなければ、またこれに基づかずにはいかなる金銭または対価物も職員に支給をしてはならないというふうになっております。今回、正規職員の保育士の処遇改善につきましては、国家公務員の給与法の改定は行われておりませんし、また給与条例改正に関する手法等が示されておりませんので、今回正規職員については改定を行っておりません。以上です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

聞くところによりますと、国のほうはやっぱりこの方々は、対象になっている方々、今まで非常に不利な条件でされていて、やっぱりこの際こういう方々の給与を上げなきゃいけないということで、国としては公務員に対しても、実施せよとそういう通達といたしますか、が出ていると聞いたんですけど出てないんですかね。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

まず国家公務員にも福祉職という給料表がございます。国家公務員の福祉職、本町は国家公務員福祉職に準じて作っておりますけれども、この部分は改定されておられません。国のほうが。ですので、給与表等改定を行っておりません。以上です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

公務員にも、処遇改善を適用していいというようなことがあるようなこともちょっと聞いてますので、そこら辺調べていただきまして、やっぱりこういう方々の賃金が上がるということが、賃金全体の、地域の賃金のベースアップといいますか、そういったことにつながりますし、やっぱり今不景気でありますから賃金が上がらないことは景気もよくなるんでね、だからもし可能であれば、こういうところからこう賃金アップしていただいて景気を少しでもよくなるように努力していただきたいなと思っておりますので、そういう情報がありましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（星 正彦君）

答弁要らないでしょう。議案質疑ですから要望ということにはならないと思ひます。他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

次に進みます。4款 衛生費から8款 土木費について、38頁から45頁まで質疑ありませんか。

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

41頁です。活力ある高収益型施設園芸産地育成事業補助金とありますが、かなり大きな額が減額という形で提案理由の説明によりますと事業の取下げという形になっておりますが、元々その計画されていた方の計画自身が流れたのか。それとも何らかの要因で、今年度の実現できなかったのか、これをどのように理解し、この数字をどのように受け止めればいいのかをちょっと教えてください。

○議長（星 正彦君）

農政環境課長。

○農政環境課長（大村 俊夫君）

お答えいたします。令和3年度の活力ある高収益型園芸産地育成事業につきましては、ぶどう栽培を行う3組の農家が共同で事業実施主体となり、それぞれがぶどうハウスを整備するというところで、まず事業要望がありましたので、それを予算化いたしました。それにつきましては、事業実施主体より5月の長雨により、露地栽培のブドウが不作となり、令和3年

の収入が減ることが見込まれるなどの財政的事情により、自己負担分が確保できないということで、下げの届出がっておりますので、今年度の事業は、全て下げまして、次年度以降もこの事業実施主体については、今のところ事業要望は上がっておりません。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

同じ頁の1番下の負担金補助及び交付金のところの有害鳥獣駆除補助金というのがありますが、これの対象になる有害鳥獣っていうのはどんなものがあるのでしょうか。

○議長（星 正彦君）

農政環境課長。

○農政環境課長（大村 俊夫君）

お答えいたします。対象となる有害鳥獣は、イノシシと鹿でございます。以上です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

他は一切認められないってことですかね。

○議長（星 正彦君）

農政環境課長。

○農政環境課長（大村 俊夫君）

はい。イノシシと鹿以外の動物は対象としておりません。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

次に進みます。9款 消防費から、10款 教育費について、44頁から49頁まで質疑ありませんか。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

45頁1番下のところ学校教育課、外国青年招致事業費とありますが、これ今減額になっていきますけど、現在どういう状況になっているのかお尋ねいたします。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

現在のところALTの先生が1名おりますが、実は昨年12月にALTの先生が来日する予定だったんですが、そのALTの先生がコロナの陽性となりまして、急遽来られなくな

ったということで、現在は1名のALTの先生で授業を行っております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。12頁をお開きください。

歳入は一括して質疑をお受けします。12頁から25頁まで、質疑はありませんか。

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

21頁の売払収入これ場所はどこですか。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

はい。この家屋売払収入につきましては、旧西川第1保育所の建物部分に関する売払収入となっております。以上です。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

家屋ということは建物だけで、土地は。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

はい。本来であれば、土地と建物を同時に売却するのが最も良いところなんですけれども、この土地につきましては、筆界未定地域が多くございまして、測量に費用と時間がかかることになっております。そのため、まず建物を先に売却いたしまして、土地は測量後土地が確定次第、改めて払下げを行うことといたしました。以上です。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

じゃ敷地には、賃料は発生すると。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

令和3年度におきましては建物の部分で、11万1,019円、敷地の部分で、34万1,907円となっておりますので、令和4年度はこの敷地部分の34万1,907円を賃借料と想定しております。以上です。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

今の添田議員と同じところですか。これは公募はしたんですか。

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

はい。公有財産につきましては、公募を行って処分しております。処分というか、この使用については公募を行っております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

公募はしているんですか。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

はい、公募は行っております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他にありませんか。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

23頁の職員退職手当基金繰入金のところが増額されておりますが、何人の退職が見込まれているのでしょうか。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長。

○政策推進課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。職員退職手当基金からの繰入金につきましては、今年度末に依願退職の申出があったため、4名分の退職手当を基金より繰入れております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

はい。ちょっと頁戻ります。さっきの家屋の売却のどこなんですけども、上物を先行して売って、底地がまだ残っていると。底地は結局町の名義のままだと思うんですけど、これは何か、その買取り特約とか売るときに何か特約つけて売っているんですか。

○議長（星 正彦君）

ちょっと答弁を整理しますので、休憩します。

休憩 13時50分

再開 13時58分

○議長（星 正彦君）

会議を再開します。先ほどの田中議員の質問に対して、総務課長答弁させますのでよろしくをお願いします。

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

はい。お時間を取らせて申し訳ございません。はい。まず買戻し特約については、5年の買戻し特約がついております。で、今回のこの物件につきましては、もともとこの西川第1保育所の土地と建物については、公募するときはその公募の条件として、今の事業者さんから将来的にここは買うという条件でご提案がございました。で、それに基づいて今回まず土地と建物を買うという段階で、土地については先ほども申しましたように筆界未定の部分がありましたのでまずは建物を先行して買うと。で、土地が確定次第、今後そこの土地を買われるという内容になっております。以上です。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

当然、その不動産の取引の場合上物と下物があって、不動産はそれぞれ上物は上物で独立したもの、底地は底地で独立しているんで、それぞれの売却っていうのは可能なんだけど、そういったその公募のときにもそういった買取り条件によって公募されてるわけだということなんですけども、こんなこと言うと相手の事業者に対して失礼かもしれないけど、あくまで事業者ですので、今後その景気次第じゃどういうふうになるかわからないと言ったようなことがありますので、今後できればそういった町有財産を売却する時の底地と上物がついている場合は、上ものだけ売っちゃうと底地が死んじゃうんですね。言っている意味分かると思いますけど、できれば同時に上下セット、上物と底地は、同時に売るべきだというふうにも思いますし、筆界がはっきり出てない場合においても、公募によって例えばその公募表での売却とかいう手段もできるわけですから、その後に買った方が筆界をはっきりさせればいいと言ったような形もとれないこともないと思いますので、できれば上下セットで今後売るような方向でぜひご検討願いたいと思っていますけど、町長その辺どう考えていますか。今後の町有財産を売るっていうことはかなり物件的にあると思いますので、町長の基本的な考えを教えてください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

基本的には田中議員が言われるとおりだというふうに思いますが、ケースバイケースでどういうケースが今後考えられるか、いろいろと想定はしていかないといけないというふうにも思います。田中議員が言われることについては、一つのアドバイスとして承りたいと思います。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第9号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって議案第9号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第10号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第10号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって議案第10号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第11号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第11号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって議案第11号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第12号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

今回、元金全部支払ったということで、1件は減っているでしょうけども、残りの件数と人数それと額がどうなっているのかっていうのを教えてください。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

お答えいたします。令和4年3月末現在の滞納額、見込みでございますが、金額で1,875万9,174円。件数が9件の5名でございます。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

（「なし」の声あり）

只今議題となっております議案第12号は民生産業委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって議案第12号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第13号 令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第13号は民生産業委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって議案第13号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第14号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

13頁ですけど、今度全体で2,340万円ということで、老健施設の改修ということで  
すけども、この改修の中身どういう改修されるのか。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長。

○政策推進課長（高橋 奈美江）

はい。今回の改修につきましては、介護老人保健施設の改修になります。主には、旧くら  
て病院のありました給食室を介護老人保健施設のほうに移転するというか、そちらに増設す  
るというふうな工事が主なものになっております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

休憩 14時07分

再開 14時19分

会議を再開します。

次に、日程第15 議案第15号 令和4年度鞍手町一般会計予算を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。予算に関する説明書の66頁をお開きください。1  
款議会費及び2款総務費について、66頁から135頁まで質疑ありませんか。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

83頁。わかりやすい予算説明書ですけども、作成している数に対して区長通じて配付され  
ていると思うんですけども、何%ぐらいが配布されているんですか。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長

○政策推進課長（高橋 奈美江君）

はい。只今のご質問ですが、区の加入率というところでよろしいでしょうか。世帯の加入  
率というふうな形になるかと思うんですが。作成している部数ですか。作成している部数に  
ついては5,800部になっております。只今の組織率につきましては、7,403世帯中  
3,512世帯が組織率というふうになっております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

庁舎建設とか厳しい財政状況で、こういうマンガの本を毎年作成する必要があるのか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

このわかりやすい予算書っていうのは、文字どおり中学生からでも分かるように、町の予算がどのように使われているかっていうのを、町民、中学生以上の方が見て分かるようにとすることで作っております。当然ながら、町民の方たちに鞍手町が今どの事業にどれぐらいの予算を使わせていただいているかというのを知っていただく意味では、非常に有効な説明書になっているというふうに思います。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

配布されている分とその残りは、最後どうなっているんですか。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長。

○政策推進課長（高橋 奈美江君）

はい。区を通じて配布している他には、公共施設、郵便局、銀行、中央公民館、病院等に配下させていただいております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

はい。同じところですよ。これ結局毎年出している理由というか、それはどういった理由ですか。例えば、最初に出したときは分かるんですよ。それから事業年度が変わるごとに、新たに発生した事業だけを出すっていうことも1つの方策じゃないかなというふうにも思います。毎年これだけの経費かけて出している理由というのはどういうことですか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

毎年度、当初予算の額が違っておりますし、事業費も変わっております。従いまして、主な、町民の方たちに1番関わりのあるようなものを抽出してこの予算書として作成をしております。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

結局その項目、名称さえわかればいような気がするんですよ。まずそれをお知らせする。毎年度金額を入れているから、予算が変わったら毎年出さなきゃいけないということなんでしょ。そこがどうしても腑に落ちないんですよ。例えばこれをホームページで情報

提供する時の経費。それから広報出してますよね。広報にA4レベルで2枚もしくは4枚追加すれば、その辺の変更があった部分とか、数字の変更とかがあった場合は十二分に対応できるんじゃないですか。その辺経費的に比較したことありますか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

経費として比較したことはありません。しかしながら、住民に対して鞍手町としてどういう予算をどのような形で使っているかっていうことはきちんとお知らせする必要もあると思いますし、それをどうやったらよりわかりやすく町民の方たちにお知らせするかっていうのは、これは行政としての義務であろうというふうに思います。なぜならば、予算を町民のためにある予算でありますので、住民の方たちに知っていただくっていうのがこれは行政としての基本的な仕事だというふうに考えています。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

町長のおっしゃる意味はよく分かるんですよ。非常によく分かるんですけど、その毎年経費、予算がないとかいろいろおっしゃっている中で、これに毎年150万、200万かけてさっき話がありました5千何百枚作って、そのうち各家庭にいつているのは、区の加入率が3千件あるかないかでしょ。そしたら半分近く2千部以上が公共施設かどこかに置かれていて、おそらく無駄になっているんじゃないんですか。だから、その辺をきちっと精査した中で、今後これ、町長の自己満足のような気がするんですよ。言葉は汚いけども。どうもこの予算は、非常に納得できないというか、腑に落ちない。その辺ちょっと、もうちょっとこうこれが絶対に必要なんだと、これだけの経費かけて町民にどうしても情報提供したいんだと。他に例えばその土木の溝掃除に回すとか、アスファルトが剥がれたところを計画的に直すとか、そういったところに使ったほうがより一層町民は喜びます。僕はそう思います。だから、結局町長が、もうちょっとこう腑に落ちるような説明ができないのであれば、本当にこれこの予算腑に落ちないですよ。毎年これを出すっていう理由がよくわかんない。数字の変更点をお知らせすりゃいいんだったら、今言うように広報でA4の紙ベースで2枚か4枚あれば足りる話でしょ。最初に出しているんだから。もしそれを各ご家庭が大事にとっていければの話ですよ。これねどうしても腑に落ちないんですよ。町長。この辺もう1回説明してもらえますか。今のような状態じゃなくて。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

この予算書については、町民の方からわかりやすくてすごく評価をいただいています。今までは、鞍手町が何にどれだけの予算を使っているか全くわからないというふうなお話を私

は議員の時によく聞いておりました。そういったことから、住民の方たちに予算が、どれだけの金額が、どういう事業に使われているかというのをきちんと知らせる必要があると。これは行政として、当然のことだろうというふうに私は考えておりました。自己満足じゃないかというようなお話もありますが、これは自己満足とかいうようなことではなくて、当然町民の方たちに対して、予算の使途、使われ方についてきちんとわかりやすくお知らせするのが義務だろうというふうに思っています。ですから、この部数が多いと言うのであれば、部数を減らすことはあるかもしれません。しかしながら、今の鞍手町の区っていうか自治会といますか、その加入率が低いということは、これとは直接関係のない話ではありますが、これは地域のコミュニティをどう作っていくかということにも関わります。これについても、今のところ鞍手町としては、大きな課題の一つであろうというふうには考えておりますので、この部数が多いか少ないかっていうことについては、検討することはあると思いますけど、この予算書については、住民の方たちにきちんとお知らせすべきものをお知らせすることから、必要なものというふうに考えています。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。ちょっと4回目ですけどよろしいですか。町長、今のような答弁であれば、7千世帯あるんだったら、なんでその世帯分作らないんですか。はなから2千世帯捨ててるじゃないですか。情報提供から。なんで世帯分作らないんですか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

世帯分っていうようなことがあります。先ほど言いましたように必要でない方もあるかもしれません。これは住民の方たち、田中議員が言われるように、無駄というふうな方があるかもしれません。ということで、今回は5,800部を作成するというふうにしております。ですから、まずは区に加入されている方には全戸配布するということと、必要な方が必要なときに取りに来られるように、役場にも置いておりますし、先ほど言いましたようなところにも、自由に取ってもらえるように置いております。それで、総体として考えた中で今のところは、5,800部が適当であろうということで、5,800部を作成するようにしております。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

先ほどから町長のお話聞いて、町長が言われてることも何となく分かるんですけど、今の答えの中で、田中議員がおっしゃっていた広報の頁を増やしたらいいんじゃないかっていうところは、まず今お答えされてないと思うんです。だから、その町民の方に伝える、伝える、それはもうわかります。それは広報っていうのでいいんじゃないですか。その広報の頁を増やすっていうところはどうお考えですか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

今のわかりやすい予算書の中では、場所、写真だとか中身をそれぞれ事業について、わかりやすく、もう何度も言いますがわかりやすくするためにこの頁が今必要であって、広報に2頁増やした4頁増やしたってということだけで、じゃあどこでどれだけのものが事業費として上がっているかというのは伝えきれないというふうに考えております。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

わかりやすい予算書、広報、これは多分広報の方が皆さん、町民の方見られている率が高いんじゃないかなと僕は思います。それと、2頁4頁って、やってみないとわからないと思うんですけど。わかりやすいっていうよりか、広報で見られている方が多いほうで、もっとそういうその町の予算、普通の頁増やしてそちらで掲載するのは全然問題ないんじゃないかなと思うんですけど、なんでそれを分けるのか僕はわかりません。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

広報のほうがよく見られているのか、このわかりやすい予算書のほうがよく見られているのか、これは調査をしてないのでわかりません。しかしながら、私は町民の方からよく聞くお話の中では、この予算書は非常にわかりやすくていいというふうな評価をいただいています。従いまして、私はこの事業については、予算をつけて継続してやっていきたいというふうに思っております。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

まだそこ納得できないんですけど、広報の頁を増やして同じような内容を書けばいいんじゃないかなと思うんですけど。なんでそれを分けるのか僕そこが腑に落ちないんですけど。広報、ペーパーですよ。お互い。別に分けなくても、一つのペーパーの広報というところで、頁を増やしてももう少しわかりやすい内容で、何頁になるかわからないんですけど、そちらのほうで一つにまとめていいんじゃないかなと思うんですけど。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

繰り返しになりますが、くらて家ということで漫画というようなことで、1つの家族をモ

チーフにして、そこでコメントを入れながら、この予算がどういうふうに使われているかというのを、本当言葉で言えばわかりやすくということになりますけども、説明をしているわけです。そういった説明の文章も見ていただければわかりますけども、それが広報の中の数頁で書き込めるような量ではありません。この事業についても、今大体88事業について、今まで書いてきております。そういった事業をそこは3頁4頁ぐらいで書き込めないわけですよ。今、有働議員が言われるように、本当に広報のほう町民がよく見ているのか、予算書のほうを見ているのかというの、もちろん今後調査をする必要があるかもしれませんが、この予算書が住民にとって必要なものかどうかっていうことも、今回が4回目になりますけども、今後ある時期には、アンケートをとって必要がないというようなことであれば、それをやめることだってあり得るでしょうが、現在、今の時点においては私はこれは必要なものというふうに考えておりますので、この予算書については、発行させていただきたいというふうに思います。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

栗田議員。

○議員（9番 栗田 美和君）

95頁の上から4行目にあります。地域おこし協力隊活動費。各地で今、地域おこし協力隊ということで、公募したりして、入ってくると思うんですけども、国のほうからも来てるって話も聞いております。具体的に私不勉強なところもあるかと思っておりますけども、地域おこし協力隊っていうのが、鞍手町の中で、どのあたりで、どういう方たちで、どういう活動をしているのかを教えてください。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長。

○政策推進課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。只今のご質問に関して現在鞍手町では地域おこし協力隊は、まだ雇用しておりません。今回初めて地域おこし協力隊を、受け入れるというふうな形で予算措置をさせていただいております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

地域おこしの項目が出ましたので、この件についてもお尋ねをいたします。まずこの事業内容、これはどのようなことを想定されているんですか。

○政策推進課長（高橋 奈美江君）

政策推進課長。

はい。まず、地域おこし協力隊の概要についてご説明をさせていただきたいと思っております。

地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等が進行している市町村が地域外の人材を積極的に受入れ、地域の活力を維持するとともに、定住定着を図り、地域の活力の維持と強化を図る事業で、平成21年度より総務省が推進している事業でございます。令和2年度におきましては、全国の自治体1,065自治体が、5,560名の地域おこし協力隊を雇用しているというふうな現状です。それから具体的な仕事内容につきましては、協力隊の業務内容については多岐にわたります。例えば地域資源の発掘や振興に関する事、観光振興に関する事、農林業の振興に関する事、地域間交流や移住定住の促進に関する事、情報発信に関する事など様々でございます。以上です。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

事業についての内容は今の説明で分かるんですが、町長今回この事業に取り組もうと判断した理由と、その方なのか企業なのかよくわかんないけど、そういった人に何をどこでどのようなことをしていただくのかということのか教えてください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

地域おこし協力隊につきましては、先ほど課長が答弁したように、地域に地域外から特に都市部の方から移住定住をしていただく際に、まずは地域の今説明しましたような内容に携わっていただいて、これは大体1年から3年の期間が任期というふうになっておりますが、それ以降についても、その町に住み続けてもらおうというのが大きな趣旨であります。その中で中身としては多岐に亘っておりますけれども、鞍手町にとりましては、やはり町外の方から来ていただいて、町内のいいところを情報発信していただく。それが先ほど出ましたような広報紙であったり、ホームページであったり、SNSであったり、そういったものを活用して地域外の方に違った目線で鞍手町を見ていただき、そしてまたそれを地域外の方に情報発信していただくというようなことで考えております。

○議長（星 正彦君）

田中議員

○議員（3番 田中 二三輝君）

作業場所もってというふうに言ったんですけど、回数が進んでしまいますので、作業場所も後で教えてください。どういうふうな情報発信ですか。で、今言うその広報とか云々、SNSとか云々とかいうのは、今、ご担当の職員いらっしゃいますよね。都市部や地域外からっていうのであれば、この鞍手町の周辺の自治体の方を入れてもらって。臨時職員でも間に合うんじゃないですか。その程度の内容だったら。これ採用した方に、車の借り上げとか家賃とかその辺まで全部出さなきゃいけないんでしょ。そこまでして情報発信ですか。法定果実としてただの情報発信だったら、何も法定果実残らないじゃないですか。鞍手町に。違いま

すか。この情報発信する、都会から来てもらった人に違う目で見てもらって情報発信してもらおう。これだと法定果実何が残るんですか。鞍手町に残るものが何もないやないですか。そうでしょう。それだったら、臨時職員の人を雇うなり、職員の方をそれ専用の方、知識のある方をきちんと雇用して採用して、職員として働いてもらえば済む話でしょう。違いますか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

作業場所については、居てもらうところは役場内になります。この地域おこし協力隊員は、会計年度任用職員ということで雇えますので、今田中議員がご指摘のように臨時職員、呼び名は会計年度任用職員っていうことになります。その後について、先ほども言いましたように3年が一つの任期になりますが、任期終了後も鞍手町に居続けてもらいたいと、もらえるようにということで、呼び名としては地域おこし協力隊ということになっております。そしてまた全国的にも、地域おこし協力隊として赴任された方の3分の2は、3年以上居続けているというようなこともありますので、ぜひとも鞍手町にお越しいただいた方につきましても、任期として業務は担っていただき、そしてまた鞍手町にその後についても居続けてもらえるようにということで考えております。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

3分の2程度の方が全国で残っていただけてますから云々とか言ってますけど、で、雇った方は、採用した方は臨時職員だっておっしゃってますけど、じゃあ今の臨時職員の方に車の借り上げ代とか家代とか払っているんですか。鞍手町は。払ってないでしょう。全然立場が違うじゃないですか。そうでしょう。だから、これの趣旨っていうのは、こういう方々が何かしらの結果を町に落として、それを継続して町がやっていけるっていうのが本来の目的でしょう。この事業の。違うんですか。情報発信なんていうのは、その人の技術であって町にとっては何にも残らないですよ。法定果実が。近隣の自治体でも、やっている自治体、何件か知っていますよ。非常に短期間でお帰りになったところもおられるぐらいなんだから。非常にね、町長が考えているような期待は僕できないと思う。ましてや情報発信なんて言ったら、非常にアバウトで、曖昧で、今の職員の方もおられるわけでしょう。ご担当されてる職員の方。この職員の方にノウハウを上げてもらって、どこか出向なり研修なり行ってもらって、ノウハウを上げてもらって情報発信してもらえば、もう既に職員なんだからその方で十二分に間に合うことですよ。それを町長わざわざ地域協力隊って言って、家は借りるわ車は借り上げるわ。で、臨時職員ですと言って今の臨時職員の人と全然待遇違うじゃないですか。これ絶対なんかものすごくアバウトとすぎて。これもさっきも言ったけど、これも腑に落ちないですよ。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

これは総務省の事業でして、1人当たり地域おこし協力隊に対して470万が措置されるように、特別交付税で措置されるようになっております。令和4年度については、国は24年度までに8,000人にしたいというようなことから、令和4年度の予算は令和3年度の3倍の予算をつけて、地域おこし協力隊を強力に推進しようとしております。それで総務省としても、今までの未導入の自治体については、アドバイスもしていくというようなことで、総務省が積極的に取り入れようとしている事業です。そういったこともありまして鞍手町としては、今までまだ未導入でありまして、導入をしていないということから、今回この地域おこし協力隊に取り組みようというふうに考えております。で、先ほども言いましたように財源についてもそういうような財源がついておりますし、鞍手町にとって今職員が広報等しておりますが、なかなかやはり十二分に町民または町外の方たちに対しての情報発信が、やっぱりできていないんじゃないかというようなこともあります。特に移住定住を考えた場合に、鞍手町がどういうまちなのか、それをやはりどこの窓口というか、アクセスをすることによって、鞍手町の関係人口につながるように、そしてそれが交流人口につながり、移住定住に結びつくようにしていくというのは、人口が減少している町として重要な施策の一つというふうに考えております。この地域おこし協力隊を、一つの起爆剤としてこの方にまずは担ってもらおう。仕事とそしてまた先ほどの繰り返しになりますが、3年以上の移住に結びつくように、鞍手町としてもバックアップをし、そしてまた地域の方々にもご協力をいただきながら、移住定住を進めるための一つの方策として考えております。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

先ほどの課長の説明で具体的な内容が、大ざっぱすぎてよくわからなかったんですが、結局これ仕事内容は先ほど田中議員が言ったと思うんですけど、今の広報だったり、ホームページだったり、職員の方がやられてることを、地域おこし、まちおこし隊の方に、どこから来るかわかりませんが、今職員の方がやられていることをそのまま、言ったら引き継いで役場でやってもらって意味でいいんですか。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長。

○政策推進課長（高橋 奈美江君）

今回の地域おこし協力隊は先ほどから町長のほうが答弁させていただきましたように、広報、紙であったりホームページのほうを、担っていただこうと思っております。先ほどから町長のほうから説明がありましたように、本町におきましては、情報発信力が弱いというところが課題となっておりますので、その他のSNSですね、本庁につきましては、まだフェイスブック、ラインまでしかやっておりませんので、インスタグラムとかそういったもの

を活用しながら、どんどん町内外に発信をしていければなというところで、募集する際にも例えばちょっと広告代理店とかそういうふうなスキルをお持ちの方を、募集要件に入れて公募をさせていただこうかなというふうに考えております。以上です。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

僕はこの地域おこし隊をイメージしていたのは、例えるとしたらユーチューバーとか芸能人の方が鞍手に来ていただいて住んでいただいて、その方たちが地元の農家さんだったり、いろんな職業の方に体験に行き、そういったことをそういうSNSで配信していく、そういった内容なのかなと思っていたんですけど。今お聞きした内容だったら、職員の方がやられている広報だったりホームページだったり、そういった内容だったら、田中議員もおっしゃったみたいに、臨時の職員でもいいんじゃないかなと思うんです。その辺は町長どうお考えですか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

地域おこし協力隊には、先ほど言いましたように、会計年度任用職員というような身分で来ていただくということと、要するに委託をして来ていただくというような2つの方法があります。鞍手町の場合は、何度も今繰り返しになってご説明をさせていただいてますけどもどういうふうな形で、鞍手町の情報発信をしていくかということで、情報発信をしていく際に、かなりのスキルを持った方に来ていただきたいというのがあります。そういったことから、会計年度任用職員というような身分になりますけども、ある程度自由な活動の中で、鞍手町の情報発信をしてもらおうように考えているところです。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

今町長が自由になって言っていますけど、結局役場に来ていただいて、役場でそういったホームページだったり、情報を発信する広報だったりっていうのは、あまり今までの職員の仕事内容と変わらないんじゃないかなと思っています。それと直方、これ実際やっています。直方で伺ったら、直方市も3年間やって、のちに起業とか移住をしてほしいということでやっているんですけど、結局その方東京から来て、半年でもう東京帰りました。結局、続かないんですよ。だからそういった意味で、僕は本当にイメージしたのは、ユーチューバー、芸能人の方が来て、鞍手に住んでいただいて、いろんな地元の方と触れ合いながらそれをSNSで発信していくとか、鞍手町はこうやって、いいんだよっていうのをイメージしていたんですけど、全然内容が違うんですよ。だから、職員の方たちが今までやっていた内容が基本じゃないですか。広報作るとか、ホームページやるとか。職員の方たちが今までやられたのが

基盤なんですよ。それだったら臨時職員でいいんじゃないかなと思うんですけど。その辺はどうなんですか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

だから先ほど言いましたように、身分としては会計年度任用職員です。そして直方のお話がありましたけども、どうやって移住をしていただくかというようなことも、それはもう役場の中だけじゃなくて、地域の方たちも含めて。先ほども言いましたように、その方に移住をしていただけるようにしていくというのが1つあるわけですよ。ですから、繰り返になりますけど、広報の人は役場の職員がおるからそれでいいんじゃないかというようなことをもう何度も繰り返し言われますけど、先ほども言いましたように、かなりのスキルを持った人に応募をしてもらうということで公募したいというふうにも考えておりますし、それは私たちが考える以上のスキルを持った方達っていうのは当然ながらいるわけですし、今、田園回避っていうようなことがよく新聞等でも活字としてなっていると思いますが、東京の23区も、2月はまた転入が多かったということですけども、コロナとか災害だとかいうようなこともあって、やはり地方に目が向いて転出されている方が多いというようなことも記事として出ています。とにかく、どうやってある意味、都市部の方から地方に移住してもらうか、それが地方の小さな町また都市にとっては、1番大きな課題でもあります。それを一つ、総務省としてはこの地域おこし協力隊をきっかけにして、そういう流れをつくっていかうというのが国の考えでもありますし、先ほど言いましたように、令和4年度は3倍の予算をつけて、失礼2024年までには8千人に増やしたいという国の考えもあるわけですから、特にそしてまたそういう住民の方たち、先ほど言いましたように移住を考えているような住民の人たちもあるというようなことでもありますので、そういった人たちに何とか鞍手町に来てもらって、そしてまた仕事をしてもらって、そして鞍手町のよさをまず知ってもらい、その鞍手町のよさを他の市町に発信してもらおうというようなことで私は考えておりますし、これは1つのきっかけになるというふうにも思っています。何とか鞍手町っていうのが、今までなかなか他の地域、町外に理解をしてもらってないところっていうのは、おそらくどなたも感じていることだというふうに思います。それをどうやって鞍手町っていうものをより理解してもらい、鞍手町に移住してもらうかというのが大きな課題ではあるわけですから、その課題解決の1つとして、地域おこし協力隊を活用していかうという考えから、今回計上させていただきます。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

すいません。ちょっと全然違う観点から、総務省の肝煎りの事業ということで、予算ついてるそうなんですけど、総務省はこういう形しか示してないんですか。事業のやり方を。一般

的に地域おこし協力隊って言ったら、グループだと思います。隊長がおって隊員がおって、みんな何人かでこの地域を盛り上げていきたいと思いますというイメージを私は持ってました。だけど、今回は協力隊と言いながら、1人雇用して云々ということなので、これなら地域おこし請負人かなんかでやるべきじゃないですか。起こし隊だったら、だから総務省の言っていることは、こういう請負人を1人呼んできてそのまま住ませようっていうことなんでしょうか。それとも、やっぱりグループ作って何人かで盛り上げていこうという、そういう協力隊を作っていこうということなのか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

名称は地域おこし協力隊という名称になっております。そしてこれ各自治体と横の連携をとるといようなこともありますし、令和4年度からはその中のリーダーということで、情報交換等、地域おこし協力隊ということで、各自治体に行っている方たちの情報交換の場も設定するといようなことにもなっております。そしてまた鞍手町としては1名を今回お願いしようと思っておりますが、各自治体によっては数名、複数名の地域おこし協力隊がいるところもあります。名称としては、地域おこし協力隊ということになっております。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

先ほどの質問からちょっと心配になってくるんですけども、これ絶対に辞めて帰らないよっていう人を募集して、面接して採用できる自信あるんですか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

これは先ほど言いましたように、全員がまずそこに3年以降も居てもらえるという保証はありません。実際に、先ほど有働議員が言ったように、直方市では半年足らずで帰ったっていうようなこともあったようです。実際に1年以内で帰る方も25%あるというふうな統計上もあるようです。しかしながら逆に3分の2の方は、3年以上その地域に移住して定住をされたということも統計として出ています。これはどこがどういうふうに違うかということになると思うんですけども、まずはやはりどうやって受入れていくか、その受け入れる体制をどうやって作っていくのかっていうのが1つあると思いますし、また住んでもらう地域の方たちにも、やはり受入れていただくように考えてもらうといようなことから先ほど言いましたように、行政と地域が一体となって、よりその地域おこし協力隊として来ていただいた方に、3年以降も居続けてもらうように、どうやってコミュニケーションをとっていくかっていうことがひとつ大きな要素にはなるかなというふうに思います。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

栗田議員。

○議員（9番 栗田 美和君）

町長が一生懸命、今答弁されているんですけど、私としてはこれについてはやっぱりやってみるべき価値があるんじゃないかと思っています。というのは、去年の予算編成の中で質問したことあるんですけども、町長の所信表明の中で8つほど約束事があって、最後にその他の項ではございましたけど、国内でも珍しい生物っていうか昆虫のいる場所だということ、こんなのも発信していかないといけないということでありまして、我々そういうことにボランティアで、六田川とかいろんな鞍手の紡ぐ会の中で、関わってきているわけですけども、実際もうみんな年取ってそれができないから、どうにか町としてそれに関係する職員を専門的に置いてくれんかと、係を置いてくれんかと。北九州あたりはホテル係っていうのがあって、環境問題の象徴的なものだっていうことで、ずっとアピールされておりますから、鞍手もせっかくヒメボタルっていう貴重な生物がいるんだったら、そのためにどうかならないかっていうことで我々も会長と何回か町長に直接談判してやってきたわけですけども、職員がいないとか、金がないとかいうことでされてなかったわけです。そういう中で、これ今回私も不勉強だったけども、こういう地域おこし協力隊っていうのはどこにあるのかなど。実際やっているのかなどということでも質問したわけですけども、さっき田中議員なり、有働議員が言ったようにその中身を聞くと何かあやふやなところはあるかもしれませんが、そういうふうなところに、積極的にそういうふうな、もちろんそんな姫ボタルだけじゃないんですけど、桜とかいろんな形を我々この間立ち上げているわけですけども、そういうところと接点をとりながら、やっていくべきじゃないかというふうに考えております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

これからさらに820万ですか、かけてマイナンバーカードの普及事業をしていこうというこのようですけど、今まで大分その事業を進められてきましたが、現在の鞍手町におけます普及率はどの程度になっておりますか。お尋ねいたします。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（藤原 光徳君）

お答えいたします。2月末現在、町の交付率につきましては、32.55%になっております。以上です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

何か目標がありますよね。いつまでに何%という目標があったと思うんですが、それはどうなっておりますか。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（藤原 光徳君）

はい。国の目標としましては、令和4年度末までに70%を目指すということになっております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

97頁シティプロモーション推進事業費っていうのか、令和3年度はどういった事業をされたのか教えてください。

政策推進課長。

○政策推進課長（高橋 奈美江）

はい。令和3年度につきましては、商工会青年部が行いましたGoTo鞍手の中で、真ん中鞍手コンサートの部分を取り入れて実施をしていただきました。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

それこそね、鞍手町をアピールしていくということで、設けられている予算項目かなど。シティプロモーション。そういった位置づけのものだと思います。鞍手町にはいろんなやはり事業者の方がおられます。若い方から、かなりベテランの方まで。そういった方々の知恵を借りながら、町をアピールしてということも必要かなと思うんですが、令和4年度はどういうことをしようというふうな、何か計画なり何かがあれば教えてください。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長。

○政策推進課長（高橋 奈美江）

令和4年度につきましては、今回の臨時交付金を活用させていただこうと考えております。これまで新型コロナウイルス感染症の影響により、疲弊した地域に、にぎわいを取り戻すとともに、アフターコロナを見据え、地域の活性化につなげ、シティプロモーションをしていければなということ考えております。以上です。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

町長にお伺いしたいんですけど、ご担当の職員とかいろんな方がいろんなアイデアを出してくると思います。そのときに、これ200万しかないんですけど、これで足りない場合ってというのは。これやはりその何ていうのか、アイデアなり、やろうとしていることが町にとって本当に有益だというときには、これ増額してでもやるんだというちょっと意気込みがあるかないか教えてください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

この予算につきましては、この予算の範囲内でしょうというふうに考えております。

○議員（3番 田中 二三輝君）

意気込みはないと。こういうことですか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

意気込みがあるとかないとかじゃなくて、予算っていうことで200万を計上しておりますので、それを増減するというのは、今のこの当初予算を提案させていただいているこの時期に、その増額というようなことまでは、当然ながら考えておりませんので、この予算の範囲内でしょうというふうに考えています。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

はい、109頁。庁舎等建設費の工事内容を教えてください。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

はい。109頁から111頁のほうの工事請負費という形になろうかと思います。まず、工事費につきましては、現在5億877万5千円計上させていただいております。この分につきましては、まず継続費としてこの中には先ほど補正10号のほうでご説明いたしました継続費として造成工事分として1億1,382万5千円が入っております。それに加えて、令和4年度当初分として、建設工事として3億9,495万円が入っております。その内訳としましては、7頁の継続費の表をご覧ください。7頁のほうに第2号として継続費の表を上げております。この中で、1番上の庁舎等建設事業費として建設工事分として、34億7,599万1千円を上げておりますけれども、これは令和4年5年度となっております。その内訳として、令和4年度が3億9,495万円、令和5年度が30億8,104万1千円の内訳となっております。この分の令和4年度分を計上しているところでございます。以上で

す。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

増額になるんですか。それとも想定している範囲ですか。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

はい。先ほども町長が答弁していただきましたように、この工事事業費につきましては、あくまでも当初の概算事業費の53.2億円の範囲内の概算で組んでおります。以上です。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

昨年のことなんですけども、当初予算で賛成したら、その執行に、補正で反対するのはおかしいと、そう言われたと記憶しているんですけども、今回もそういうふうになるんですか。

○議長（星 正彦君）

暫時休憩します。

休憩 15時10分

再開 15時20分

○議長（星 正彦君）

会議を再開します。先ほどの、添田議員の質問に対して、総務課長が答弁いたしますのでよろしくをお願いします。

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

はい。先ほど添田議員より当初予算で賛成したものについて、後に反対するようなことはあってはいけないのではないかということ発言したということでございますけれども、その件につきましては、そういうことは制度としてはございません。そういうふうに、申したのであれば、大変申し訳ございませんでした。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

79頁、区の助成金のところですが、先ほどわかりやすい予算書のところで、自治会の加入率が、もうこれさっきのあれで言うたら7,403世帯中3,503世帯ということで、もう半分以下になっているんですね。で、今の自治会の状況が、自治会自体がメリットがないとかいうところもあって辞めていく方もおられるし、もちろん亡くなられたとか、転居

されたとかいう方もありますけれども、そういうことがあるんじゃないだろうか。今加入率が減ってきたら、区の財政もものすごくひっ迫してきている状況で、この助成金というの今後考えていかないといけないんじゃないだろうかというふうに思いますけども、町長の考えをお聞かせください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

このことにつきましては、非常に危惧しているところです。鞍手町の地域コミュニティのある意味、非常に厳しい状況にあるというような認識でもあります。それでこれをどうやって立て直していこうかと。地域コミュニティをどうやって作っていこうかというようなことにつきましては、いろいろと協議をしたり考えたりもしているところですが、今のところこうやっていこうというようなはっきりとした答えを見出せずにいるというのが現状です。ただ、これをこのまま放置していかってということにもなりませんので、このことについては大きな課題として、地域コミュニティを再構築するためにいろいろな工夫が必要だろうというようなことがありますので、これはまた行政内部の中で協議をして、何がしかの答えを見つけ出していく必要があるというふうに思います。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

特にこの2、3年は、コロナ禍で、地域の行事も、もう全くできてないような状況で。夏祭りしたとか、町の体育祭とかいろんな行事も中止になった上で、計上経費も区にはあるわけで、そういった中で、もう全くメリットないから辞めますと。動けないから手伝えないからという方もたくさんおられるわけで、何か区に入ったらメリットありますよと。こういうメリットがありますよってというようなことも、何かひも付の補助金かなんかでもいいと思うんですけども、何かしらその方策をもう、早急に見つけていかないともう今危機的な状況です。50%割ったっていうことは。もうそこは早急に。ちょっとプロジェクトじゃなですけども、何か方策を考えていただきたいと思います。もう一度答弁お願いします。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

まさしく、私も宇田川議員と同じ認識であります。そして、いくつかの方策については協議をしています。ただ令和4年度については、実施を見送ってはおりますけども、何とか令和5年度には新たな形での補助金等なりを考えていこうというふうなことは、内部では協議をしています。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

この件は、私、一般質問でさせていただいたことがありまして、やっぱりある市町村では、ちゃんと専門の方に、専任の方を雇って全戸に配布していただいていると、こういう例も聞いております。そして私はその事態を知りまして、私の知っている範囲で区に入っていないから広報が来ないっていう人に気がついたときに配ってやるとものすごく喜ばれるんですよ。昨日も一般質問でもしましたけれども、例えばPCR検査ができるとか、そんなの知りたいけど、知らないって方が多いんじゃないですかね。で、せっかくいい施策をしていただいても、浸透してないということがあって。配ってもらえれば、読みたいという市民が大部分だと思います。だからそういったこともぜひ考えていただけたら、これ今こういうことを言う場所じゃなかったと思いますけど、ちょっとつけ加えました。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

質問するのも恥ずかしいような質問ですみませんが、基礎的なことが私はわかっておりませんので、ちょっとお尋ねしたいと思っております。103頁にありますけれども、管理費のところの続きで、地方税ポータルシステムASPとか、その次の情報システム管理費のところ、FMCIaaSサービスとかありますが、これはちょっとどういうことか説明をしていただけたらと思います。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

はい、お答えいたします。まず、FMCというのは、表の1番下にふくおか電子自治体共同運営協議会という名称があると思っておりますけれども、この名称の略がFMCでございます。そして、そのあとのIaaSこれはイアースもしくはアイアースというふうに読みますけれども、これは福岡電子自治体共同運営協議会のデータセンターへの、このLGWAN回線を使って、各データセンターのやりとりをする仕組みのことを表しております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、134頁から209頁まで質疑ありませんか。

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

181頁なんですけど、男女共同参画事業費、この事業内容を教えてください。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

はい、男女共同参画事業費の内容でございますが、これは男女共同参画基本法の第九条に基づきまして、地方公共団体がその基本理念に則り、男女共同参画社会の形成の促進に関して、国の施策に準じました施策及び鞍手町の特性に応じた施策を策定、実施する責務を有するというふうにされておりますので、それに基づきまして本町で事業を行う、その際に必要な経費を計上させていただいております。以上です。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

これはどのようなメンバーの方で構成されていますか。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

男女共同参画の推進委員会のメンバーでございますが、委員の数は10名いらっしゃいます。申し訳ございません。今ちょっとその資料を持ち合わせておりませんので、特別委員会の際に、ご提示させていただきたいと思っております。申し訳ありません。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

これにつきまして私は、一般質問の中でちょっと触れさせていただいたんですけど、やっぱり今ジェンダー平等ということがあって、そういう意識を高めていただくことが非常に重要になっていると思うんです。ですけど、予算が非常に少ないってことで、私一般質問させていただきましたが、去年から今年にかけてどのくらい予算が増えておりましたでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

はい、すいません。お待たせしました。令和3年度の当初予算額が54万9千円で、令和4年度の当初予算額が60万2千円でございますので、5万3千円の増加というふうになっております。以上です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

この予算の中に入るかどうかわかりませんが、私ジェンダー平等の見地から、やっぱり女性特有の生理というような問題を全員の問題と全体の問題としてカバーしていただき

たいということで、生理用品を学校や公共施設にということをお願いしてきましたが、それはどのように予算化されておりますか、お尋ねいたします。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

お答えいたします。この男女共同参画事業費の中に、今おっしゃられましたような費用は計上しておりません。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

私、一般質問しましたときに、町長が防災の備蓄の中からもできたらということをおっしゃっていましたが、そういったことはできているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

一般質問の中でお答えしたとおり、まだ検討中ございまして、現在実施しているというわけではございません。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

201頁ですが、新型コロナウイルス感染症PCR検査助成事業費なんですけど、200万計上されております。去年は600万。計上されていたんです。前年度は。説明書を見ますと、助成額は65歳以上が1万円で、64歳以下が1人当たり5千円ということになってるんですけど、今年度は200万の中でどのような65歳以上の無料の方が何名ぐらい、64歳以下の5千円補助の方が何人ぐらいというふうに考えられているのでしょうか。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

はい。お答えいたします。今年度までは、65歳以上の無料のPCR検査が国の補助事業として行われておりました。しかし、令和4年度につきましては、まず65歳以上の高齢者の無料のPCR検査の事業が現在のところなくなっております。それで今回200万円ということで、PCR検査の助成事業ということで予算措置計上させてもらっておりますが、これの内訳といたしましては、高齢者65歳以上の方を1万円×100名それから、5千円の補助を200名ということで、合わせて200万円の予算の計上とさせていただいております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。次に進みます。

5款 労働費から7款 商工費について、208頁から231頁まで、質疑ありませんか。  
宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

227頁、地域振興券のことですけれども、昨年の状況はどうなったのか。それで、今回の中身について具体的に教えてください。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

お答えいたします。昨年度はプレミアム率25%、一般の商品券を1億7千万円、リフォーム券を5千万円分発行いたしました。で、現在報告を受けている中では、主要総額2億7,454万円。うち商品券が2億3,429万円、リフォーム券が4,025万円というふうになっております。以上です。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

昨年は抽選でやるというようなことで、1世帯上限30万。個人が10万の上限で購入できると。ただ、割合的に町民全体の中では、ほんの数%にしか皆が上限額買えば行き渡らないというような状況だったと思いますけれども、何世帯の方が、そして何人の方がこの振興券購入されたのか。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

令和3年度商品券を申し込まれた方が1,705世帯、リフォーム券が92世帯、合計1,797世帯。当初の販売は、発売金額の中で収まりましたので、申し込まれた方は全員買うことができしております。で、余剰がございましたので、余剰4,900万円に対して、2次販売を行っております。状況を申しますと、今年の上限額は1人5万円、1世帯当たり15万ということで、そこは押さえております。以上です。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

また、抽せんという形で今回持っていく。前回、抽せんだったと思います。確か。ただ、申請された方全員買うことができたというようなことですが、1,797世帯の方が、振興券買うことができたけれども、後から2次募集やっても、もう私聞いたところによると、もう既にもうありませんよという状況だったと思うんですが。去年2次募集されましたかね。

一昨年じゃないですか。令和3年。全体上限を去年というか令和3年度でいえば、上限10万の世帯30万であれば、全体で割れば6%ぐらいしか。みんなが上限買えばそれだけの予算ですよ。今回15万と15万としてますけども、これ上限まで買えば、どのぐらいの町民の方に行き渡りますか。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

はい。令和3年度の実績で計算しますと、最小購入世帯数、上限まで全部買った場合は1,252世帯でした。令和4年度では、上限額まで買った場合には1,133世帯を一応見込んでます。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。次に進みます。

8款 土木費及び9款 消防費について、230頁から257頁まで質疑ありませんか。  
西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

一般質問にちょっと関わることなんですけれども、歩道の建設費、旧徳島ビル周辺の歩道の建設費が今年、令和4年度に予算が付くって聞いておりましたが、どんなふうに予算化されておりましたでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（星 正彦君）

建設課長。

○建設課長（柴田 隆臣君）

お答えいたします。ご質問の県道でございますが、一般県道直方・新延線ということで、あくまでも歩道の設置工事は、県事業になりますので町の予算には計上されません。以上です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

239頁のところに六田川治水対策事業費っていうのがあります。その前に河川維持管理事業費工事請負費というのがありますが、まず工事請負費というのは、どういう工事の内容になっておりましたでしょうか。

○議長（星 正彦君）

建設課長。

○建設課長（柴田 隆臣君）

お答えをいたします。河川維持管理事業費工事請負費の内訳でございますが、六田川の除草工事これを1工区と2工区に分けて行います。それと室木川の護岸補修工事、これを行うこととしております。あわせて652万を計上させていただいております。以上でございます。

す。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

六田川治水対策事業費の報酬のところに、六田川治水対策検討委員報酬というのがありますが、これ今まで行われていたのでしょうか。

○議長（星 正彦君）

建設課長。

○建設課長（柴田 隆臣君）

平成28年度の第4回目の委員会以降、開催をされたということは聞いておりません。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

今後どのような検討委員会の開催をされる予定でございましょうか。

○議長（星 正彦君）

建設課長。

○建設課長（柴田 隆臣君）

一般質問の中で町長のほうがお答えいたしました。今現在調節池の工事が進められない状況で、今後、河道の拡幅工事のための事業化の地権者に対する意向調査を進めるため、今用地調査を地権者の洗い出しを行っているところでございます。地権者の洗い出しが終わりましたら、事業の説明を行っていくわけでございますけれども、事業化の目処が立ちましたらその事業の内容をこの検討委員会の中で、説明をさせていただくと、そういった内容の報告をさせていただく予定でございます。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

栗田議員。

○議員（9番 栗田 美和君）

231頁のデータベースの件なんですけども、造成事業の負担金が804万9千円ということで上がってますけども、全体的な金額がわかったら教えてください。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

お答えをいたします。全体の工事費につきましては、今から令和4年度に、基本計画、基本設計、詳細設計等を作成して、その後でしか金額としてはわかりません。この804万9千円につきましては、福岡県、それから直方市鞍手町の間で合意しました前さばきの部分と

いいですか、これの予算でありますので全体予算としてはその造成計画ができないと積算ができない、今お答えできないということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（星 正彦君）

栗田議員。

○議員（9番 栗田 美和君）

というのは、新聞あたりでは20haくらいいるということを知っておりますけども、鞍手のほうではどれくらいの面積になるのかそれを教えてください。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

お答えいたします。先ほど申しましたように、まだ造成の確定はできておりませんが、現在のところの対象区域面積で申しますと、鞍手町が5万2,469㎡、直方市が17万1,355㎡合計の22万3,824㎡。鞍手町の割合としましては、全体の23.4%というふうに現在のところ積算しております。これは今から工業団地の造成計画等を作ることによって変更になりますので、現状のところの数値ということでご理解いただければと思います。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

243頁のところに、公園費というのがございます。地域のお母さんたちから、鞍手公園が非常に人目につきにくくて、子供たちだけで遊びに行かせるのは非常に不安であるということで、ぜひ監視カメラをつけてもらいたいと、そういうことを要望聞いておりましたが、監視カメラの予算は計上されておりましたか。

○議長（星 正彦君）

建設課長。

○建設課長（柴田 隆臣君）

お答えをいたします。ご指摘のとおり現在公園内に開園当時の樹木、そして天道生えの立ち木が非常に繁茂しておりまして、景観上、防犯上もよくない箇所があることは承知しております。そのため、一部樹木の伐採を今年度を行いまして見通しはよくしているところでございますが、現在既設トイレのいたずらとかそういったものが度々発生しております。そういうことから今後公園全体の管理について、防犯カメラの設置も視野に景観の整備、防犯対策これを講じていかなければならないと、そういうふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

栗田議員。

○議員（9番 栗田 美和君）

241頁の下の欄の中に、下水道事業費の件なんですけども、具体的に我々あちこち回っておりまして質問が出るのが、自分の所の下水道はいつごろ入るんだろうかと。多分、町長あたりも担当課のほうにもそういうふうな問合せが来てるかと思うんですけども。というのが家を新しく建てたい。下水道の管がいつごろ入るかによっては、それまではっきりしてから、建てたいというようなことを聞いております。私ももう記憶にないですけど、昔そういう説明会があった折にそういう話は聞いたというふうに聞いておりますけども、そういうのを再度ここで町民の方に、確認っていうか広報で知らせたほうが、今後の仕事のしやすさという町民の方から問合せも少なく済むんじゃないかなと思っております。そここのところはどうかお伺いします。

○議長（星 正彦君）

上下水道課長。

○上下水道課長（原 敏勝君）

お答えいたします。下水道事業につきましては、計画区域を定めまして次に事業計画区域を指定してから整備を進めておりますので、今度の広報なりでお知らせしたいと思っております。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。次に進みます。

10款 教育費から14款 予備費について質疑はありませんか。

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

275頁、一般質問でも聞きましたけれども、小学校の統合に向けた在り方ということで、もう統合の方向でこの予算は進められていますが、委託料の計画策定等支援業務委託料これはどこに委託するのか、まずその計画をどの範囲まで計画をされてあるのか教えてください。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

支援業務委託先については、今後4年度に吟味して事業者を決めたいと思っております。それと現在のところ、基本計画の内容について私どもで考えていることがございまして、まずは在り方検討委員会の保護者を中心にしたメンバーでございまして、その中に専門的な教育行政に関わる委員を加えたり、そういうふうな形で委員の構成を検討するのが一つと、あと内容については現在ところ9つ考えております。1つ目が鞍手町が目指す子供の像。2つ目が施設の整備の方針。3つ目が設備の整備方針。4つ目がスクールバスの運行方法。5つ目が小中連携に関する方針。6つ目がコミュニティスクール等の実施方針。7つ目が跡地の活用の方向性と決定までの管理方法について。8つ目が概算費用の策定。最後に今後のスケジュールについて今のところ考えているところでございます。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

大体網羅されてあるんでしょうけれども、跡地の活用ということにも触れられましたが、まずはその場所の選定がこの中に入っていないんですけれども、そうしないと施設とか設備だとかいうこともちょっと考えにくいんじゃないかと思えますけどその点はどういうふうにご考えていますか。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

今、議員が言われましたように、先達での一般質問の中でも答えましたように、今回の令和3年度につきましては、統合、どこで何校にするかということまでは決まっておりますが、令和4年度になりましたところで当然場所の選定等を含めまして、計画の中で進めていかなければいけないと思っております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

この計画策定の段階でやるということなんでしょうか。それとも在り方検討委員会で場所を決めて、それから策定を委託するに当たっても、場所は決めずともこういうふうな施設にして規模にしてとかいう話だけで委託されるのか。もう一つは給食センターの件もありますので、その辺もその設備の中に入っているのかどうかそういうのも含めて教えてください。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

当然この令和4年度の事業につきましては、議員がおっしゃるような1校にした場合の場所はどこなのかっていうのは当然この基本計画の中には入る内容でございますし、また施設の整備とか設備の整備方針の中には、当然給食センターのことについても入るかと思っております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

308頁9頁、弓道場の件なんですけど、提案理由の説明の中にまずこの弓道場する前に、提案理由の説明の中にある公民館大規模改修事業費で、設計測量委託料というのがまず入っていますよね。この内容が何なのかっていうのをまず先に教えてください。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

297頁の中央公民館の大規模改修事業費の内容でよろしいでしょうか。これにつきましては、まず中央公民館の内部の改装ということを考えておりまして、その中では、電気量の関係でございますキュービクル関係とか、天井とか床とか壁とかの張り直しとか、また将来的には役場との連携もございますので、出入口の関係とかいろいろ様々な内容を加味した設計をするということでございます。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

提案理由の説明によると文化体育総合施設の一部施設のトイレの衛生環境の改善というふうな形で弓道場が特化されておりますよね。この弓道場をするよりも、まず中央公民館の本体とか、体育館とかのほうが利用頻度が非常に高いと思うし、武道館のトイレも同様に汚いと思うんですよ。これ弓道場に特化した理由は何ですか。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

これにつきましては弓道場に特化したというよりも、実はこれは新型コロナウイルス感染症の対応地方交付税の臨時交付金っていうのがございまして、これは非接触型の蛇口をつけるとか、トイレを洋式化するという内容でございまして、この施設内では博物館と弓道場をまず最初にしようということしております。弓道場特化ということよりも、軽微な感染対策ということで、臨時交付金を使ってするっていうのが内容でございます。また、議員がご指摘されておりますように、体育館と武道館のトイレにつきましても、当然私どもも危惧しているところでございますが、これにつきましては前者に対しまして、かなりの大規模な改修に当たるということもございまして、ゆっくり設計をして今後その改修工事等に当たるといった計画を上げているところでございます。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

そうしますと、体育文化総合施設の中の中央公民館や体育館やその他の武道館なりのトイレは、この弓道場は簡単にできるけど、設計とかそういうのが必要で今後全部やるんだと。たまたま今回その弓道場が簡単にできるから、まずこれをやるんだというふうな理解でいいんですか。ここに特別な力は関わってないですよ。それを確認したいんですよ。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

もう一言で言いますと特別な力は関わっておりませんし、先ほど言いましたように、今回

博物館と弓道場というのが簡易なトイレの改修ができるということで、それを先行したというただそれだけでございます。先ほど申しましたように、全体の体育館、武道館の当然そういうトイレの劣悪な環境というのは、私どもも管理している以上、認識しているところでございますので、じっくり計画を立てて開始していくという計画でございます。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

統廃合のことで、学校建て替えるということになりそうなので。もう急激に計画が進んでるようですから、ちょっとお聞きしたいんですけど。コロナで先生方も子供たちも少人数学級というのが、どんなに子供たちの成長にとって素晴らしいかということを経験されております。それからIT教育なんかが進みますと機材もどんどん入ってきたりするので、机も大きいとかね。だから教室の中に、いくつ机を入れるとかか換気とかもそういったことも全部、それから小学校の定数も35人学級決まっておりますし、さらに少人数学級になる可能性もあります。そういったことを見通した計画がなされているかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

今、西藤議員がおっしゃったご意見ありがとうございます。そのお考えをまた参考にしながら、この基本計画の策定に進んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

他にありませんか。

栗田議員。

○議員（9番 栗田 美和君）

301頁の遺跡試掘調査事業費ってありますよね。これ多分役場を建てる場所と思えますが、違いますか。他のところはどこがあるんですかね。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

これにつきましては、直方鞍手公用地造成事業に関わる遺跡の確認調査でございます。先ほど立石課長が申しましたように、鞍手町の開発対象面積が5万㎡以上でございます。現地に参りまして、5万㎡の中で遺跡の調査をしなければいけないという、調査面積に対しましては約800㎡でございます。そこについての文化財があるかないかの試掘調査ということでございます。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。14頁をお開きください。

歳入は一括して質疑をお受けします。14頁から65頁まで質疑ありませんか。

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

15頁、町民税で個人、法人ともに昨年よりも増額の予算を組んでありますが、その理由について教えてください。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（藤原 光徳君）

お答えいたします。この予算の計上の根拠といたしましては、11月末現在の法人町民税の調定を基に、それと国が示します地方財政計画によります令和3年度から令和4年度の予算の増加の見込みを勘案しましてこの数字を上げております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

基本的な基礎的な質問ですけど、15頁の1番下のところに、国有資産等所在市町村交付金とかいって、中間市っていうのがありますが、これはどういう内容なんでしょうか。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（藤原 光徳君）

お答えいたします。ここの国有資産等所在市町村交付金というのは、ここに4つ挙げておりますけど、鞍手町の中で福岡県財務局、九州森林環境管理局、中間市が所有している土地がございます。本来であれば、税金がかかるんですけど、ここは国とか地方公共団体で県とかであれば税金はかかりません。しかし非課税ということではございません。ここの中間市のところにおきましては、上木月に中間市所有の土地がございます。そこで、その分を本来中間市が持っているんですけど、そこにはたしかソーラーパネルだったと思うんですけど、そういうものが置いてあると思いますけど、民間がもしそういうものを建設すれば課税されるんですけど、中間市がした場合には非課税というのは、そういうことではありませんので、この分は交付金という形で中間市からいただいております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

25頁の14款の使用料及び手数料のところなんですけど、その鞍手駅の駐車場の使用

料というのがありますが、89頁に委託料というのがありまして、歳出のところですね。で、歳出は582万6千円なんです。鞍手駅駐車場の使用料は、337万4千円なんです。250万の赤字なんです。これずっと過去何年間か少し見て気になっているんですけど、委託料のほうが使用料よりもかなり高いと。これ何か見直す必要はないのかお尋ねします。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

お答えします。今、西藤議員がおっしゃってますように、この分につきましては、まずはこの使用料として337万4千円につきましては令和3年度の収入見込みに対して、95%を掛けたところが今計上しております。今おっしゃいましたように89頁には、この駐車場管理委託料として582万6千円を計上しております。差引き245万2千円の赤字ということにはなりません。今後この駐車場の利用等のPRをしていくような形にはなろうかと思えます。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第15号は、議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思えますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

これより委員長副委員長の互選のため、しばらく休憩します。

休憩 16時11分

再開 16時17分

○議長（星 正彦君）

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長（武谷 朋視君）

それでは報告いたします。

委員長 許斐英幸議員。

副委員長 篠原哲哉議員。

以上でございます。

○議長（星 正彦君）

以上のように決定しました。

次に進みます。

日程第16 議案第16号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第16号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって議案第16号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第17号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第17号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって議案第17号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第18号 令和4年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第18号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって議案第18号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第19 議案第19号 令和4年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第19号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第19号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第20 議案第20号 令和4年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第20号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第20号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第21 議案第21号 令和4年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第21号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第21号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第22 議案第22号 令和4年度鞍手町水道事業会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第22号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第22号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第23 議案第23号 令和4年度鞍手町下水道事業会計予算を議題とします。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第23号は総務文教委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第23号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第24 議案第24号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和3年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第24号は総務文教委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第24号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日10日から15日までの6日間は委員会審査のため休会としたいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって明日10日から15日までの6日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 16時24分

この公有地または公共施設に関わるだけのものなのか、それとも地域住民に関わるものなのか、そこまで行くのかどうかというのを教えてください。

○議長（星 正彦君）

農政環境課長。

○農政環境課長（大村 俊夫君）

こちらの協議会については、行政のみならず町内全体を対象としております。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第1号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第1号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第2 議案第2号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第2号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第2号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第3 議案第3号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第3号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第3号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第4 議案第4号 鞍手町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第4号は、総務文教委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第4号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第5号 鞍手町火入れに関する条例の一部を改正する条例を議題と  
します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第5号は民生産業委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第5号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第6号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立豊翔館の閉校に伴う関係条  
例の整理に関する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川議員。

○議員(4番 宇田川 亮君)

3月31日で、豊翔館閉校になるわけですが、今後の利用、それから管理等はどうい  
うふうに考えてありますか。

○議長(星 正彦君)

教育課長。

○教育課長(古後 憲浩君)

豊翔館高校の閉校後につきましては、普通財産として管理をするようになっております。  
今後の利活用につきましては、現時点では具体的な案はございません。以上でございます。

○議長(星 正彦君)

宇田川議員。

○議員(4番 宇田川 亮君)

くからて病院が、町立の野球場潰してっていうか、あの跡地にできて、そして運動施設がな  
いということで、野球場は豊翔館のグラウンドも利用していいというような、話もあったと  
思うんですけども、その利用等それから管理等はどういうふうにされますか。

○議長(星 正彦君)

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

豊翔館の施設の利用につきましては、普通財産として、管理されるようになりますので、他の普通財産と同様に貸出し希望があれば、使途内容を精査した上で賃貸借契約を結ぶということで、貸し出すことが可能になると思います。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

ずっと借り入れた場合は、契約とか結ばないといけないと思うんですけども、例えばソフトボール大会をやるとか、そういった行事をやる場合に、一時的に使用する場合がありますよね。今までもされてたと思うんですが。その点についてはどうのお考えですか。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

豊翔館のグラウンドと体育館は、あくまでも学校体育施設ということではしておりますが、今後はもう普通財産ということですので、普通財産の条例を以って貸出してということになるとます。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第6号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第6号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第7号 専決処分の承認 令和3年度鞍手町一般会計補正予算第8号を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の10頁をお開きください。

3款 民生費について、10頁から11頁まで質疑ありませんか。

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

これに先立つ補正のときは、まず18歳以下の子供1人当たりに対し現金5万。でクーポン5万というふうな国の方針で、1度補正があったと思いますけども、その後国の方針等が変わって、現金10万の一括でもいいしクーポンでもいいというような形で各自治体はかなりその選択を委ねるといったような形で、国のほうは方針を決めましたというふうに記憶しております。従って本町は、どのような検討をしてどのような形で、給付方法を選択したのか、

その辺を教えてください。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

お答えいたします。町議がおっしゃられますとおり11月22日に6号補正といたしまして先行給付分の5万円これを専決処分を行っております。この際は、国のほうは現金5万円とクーポンという形で基本的な見解が示されておったわけですが、その後令和3年の12月15日に国のほうから、10万円の一括給付が可能であるという見解が示されております。その後本町といたしましても、現金5万円プラスクーポンというよりも一括して10万円を給付するほうがというふうな見解に至りまして、翌日の16日ですが残りの5万円プラス所得制限越えの100人分の専決処分を行っております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

提案の理由の説明にもありましたが、本町では国の寄附基準にある所得制限に従わずに、全ての子育て世帯を対象に寄附を行ったとありますが、寄附の進行状況あとは寄附の状況を教えてください。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

はい。給付についてですが、先ほども言いました12月の16日付けで、残りの5万円の専決処分を行いましたので、同日対象者に対してその通知を行っております。その後、その通知を行った方々、中学生以下でございますが12月24日に中学生以下の方たちの支払いを行っております。その後12月28日ですが、所得制限越えの中学生が27世帯の45人おられるわけですが、その方たちに通知を行い翌日12月29日には高校生世代の申請の勧奨を行っております。その後、年が明けまして1月26日に町支援分と高校生世代分の初回の支払いを行っております。これは申請が必要になってまいりますので、申請書を提出していただいた方々から順次支払いを行っていますが、第1回目が1月26日、あとは2週間に1回、月に2回程度の支払いを今行っております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。8頁をお開きください。

19款繰入金について、8頁から9頁まで、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第7号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第7号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第8号 専決処分の承認 令和3年度鞍手町一般会計補正予算第9号を議題とします。

まず、歳出より質疑を受けします。補正予算に関する説明書の10頁をお開きください。

3款 民生費について、10頁から11頁まで質疑ありませんか。

田中議員。

○議員(3番 田中 二三輝君)

これは、いわゆる非課税世帯に対する国の10万円の給付だというふうに理解できるわけですが、まず対象者への手続これをどのように行っているのか教えてください。

○議長(星 正彦君)

福祉人権課長。

○福祉人権課長(芝野 英和君)

お答えいたします。この非課税世帯の給付金に関しまして、まず支給対象となられる方ですが、基準日令和3年12月10日時点におきまして、令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯の世帯主、また令和3年1月以降の家計が急変した世帯の世帯主の方が対象となります。手続的に今行っておりますのが、国の補正予算が12月20日に成立いたしました後、その後12月21日にこの子育て世帯の特別支援事業支給要領が改正をされております。1月7日に補正予算第9号専決処分をさせていただきました後に、2月18日対象世帯2,485世帯に対しまして、通知及び確認書を郵送しております。その後その確認書の提出がこの給付の条件となっておりますので、確認書を提出していただいた方からまたこれ順次給付を始めますが、年度内に給付するという事で第1回目の給付を3月23日を予定をしております。以上でございます。

○議長(星 正彦君)

田中議員。

○議員(3番 田中 二三輝君)

令和4年の1月7日付けでの専決をして、必要な通知書等の印刷、そういった時期時間的なスパンがかかったから、2月のその時期に通知を出して。今よくお問合せが実際あつてのがいつから支給になるんだろうということをお願いなんですけども、役場にも問い合わせ

あつてると思うんだけど、これ何か通知の方法とか考えてらっしゃるんですか。今後の支給。例えば今おっしゃるように、今年度中の支給ってなれば、いつ1回目を払って、そのときに全員が全員じゃないと思うんですよ。それに間に合わなかった人、例えばまだ返信してない方とかそういった方々に対して今後どのような形で給付を行っていつまでに終わらせる予定なのかその辺もちょっと含めて教えてください。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

まず対象者の方への給付のお知らせにつきましては、支払い1週間程度前ぐらいになるかと思うんですが、支払い通知、いついつこの口座にいくら支払いますっていう通知を対象者の方にお送りをしたいというふうに考えております。また、ホームページなどでは、3月の下旬から順次お支払いをさせていただきますっていうお知らせをしておりますし、取りあえずその確認書の提出がないと、支給ができないっていうこの周知もしておりますので、その確認書が届きましたら、これも大体月2回程度の支給日を設定しておりますので、順次これも支給をしていきたいと。なお、これ一応その確認書の提出期限というのがございまして、これ3か月程度というふうに国から指示がっております。従いまして、うちが2月18日に通知をしておりますのでこの提出期限を、5月17日というふうにさせていただいております。今のところ、2,000件ほどの回答が返ってきておりますが、やはりこれもだんだん期限が迫るにつれて、出しておられないっていう方についての対応をどうするかっていうところもちょっと検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

結局、確認書が返ってきてその内容に不備がないかどうかっていうのを担当者の方がおそらく目で見ているらっしゃると思うし、口座も役場が把握している口座から別の口座への入金というか送金というのか、それも可能だということであればその辺も全部確認しなきゃいけないだろう。日常の業務もあって、それでその担当の方が、結構夜遅くまで残業を強いられている。コロナワクチンの接種のときもそうだったんですけど、かなりその担当者、個人というか担当課というかその辺にかなりの業務負担が今回かかっていると思うんですよね。この国の方針によって。その辺、町長にちょっと議案質疑とはちょっと離れるかもしれませんが、町長その辺のところをどのように把握されているのか。そしてそういった国の方針に従って、やむを得ない残業が強いられている状況等について今後どのように改善するおつもりなのかその辺をちょっと教えてください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

議員ご指摘の件につきましては、私自身も苦慮をしているところです。しかしながら国の制度によって、これはある程度の時間、限られた時間の中で給付をしていかないといけないというようなこともあります。そして今、議員ご指摘のように、給付をするまでの準備についてもかなりの時間を要しているということがありますが、職員の絶対数っていうのは限られておりますので、その中で全てを、事務作業をしていかないといけないということになっております。それで職員にとっては、残業等で対応してもらっているところもありますが、なかなかこれについて職員数を増員するだとかってというようなことにも、なかなか得ないっていうようなところもあります。そういったところから、職員にはこういった臨時といいますか、国の措置に対して、住民の方たちにとっては、先ほどの質問がありますように、給付をしてもらうということ自体待っている方たちもありますので、迅速に対応できるようにしていきたいと思えます。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

非課税世帯の基準日が12月とか、それは役場のほうで分かると思うんですけども、先ほど課長言われた令和3年1月1日から家計が急変したと。こういうところについてはどういうふうに把握されてあるのか教えてください。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

お答えいたします。令和3年1月以降の家計急変世帯につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の申請日の属する月の前月までの家計が急変をし、同一の世帯に属する世帯全員が令和3年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯というふうに規定されてます。簡単に言ったら、3年度は住民税がかかっているけど、それは3年度の住民税といいますのは2年中の収入を見て判断しますので、令和3年1月1日以降に例えばお仕事の都合でその収入が減ったとかということで、非課税世帯と同等の収入に落ちられた方が対象となります。そういった場合は、申請が必要になりますので、この申請につきましては、周知の方法は毎月チラシを全戸配布したいと考えております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。8頁をお開きください。

15款 国庫支出金について、8頁から9頁まで質疑ありませんか。

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

細かいことで申し訳ないんですけど、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金。給付事業費補助金というのが項目２つに分かれたってというのはどういうことですか。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

お答えいたします。まず３億円ですが、これが先ほどから言っております非課税世帯１世帯当たり１０万円。これを予算的に非課税世帯が２，６２２世帯、家計急変世帯３７８世帯を見込みまして合計の３，０００世帯分の事業費を計上しております。で、４１０万６，千円につきましては、この事業実施に伴います事務費を計上しております。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

おそらくそうであろうというふうには思っていますが、分ける必要があるんでしょうかという質問。これ、おそらく総務文教委員会付託になると思いますが、そのときに説明していただいたら結構です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第８号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第８号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第９ 議案第９号 令和３年度鞍手町一般会計補正予算第１０号を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。補正予算に関する説明書の２６頁をお開きください。

２款 総務費及び３款 民生費について２６頁から３９頁まで、質疑はありますか。

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

２９頁の庁舎等建設費減額になっていますけど、この中身について。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

お答えいたします。まず12節の委託料でございます。上の設計管理委託料につきましては、解体事業費の確定によりまして減額するものでございます。そしてその下、設計測量委託料継続費となっております。これにつきましては、まず予算書の5頁をご覧いただきたいと思っております。5頁の第2表、継続費補正の欄で、2款 総務費 1款 総務管理費の庁舎建設等事業の設計事業費の令和3年度分の1億7,530万円が3年度分予算として計上しておりました。それが事業が確定いたしましたので、この分が令和3年度分1億5,409万4千円となっております。この差額分が2,120万6千円となりまして29頁の減額とさせていただきます。そして、その下14節の工事請負費でございます。これは上の工事費につきましては解体工事の事業確定分による減額でございます。これは当初補正前が2億5,448万4千円として予算計上しておりましたけれども、事業を確定しまして事業費が、1億4,739万3千円で確定いたしましたので、その差額分1億709万1千円を減額するものでございます。そしてその下、工事費継続費でございます。また5頁の継続費の表をご覧いただきたいと思っております。2段目の庁舎等建設事業の造成工事の部分でございます。この造成工事の部分につきましては、令和3年度令和4年度で2億円という形で計上させていただいております。補正前は令和3年度が1億7,383万円、令和4年度が5,261万7千円と年割りをしておりましたけれども、令和3年度の事業費が8,617万5千円というふうに確定しましたので、年割りを変更して、令和4年度を1億1,382万5千円としております。それで先ほどの29頁をご覧いただきたいと思っております。その分の年割りのこの令和3年度分の補正前の1億4,738万3千円が8,617万5千円になりましたのでこの差額6,120万8千円を減額するという内容になっております。以上です。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

事業費が確定によって入札だとかそういうことで、下がって減額になるっていうのは分かるんですけども、町長が本会議冒頭に今回の庁舎建設費については53億を、事業全体ですけれども庁舎だけじゃなく全体的に53億を堅持すると。今、この情勢の中、物価がどんどん上がっていくという中で堅持するっていうのは。もっと引き下げるために努力すると言ってあったのが、53億を堅持しますというその言い方に変わったのがどうしてなのかなと思って。その点についてちょっと町長の考えなり思いを教えてください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

この質問との関連ということになりますけれども、今経済情勢、世界の情勢を見ていただきますとわかりますように、今宇田川議員がご指摘のように全ての資材が高騰しております。

一般的にはなかなか当初の見積りというか、計画からすれば増高になるっていうふうに考えられるところではあります。しかしながら、こういった入札残であったり、いろいろなところで今工夫をしているところで、はっきり言いますとなんとか当初の計画どおりの53億数千万の中で事業を完結したいというふうに思って、職員も非常に今努力をしているところです。しかしながら、私の思いとは裏腹にウクライナの問題だとか、今の戦争状態によってまた大きく状況が変わってきていますので、当初作ったときから比べてほんの1か月ぐらいの間にまた大きく状況も変わってきていますので、堅持と言うたものの本当に堅持できるかどうかというような、正直今のこの段階においては、なかなか言い切れないなっていうところが正直なところあります。しかしながら、なんとか建設費その他を抑えていきたいというのが今の正直な心情です。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

当初から、入札残だとかいうところは、最初からもう見込まれてあったんですよ。おそらく全体的に見ても当初は総事業費ですね、関連事業も含めてですけど、53億っていうのはそこまでかからないだろうという予想を、それを覆すっていうか、そういう状況に今世界的にもなっているということなので。ただ町民は総事業費の額だけ見ている方がたくさんおられて、もう53億高すぎると。そういう考えの方がたくさんおられて、それを削るのに、例えば入札残だけで下がりましたよというのか、それとも何か削られるところがないだろうか、それを見つけ出してここはもうちょっと今回抑えようと、やめておこうというようなことで、事業費自体を削っていくということをやっていないとなかなか難しいんじゃないだろうかと。もう一度その点について町長お願いします。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

先ほども言いましたように、職員は当然ながらそういうことも、実際にやっております。それで、どこをどうやって削っていかうかというようなことも含めて、精査をしているところですが、当初はまず鉄鋼、要するに鉄鋼自体が相当な値上がりをしていました。この値上がりを吸収するためにも相当な努力が必要でありました。それを何とか入札残だけじゃなくて、その他のところで吸収していかうというようなことで努力を今もしているところですが、と同時に先ほども言いましたように、大きく世の中の状況自体も変わってきていますので、なかなか今非常に厳しい状況であることは間違いありません。しかしながら住民の方たちに対しての広報の仕方等ももう少し工夫をすればよかったかなというところもありますし、なるほど納得の別冊として出したりもしましたけども、なかなかまだまだ住民の方たちにご理解いただけてないところがあるかもしれません。しかしながら、こちらのほうでさらなる努力が必要かなというふうには思いますが、ただ建設費総事業費については、非常に今苦慮して

るところであります。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

介護保険料の減額の理由です。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

お答えいたします。介護保険広域連合の負担金の減額につきましては、令和2年度分、前年度分の精算処理が終了したため、その余剰分を各市町村の令和3年度分負担金から減額をするものでございます。従いまして、今回本町といたしましても、2,931万9千円を減額させていただいております。以上です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

今度次の質問なんですけれども、35頁から37頁についてご質問いたします。35頁の3款 私立保育所費です。それと、私立保育所の中の18のところ保育士、幼稚園教諭と処遇改善臨時特例事業費補助金っていうのがありますね。これは何人分の何ヶ月の補助金でございましょうか。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

お答えいたします。この処遇改善臨時特例事業費補助金につきましては、国の補正予算成立に伴います新たな事業で、保育士や幼稚園の先生方を対象に賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提といたしまして、収入を3%程度、月額に直しますと9千円引き上げるための措置を令和4年2月分から行うものでございます。従いまして今回補正をさせていただいておりますのは、2月と3月分の2か月分ということでございます。その私立保育所費で計上させていただいております金額につきましては、本町の私立の保育所の予算を計上させていただいております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

もうその計算どおりでということですかね。それから下に認定こども園のことも書いてあります。これも同じ内容ということではないでしょうか。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

お答えいたします。同じ考えで予算計上をさせていただいております。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

次の37頁には、放課後児童健全育成事業費の中の同じような処遇改善のことが載っております。これも同じ内容ということでよろしいのでしょうか。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

はい。これも放課後児童支援員の方たちを対象に実施され、月額9千円程度引き上げを行うための予算措置、令和4年2月分から3月分の予算を計上させていただいております。以上です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

ところが35頁の公立保育所にはそれがないんですね。計上されていないのはなぜでしょうか。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

はい、お答えします。地方公務員の給与改定におきましては、地方自治法及び地方公務員法などの法令そしてその他の法令に基づいて定められている条例により、決定されるものがございます。また、地方公務員法第25条におきましては、職員の給与は、条例に基づいて支給されなければ、またこれに基づかずにはいかなる金銭または対価物も職員に支給をしてはならないというふうになっております。今回、正規職員の保育士の処遇改善につきましては、国家公務員の給与法の改定は行われておりませんし、また給与条例改正に関する手法等が示されておりませんので、今回正規職員については改定を行っておりません。以上です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

聞くところによりますと、国のほうはやっぱりこの方々は、対象になっている方々、今まで非常に不利な条件でされていて、やっぱりこの際こういう方々の給与を上げなきゃいけないということで、国としては公務員に対しても、実施せよとそういう通達といたしますか、が出ていると聞いたんですけど出てないんですかね。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

まず国家公務員にも福祉職という給料表がございます。国家公務員の福祉職、本町は国家公務員福祉職に準じて作っておりますけれども、この部分は改定されておられません。国のほうが。ですので、給与表等改定を行っておりません。以上です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

公務員にも、処遇改善を適用していいというようなことがあるようなこともちょっと聞いてますので、そこら辺調べていただきまして、やっぱりこういう方々の賃金が上がるといことが、賃金全体の、地域の賃金のベースアップといいますか、そういったことにつながりますし、やっぱり今不景気でありますから賃金が上がらないことは景気もよくなるんでね、だからもし可能であれば、こういうところからこう賃金アップしていただいて景気を少しでもよくなるように努力していただきたいなと思っておりますので、そういう情報がありましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（星 正彦君）

答弁要らないでしょう。議案質疑ですから要望ということにはならないと思ひます。他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

次に進みます。4款 衛生費から8款 土木費について、38頁から45頁まで質疑ありませんか。

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

41頁です。活力ある高収益型施設園芸産地育成事業補助金とありますが、かなり大きな額が減額という形で提案理由の説明によりますと事業の取下げという形になっておりますが、元々その計画されていた方の計画自身が流れたのか。それとも何らかの要因で、今年度の実現できなかったのか、これをどのように理解し、この数字をどのように受け止めればいいのかをちょっと教えてください。

○議長（星 正彦君）

農政環境課長。

○農政環境課長（大村 俊夫君）

お答えいたします。令和3年度の活力ある高収益型園芸産地育成事業につきましては、ぶどう栽培を行う3組の農家が共同で事業実施主体となり、それぞれがぶどうハウスを整備するというので、まず事業要望がありましたので、それを予算化いたしました。それにつきましては、事業実施主体より5月の長雨により、露地栽培のブドウが不作となり、令和3年

の収入が減ることが見込まれるなどの財政的事情により、自己負担分が確保できないということで、下げの届出がっておりますので、今年度の事業は、全て下げまして、次年度以降もこの事業実施主体については、今のところ事業要望は上がっておりません。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

同じ頁の1番下の負担金補助及び交付金のところの有害鳥獣駆除補助金というのがありますが、これの対象になる有害鳥獣っていうのはどんなものがあるのでしょうか。

○議長（星 正彦君）

農政環境課長。

○農政環境課長（大村 俊夫君）

お答えいたします。対象となる有害鳥獣は、イノシシと鹿でございます。以上です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

他は一切認められないってことですかね。

○議長（星 正彦君）

農政環境課長。

○農政環境課長（大村 俊夫君）

はい。イノシシと鹿以外の動物は対象としておりません。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

次に進みます。9款 消防費から、10款 教育費について、44頁から49頁まで質疑ありませんか。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

45頁1番下のところ学校教育課、外国青年招致事業費とありますが、これ今減額になっていきますけど、現在どういう状況になっているのかお尋ねいたします。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

現在のところALTの先生が1名おりますが、実は昨年12月にALTの先生が来日する予定だったんですが、そのALTの先生がコロナの陽性となりまして、急遽来られなくな

ったということで、現在は1名のALTの先生で授業を行っております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。12頁をお開きください。

歳入は一括して質疑をお受けします。12頁から25頁まで、質疑はありませんか。

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

21頁の売払収入これ場所はどこですか。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

はい。この家屋売払収入につきましては、旧西川第1保育所の建物部分に関する売払収入となっております。以上です。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

家屋ということは建物だけで、土地は。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

はい。本来であれば、土地と建物を同時に売却するのが最も良いところなんですけれども、この土地につきましては、筆界未定地域が多くございまして、測量に費用と時間がかかることになっております。そのため、まず建物を先に売却いたしまして、土地は測量後土地が確定次第、改めて払下げを行うことといたしました。以上です。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

じゃ敷地には、賃料は発生すると。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

令和3年度におきましては建物の部分で、11万1,019円、敷地の部分で、34万1,907円となっておりますので、令和4年度はこの敷地部分の34万1,907円を賃借料と想定しております。以上です。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

今の添田議員と同じところですか。これは公募はしたんですか。

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

はい。公有財産につきましては、公募を行って処分しております。処分というか、この使用については公募を行っております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

公募はしているんですか。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

はい、公募は行っております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他にありませんか。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

23頁の職員退職手当基金繰入金のところが増額されておりますが、何人の退職が見込まれているのでしょうか。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長。

○政策推進課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。職員退職手当基金からの繰入金につきましては、今年度末に依願退職の申出があったため、4名分の退職手当を基金より繰入れております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

はい。ちょっと頁戻ります。さっきの家屋の売却のどこなんですけども、上物を先行して売って、底地がまだ残っていると。底地は結局町の名義のままだと思うんですけど、これは何か、その買取り特約とか売るときに何か特約つけて売っているんですか。

○議長（星 正彦君）

ちょっと答弁を整理しますので、休憩します。

休憩 13時50分

再開 13時58分

○議長（星 正彦君）

会議を再開します。先ほどの田中議員の質問に対して、総務課長答弁させますのでよろしくをお願いします。

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

はい。お時間を取らせて申し訳ございません。はい。まず買戻し特約については、5年の買戻し特約がついております。で、今回のこの物件につきましては、もともとこの西川第1保育所の土地と建物については、公募するときはその公募の条件として、今の事業者さんから将来的にここは買うという条件でご提案がございました。で、それに基づいて今回まず土地と建物を買うという段階で、土地については先ほども申しましたように筆界未定の部分がありましたのでまずは建物を先行して買うと。で、土地が確定次第、今後そこの土地を買われるという内容になっております。以上です。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

当然、その不動産の取引の場合上物と下物があって、不動産はそれぞれ上物は上物で独立したもの、底地は底地で独立しているんで、それぞれの売却っていうのは可能なんだけど、そういったその公募のときにもそういった買取り条件によって公募されてるわけだということなんですけども、こんなこと言うと相手の事業者に対して失礼かもしれないけど、あくまで事業者ですので、今後その景気次第じゃどういうふうになるかわからないと言ったようなことがありますので、今後できればそういった町有財産を売却する時の底地と上物がついている場合は、上ものだけ売っちゃうと底地が死んじゃうんですね。言っている意味分かると思いますけど、できれば同時に上下セット、上物と底地は、同時に売るべきだというふうにも思いますし、筆界がはっきり出てない場合においても、公募によって例えばその公募表での売却とかいう手段もできるわけですから、その後に買った方が筆界をはっきりさせればいいと言ったような形もとれないこともないと思いますので、できれば上下セットで今後売るような方向でぜひご検討願いたいと思っていますけど、町長その辺どう考えていますか。今後の町有財産を売るっていうことはかなり物件的にあると思いますので、町長の基本的な考えを教えてください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

基本的には田中議員が言われるとおりだというふうに思いますが、ケースバイケースでどういうケースが今後考えられるか、いろいろと想定はしていかないといけないというふうにも思います。田中議員が言われることについては、一つのアドバイスとして承りたいと思います。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第9号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって議案第9号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第10号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第10号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって議案第10号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第11号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第11号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって議案第11号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第12号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

今回、元金全部支払ったということで、1件は減っているでしょうけども、残りの件数と人数それと額がどうなっているのかっていうのを教えてください。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

お答えいたします。令和4年3月末現在の滞納額、見込みでございますが、金額で1,875万9,174円。件数が9件の5名でございます。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

（「なし」の声あり）

只今議題となっております議案第12号は民生産業委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって議案第12号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第13号 令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第13号は民生産業委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって議案第13号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第14号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

13頁ですけど、今度全体で2,340万円ということで、老健施設の改修ということで  
すけども、この改修の中身どういう改修されるのか。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長。

○政策推進課長（高橋 奈美江）

はい。今回の改修につきましては、介護老人保健施設の改修になります。主には、旧くら  
て病院のありました給食室を介護老人保健施設のほうに移転するというか、そちらに増設す  
るというふうな工事が主なものになっております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

休憩 14時07分

再開 14時19分

会議を再開します。

次に、日程第15 議案第15号 令和4年度鞍手町一般会計予算を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。予算に関する説明書の66頁をお開きください。1  
款議会費及び2款総務費について、66頁から135頁まで質疑ありませんか。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

83頁。わかりやすい予算説明書ですけども、作成している数に対して区長通じて配付され  
ていると思うんですけども、何%ぐらいが配布されているんですか。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長

○政策推進課長（高橋 奈美江君）

はい。只今のご質問ですが、区の加入率というところでよろしいでしょうか。世帯の加入  
率というふうな形になるかと思うんですが。作成している部数ですか。作成している部数に  
ついては5,800部になっております。只今の組織率につきましては、7,403世帯中  
3,512世帯が組織率というふうになっております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

庁舎建設とか厳しい財政状況で、こういうマンガの本を毎年作成する必要があるのか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

このわかりやすい予算書っていうのは、文字どおり中学生からでも分かるように、町の予算がどのように使われているかっていうのを、町民、中学生以上の方が見て分かるようにとすることで作っております。当然ながら、町民の方たちに鞍手町が今どの事業にどれぐらいの予算を使わせていただいているかというのを知っていただく意味では、非常に有効な説明書になっているというふうに思います。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

配布されている分とその残りは、最後どうなっているんですか。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長。

○政策推進課長（高橋 奈美江君）

はい。区を通じて配布している他には、公共施設、郵便局、銀行、中央公民館、病院等に配下させていただいております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

はい。同じところですよ。これ結局毎年出している理由というか、それはどういった理由ですか。例えば、最初に出したときは分かるんですよ。それから事業年度が変わるごとに、新たに発生した事業だけを出すっていうことも1つの方策じゃないかなというふうにも思います。毎年これだけの経費かけて出している理由というのはどういうことですか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

毎年度、当初予算の額が違っておりますし、事業費も変わっております。従いまして、主な、町民の方たちに1番関わりのあるようなものを抽出してこの予算書として作成をしております。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

結局その項目、名称さえわかればいような気がするんですよ。まずそれをお知らせする。毎年度金額を入れているから、予算が変わったら毎年出さなきゃいけないということなんでしょ。そこがどうしても腑に落ちないんですよ。例えばこれをホームページで情報

提供する時の経費。それから広報出してますよね。広報にA4レベルで2枚もしくは4枚追加すれば、その辺の変更があった部分とか、数字の変更とかがあった場合は十二分に対応できるんじゃないですか。その辺経費的に比較したことありますか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

経費として比較したことはありません。しかしながら、住民に対して鞍手町としてどういう予算をどのような形で使っているかっていうことはきちんとお知らせする必要もあると思いますし、それをどうやったらよりわかりやすく町民の方たちにお知らせするかっていうのは、これは行政としての義務であろうというふうに思います。なぜならば、予算を町民のためにある予算でありますので、住民の方たちに知っていただくっていうのがこれは行政としての基本的な仕事だというふうに考えています。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

町長のおっしゃる意味はよく分かるんですよ。非常によく分かるんですけど、その毎年経費、予算がないとかいろいろおっしゃっている中で、これに毎年150万、200万かけてさっき話がありました5千何百枚作って、そのうち各家庭にいつているのは、区の加入率が3千件あるかないかでしょ。そしたら半分近く2千部以上が公共施設かどこかに置かれていて、おそらく無駄になっているんじゃないんですか。だから、その辺をきちっと精査した中で、今後これ、町長の自己満足のような気がするんですよ。言葉は汚いけども。どうもこの予算は、非常に納得できないというか、腑に落ちない。その辺ちょっと、もうちょっとこうこれが絶対に必要なんだと、これだけの経費かけて町民にどうしても情報提供したいんだと。他に例えばその土木の溝掃除に回すとか、アスファルトが剥がれたところを計画的に直すとか、そういったところに使ったほうがより一層町民は喜びます。僕はそう思います。だから、結局町長が、もうちょっとこう腑に落ちるような説明ができないのであれば、本当にこれこの予算腑に落ちないですよ。毎年これを出すっていう理由がよくわかんない。数字の変更点をお知らせすりゃいいんだったら、今言うように広報でA4の紙ベースで2枚か4枚あれば足りる話でしょ。最初に出しているんだから。もしそれを各ご家庭が大事にとっていければの話ですよ。これねどうしても腑に落ちないんですよ。町長。この辺もう1回説明してもらえますか。今のような状態じゃなくて。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

この予算書については、町民の方からわかりやすくてすごく評価をいただいています。今までは、鞍手町が何にどれだけの予算を使っているか全くわからないというふうなお話を私

は議員の時によく聞いておりました。そういったことから、住民の方たちに予算が、どれだけの金額が、どういう事業に使われているかというのをきちんと知らせる必要があると。これは行政として、当然のことだろうというふうに私は考えておりました。自己満足じゃないかというようなお話もありますが、これは自己満足とかいうようなことではなくて、当然町民の方たちに対して、予算の使途、使われ方についてきちんとわかりやすくお知らせするのが義務だろうというふうに思っています。ですから、この部数が多いと言うのであれば、部数を減らすことはあるかもしれません。しかしながら、今の鞍手町の区っていうか自治会といますか、その加入率が低いということは、これとは直接関係のない話ではありますが、これは地域のコミュニティをどう作っていくかということにも関わります。これについても、今のところ鞍手町としては、大きな課題の一つであろうというふうには考えておりますので、この部数が多いか少ないかっていうことについては、検討することはあると思いますけど、この予算書については、住民の方たちにきちんとお知らせすべきものをお知らせすることから、必要なものというふうに考えています。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。ちょっと4回目ですけどよろしいですか。町長、今のような答弁であれば、7千世帯あるんだったら、なんでその世帯分作らないんですか。はなから2千世帯捨ててるじゃないですか。情報提供から。なんで世帯分作らないんですか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

世帯分っていうようなことがあります。先ほど言いましたように必要でない方もあるかもしれません。これは住民の方たち、田中議員が言われるように、無駄というふうな方がいるかもしれません。ということで、今回は5,800部を作成するというふうにしております。ですから、まずは区に加入されている方には全戸配布するということと、必要な方が必要なときに取りに来られるように、役場にも置いておりますし、先ほど言いましたようなところにも、自由に取ってもらえるように置いております。それで、総体として考えた中で今のところは、5,800部が適当であろうということで、5,800を作成するようになっています。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

先ほどから町長のお話聞いて、町長が言われてることも何となく分かるんですけど、今の答えの中で、田中議員がおっしゃっていた広報の頁を増やしたらいいんじゃないかっていうところは、まず今お答えされてないと思うんです。だから、その町民の方に伝える、伝える、それはもうわかります。それは広報っていうのでいいんじゃないですか。その広報の頁を増やすっていうところはどうお考えですか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

今のわかりやすい予算書の中では、場所、写真だとか中身をそれぞれ事業について、わかりやすく、もう何度も言いますがわかりやすくするためにこの頁が今必要であって、広報に2頁増やした4頁増やしたってということだけで、じゃあどこでどれだけのものが事業費として上がっているかというのは伝えきれないというふうに考えております。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

わかりやすい予算書、広報、これは多分広報の方が皆さん、町民の方見られている率が高いんじゃないかなと僕は思います。それと、2頁4頁って、やってみないとわからないと思うんですけど。わかりやすいっていうよりか、広報で見られている方が多いほうで、もっとそういうその町の予算、普通の頁増やしてそちらで掲載するのは全然問題ないんじゃないかなと思うんですけど、なんでそれを分けるのか僕はわかりません。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

広報のほうがよく見られているのか、このわかりやすい予算書のほうがよく見られているのか、これは調査をしてないのでわかりません。しかしながら、私は町民の方からよく聞くお話の中では、この予算書は非常にわかりやすくていいというふうな評価をいただいています。従いまして、私はこの事業については、予算をつけて継続してやっていきたいというふうに思っております。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

まだそこ納得できないんですけど、広報の頁を増やして同じような内容を書けばいいんじゃないかなと思うんですけど。なんでそれを分けるのか僕そこが腑に落ちないんですけど。広報、ペーパーですよ。お互い。別に分けなくても、一つのペーパーの広報というところで、頁を増やしてももう少しわかりやすい内容で、何頁になるかわからないんですけど、そちらのほうで一つにまとめていいんじゃないかなと思うんですけど。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

繰り返しになりますが、くらて家ということで漫画というようなことで、1つの家族をモ

チーフにして、そこでコメントを入れながら、この予算がどういうふうに使われているかというのを、本当言葉で言えばわかりやすくということになりますけども、説明をしているわけです。そういった説明の文章も見ていただければわかりますけども、それが広報の中の数頁で書き込めるような量ではありません。この事業についても、今大体88事業について、今まで書いてきております。そういった事業をそこは3頁4頁ぐらいで書き込めないわけですよ。今、有働議員が言われるように、本当に広報のほう町民がよく見ているのか、予算書のほうを見ているのかというの、もちろん今後調査をする必要があるかもしれませんが、この予算書が住民にとって必要なものかどうかっていうことも、今回が4回目になりますけども、今後ある時期には、アンケートをとって必要がないというようなことであれば、それをやめることだってあり得るでしょうが、現在、今の時点においては私はこれは必要なものというふうに考えておりますので、この予算書については、発行させていただきたいというふうに思います。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

栗田議員。

○議員（9番 栗田 美和君）

95頁の上から4行目にあります。地域おこし協力隊活動費。各地で今、地域おこし協力隊ということで、公募したりして、入ってくると思うんですけども、国のほうからも来てるって話も聞いております。具体的に私不勉強なところもあるかと思っておりますけども、地域おこし協力隊っていうのが、鞍手町の中で、どのあたりで、どういう方たちで、どういう活動をしているのかを教えてください。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長。

○政策推進課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。只今のご質問に関して現在鞍手町では地域おこし協力隊は、まだ雇用しておりません。今回初めて地域おこし協力隊を、受け入れるというふうな形で予算措置をさせていただいております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

地域おこしの項目が出ましたので、この件についてもお尋ねをいたします。まずこの事業内容、これはどのようなことを想定されているんですか。

○政策推進課長（高橋 奈美江君）

政策推進課長。

はい。まず、地域おこし協力隊の概要についてご説明をさせていただきたいと思っております。

地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等が進行している市町村が地域外の人材を積極的に受入れ、地域の活力を維持するとともに、定住定着を図り、地域の活力の維持と強化を図る事業で、平成21年度より総務省が推進している事業でございます。令和2年度におきましては、全国の自治体1,065自治体が、5,560名の地域おこし協力隊を雇用しているというふうな現状です。それから具体的な仕事内容につきましては、協力隊の業務内容については多岐にわたります。例えば地域資源の発掘や振興に関する事、観光振興に関する事、農林業の振興に関する事、地域間交流や移住定住の促進に関する事、情報発信に関する事など様々でございます。以上です。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

事業についての内容は今の説明で分かるんですが、町長今回この事業に取り組もうと判断した理由と、その方なのか企業なのかよくわかんないけど、そういった人に何をどこでどのようなことをしていただくのかということのか教えてください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

地域おこし協力隊につきましては、先ほど課長が答弁したように、地域に地域外から特に都市部の方から移住定住をしていただく際に、まずは地域の今説明しましたような内容に携わっていただいて、これは大体1年から3年の期間が任期というふうになっておりますが、それ以降についても、その町に住み続けてもらおうというのが大きな趣旨であります。その中で中身としては多岐に亘っておりますけれども、鞍手町にとりましては、やはり町外の方から来ていただいて、町内のいいところを情報発信していただく。それが先ほど出ましたような広報紙であったり、ホームページであったり、SNSであったり、そういったものを活用して地域外の方に違った目線で鞍手町を見ていただき、そしてまたそれを地域外の方に情報発信していただくというようなことで考えております。

○議長（星 正彦君）

田中議員

○議員（3番 田中 二三輝君）

作業場所もってというふうに言ったんですけど、回数が進んでしまいますので、作業場所も後で教えてください。どういうふうな情報発信ですか。で、今言うその広報とか云々、SNSとか云々とかいうのは、今、ご担当の職員いらっしゃいますよね。都市部や地域外からっていうのであれば、この鞍手町の周辺の自治体の方を入れてもらって。臨時職員でも間に合うんじゃないですか。その程度の内容だったら。これ採用した方に、車の借り上げとか家賃とかその辺まで全部出さなきゃいけないんでしょ。そこまでして情報発信ですか。法定果実としてただの情報発信だったら、何も法定果実残らないじゃないですか。鞍手町に。違いま

すか。この情報発信する、都会から来てもらった人に違う目で見てもらって情報発信してもらおう。これだと法定果実何が残るんですか。鞍手町に残るものが何もないやないですか。そうでしょう。それだったら、臨時職員の人を雇うなり、職員の方をそれ専用の方、知識のある方をきちんと雇用して採用して、職員として働いてもらえば済む話でしょう。違いますか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

作業場所については、居てもらうところは役場内になります。この地域おこし協力隊員は、会計年度任用職員ということで雇えますので、今田中議員がご指摘のように臨時職員、呼び名は会計年度任用職員っていうことになります。その後について、先ほども言いましたように3年が一つの任期になりますが、任期終了後も鞍手町に居続けてもらいたいと、もらえるようにということで、呼び名としては地域おこし協力隊ということになっております。そしてまた全国的にも、地域おこし協力隊として赴任された方の3分の2は、3年以上居続けているというようなこともありますので、ぜひとも鞍手町にお越しいただいた方につきましても、任期として業務は担っていただき、そしてまた鞍手町にその後についても居続けてもらえるようにということで考えております。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

3分の2程度の方が全国で残っていただけてますから云々とか言ってますけど、で、雇った方は、採用した方は臨時職員だっておっしゃってますけど、じゃあ今の臨時職員の方に車の借り上げ代とか家代とか払っているんですか。鞍手町は。払ってないでしょう。全然立場が違うじゃないですか。そうでしょう。だから、これの趣旨っていうのは、こういう方々が何かしらの結果を町に落として、それを継続して町がやっていけるっていうのが本来の目的でしょう。この事業の。違うんですか。情報発信なんていうのは、その人の技術であって町にとっては何にも残らないですよ。法定果実が。近隣の自治体でも、やっている自治体、何件か知っていますよ。非常に短期間でお帰りになったところもおられるぐらいなんだから。非常にね、町長が考えているような期待は僕できないと思う。ましてや情報発信なんて言ったら、非常にアバウトで、曖昧で、今の職員の方もおられるわけでしょう。ご担当されてる職員の方。この職員の方にノウハウを上げてもらって、どこか出向なり研修なり行ってもらって、ノウハウを上げてもらって情報発信してもらえば、もう既に職員なんだからその方で十二分に間に合うことですよ。それを町長わざわざ地域協力隊って言って、家は借りるわ車は借り上げるわ。で、臨時職員ですと言って今の臨時職員の人と全然待遇違うじゃないですか。これ絶対なんかものすごくアバウトとすぎて。これもさっきも言ったけど、これも腑に落ちないですよ。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

これは総務省の事業でして、1人当たり地域おこし協力隊に対して470万が措置されるように、特別交付税で措置されるようになっております。令和4年度については、国は24年度までに8,000人にしたいというようなことから、令和4年度の予算は令和3年度の3倍の予算をつけて、地域おこし協力隊を強力に推進しようとしております。それで総務省としても、今までの未導入の自治体については、アドバイスもしていくというようなことで、総務省が積極的に取り入れようとしている事業です。そういったこともありまして鞍手町としては、今までまだ未導入でありまして、導入をしていないということから、今回この地域おこし協力隊に取り組もうというふうに考えております。で、先ほども言いましたように財源についてもそういうような財源がついておりますし、鞍手町にとって今職員が広報等しておりますが、なかなかやはり十二分に町民または町外の方たちに対しての情報発信が、やっぱりできていないんじゃないかというようなこともあります。特に移住定住を考えた場合に、鞍手町がどういうまちなのか、それをやはりどこの窓口というか、アクセスをすることによって、鞍手町の関係人口につながるように、そしてそれが交流人口につながり、移住定住に結びつくようにしていくというのは、人口が減少している町として重要な施策の一つというふうに考えております。この地域おこし協力隊を、一つの起爆剤としてこの方にまずは担ってもらおう。仕事とそしてまた先ほどの繰り返しになりますが、3年以上の移住に結びつくように、鞍手町としてもバックアップをし、そしてまた地域の方々にもご協力をいただきながら、移住定住を進めるための一つの方策として考えております。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

先ほどの課長の説明で具体的な内容が、大ざっぱすぎてよくわからなかったんですが、結局これ仕事内容は先ほど田中議員が言ったと思うんですけど、今の広報だったり、ホームページだったり、職員の方がやられてることを、地域おこし、まちおこし隊の方に、どこから来るかわかりませんが、今職員の方がやられていることをそのまま、言ったら引き継いで役場でやってもらって意味でいいんですか。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長。

○政策推進課長（高橋 奈美江君）

今回の地域おこし協力隊は先ほどから町長のほうが答弁させていただきましたように、広報、紙であったりホームページのほうを、担っていただこうと思っております。先ほどから町長のほうから説明がありましたように、本町におきましては、情報発信力が弱いというところが課題となっておりますので、その他のSNSですね、本庁につきましては、まだフェイスブック、ラインまでしかやっておりませんので、インスタグラムとかそういったもの

を活用しながら、どんどん町内外に発信をしていければなというところで、募集する際にも例えばちょっと広告代理店とかそういうふうなスキルをお持ちの方を、募集要件に入れて公募をさせていただこうかなというふうに考えております。以上です。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

僕はこの地域おこし隊をイメージしていたのは、例えるとしたらユーチューバーとか芸能人の方が鞍手に来ていただいて住んでいただいて、その方たちが地元の農家さんだったり、いろんな職業の方に体験に行き、そういったことをそういうSNSで配信していく、そういった内容なのかなと思っていたんですけど。今お聞きした内容だったら、職員の方がやられている広報だったりホームページだったり、そういった内容だったら、田中議員もおっしゃったみたいに、臨時の職員でもいいんじゃないかなと思うんです。その辺は町長どうお考えですか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

地域おこし協力隊には、先ほど言いましたように、会計年度任用職員というような身分で来ていただくということと、要するに委託をして来ていただくというような2つの方法があります。鞍手町の場合は、何度も今繰り返しになってご説明をさせていただいてますけどもどういうふうな形で、鞍手町の情報発信をしていくかということで、情報発信をしていく際に、かなりのスキルを持った方に来ていただきたいというのがあります。そういったことから、会計年度任用職員というような身分になりますけども、ある程度自由な活動の中で、鞍手町の情報発信をしてもらうように考えているところです。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

今町長が自由になって言っていますけど、結局役場に来ていただいて、役場でそういったホームページだったり、情報を発信する広報だったりっていうのは、あまり今までの職員の仕事内容と変わらないんじゃないかなと思っています。それと直方、これ実際やっています。直方で伺ったら、直方市も3年間やって、のちに起業とか移住をしてほしいということでやっているんですけど、結局その方東京から来て、半年でもう東京帰りました。結局、続かないんですよ。だからそういった意味で、僕は本当にイメージしたのは、ユーチューバー、芸能人の方が来て、鞍手に住んでいただいて、いろんな地元の方と触れ合いながらそれをSNSで発信していくとか、鞍手町はこうやって、いいんだよっていうのをイメージしていたんですけど、全然内容が違うんですよ。だから、職員の方たちが今までやっていた内容が基本じゃないですか。広報作るとか、ホームページやるとか。職員の方たちが今までやられたのが

基盤なんですよ。それだったら臨時職員でいいんじゃないかなと思うんですけど。その辺はどうなんですか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

だから先ほど言いましたように、身分としては会計年度任用職員です。そして直方のお話がありましたけども、どうやって移住をしていただくかというようなことも、それはもう役場の中だけじゃなくて、地域の方たちも含めて。先ほども言いましたように、その方に移住をしていただけるようにしていくというのが1つあるわけですよ。ですから、繰り返しのようになりますけど、広報の人は役場の職員がおるからそれでいいんじゃないかというようなことをもう何度も繰り返し言われますけど、先ほども言いましたように、かなりのスキルを持った人に応募をしてもらおうということで公募したいというふうにも考えておりますし、それは私たちが考える以上のスキルを持った方達っていうのは当然ながらいるわけですし、今、田園回避っていうようなことがよく新聞等でも活字としてなっていると思いますが、東京の23区も、2月はまた転入が多かったということですけども、コロナとか災害だとかいうようなこともあって、やはり地方に目が向いて転出されている方が多いというようなことも記事として出ています。とにかく、どうやってある意味、都市部の方から地方に移住してもらうか、それが地方の小さな町また都市にとっては、1番大きな課題でもあります。それを一つ、総務省としてはこの地域おこし協力隊をきっかけにして、そういう流れをつくっていかうというのが国の考えでもありますし、先ほど言いましたように、令和4年度は3倍の予算をつけて、失礼2024年までには8千人に増やしたいという国の考えもあるわけですから、特にそしてまたそういう住民の方たち、先ほど言いましたように移住を考えているような住民の人たちもあるというようなことでもありますので、そういった人たちに何とか鞍手町に来てもらって、そしてまた仕事をしてもらって、そして鞍手町のよさをまず知ってもらい、その鞍手町のよさを他の市町に発信してもらおうというようなことで私は考えておりますし、これは1つのきっかけになるというふうにも思っています。何とか鞍手町っていうのが、今までなかなか他の地域、町外に理解をしてもらってないところっていうのは、おそらくどなたも感じていることだというふうに思います。それをどうやって鞍手町っていうものをより理解してもらい、鞍手町に移住してもらうかというのが大きな課題ではあるわけですから、その課題解決の1つとして、地域おこし協力隊を活用していかうという考えから、今回計上させていただきます。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

すいません。ちょっと全然違う観点から、総務省の肝煎りの事業ということで、予算ついてるそうなんですけど、総務省はこういう形しか示してないんですか。事業のやり方を。一般

的に地域おこし協力隊って言ったら、グループだと思います。隊長がおって隊員がおって、みんな何人かでこの地域を盛り上げていきたいと思いますというイメージを私は持ってました。だけど、今回は協力隊と言いながら、1人雇用して云々ということなので、これなら地域おこし請負人かなんかでやるべきじゃないですか。起こし隊だったら、だから総務省の言っていることは、こういう請負人を1人呼んできてそのまま住ませようっていうことなんでしょうか。それとも、やっぱりグループ作って何人かで盛り上げていこうという、そういう協力隊を作っていこうということなのか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

名称は地域おこし協力隊という名称になっております。そしてこれ各自治体と横の連携をとるといようなこともありますし、令和4年度からはその中のリーダーということで、情報交換等、地域おこし協力隊ということで、各自治体に行っている方たちの情報交換の場も設定するといようなことにもなっております。そしてまた鞍手町としては1名を今回お願いしようと思っておりますが、各自治体によっては数名、複数名の地域おこし協力隊がいるところもあります。名称としては、地域おこし協力隊ということになっております。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

先ほどの質問からちょっと心配になってくるんですけども、これ絶対に辞めて帰らないよっていう人を募集して、面接して採用できる自信あるんですか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

これは先ほど言いましたように、全員がまずそこに3年以降も居てもらえるという保証はありません。実際に、先ほど有働議員が言ったように、直方市では半年足らずで帰ったっていうようなこともあったようです。実際に1年以内で帰る方も25%あるというふうな統計上もあるようです。しかしながら逆に3分の2の方は、3年以上その地域に移住して定住をされたということも統計として出ています。これはどこがどういうふうに違うかということになると思うんですけども、まずはやはりどうやって受入れていくか、その受け入れる体制をどうやって作っていくのかっていうのが1つあると思いますし、また住んでもらう地域の方たちにも、やはり受入れていただくように考えてもらうといようなことから先ほど言いましたように、行政と地域が一体となって、よりその地域おこし協力隊として来ていただいた方に、3年以降も居続けてもらうように、どうやってコミュニケーションをとっていくかっていうことがひとつ大きな要素にはなるかなというふうに思います。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

栗田議員。

○議員（9番 栗田 美和君）

町長が一生懸命、今答弁されているんですけど、私としてはこれについてはやっぱりやってみるべき価値があるんじゃないかと思っています。というのは、去年の予算編成の中で質問したことあるんですけども、町長の所信表明の中で8つほど約束事があって、最後にその他の項ではございましたけど、国内でも珍しい生物っていうか昆虫のいる場所だということ、こんなのも発信していかないといけないということでありまして、我々そういうことにボランティアで、六田川とかいろんな鞍手の紡ぐ会の中で、関わってきているわけですが、実際もうみんな年取ってそれができないから、どうにか町としてそれに関係する職員を専門的に置いてくれんかと、係を置いてくれんかと。北九州あたりはホテル係っていうのがあって、環境問題の象徴的なものだっていうことで、ずっとアピールされておりますから、鞍手もせっかくヒメボタルっていう貴重な生物がいるんだったら、そのためにどうかならないかっていうことで我々も会長と何回か町長に直接談判してやってきたわけですけども、職員がいないとか、金がないとかいうことでされてなかったわけです。そういう中で、これ今回私も不勉強だったけども、こういう地域おこし協力隊っていうのはどこにあるのかなど。実際やっているのかなとということで質問したわけですけども、さっき田中議員なり、有働議員が言ったようにその中身を聞くと何かあやふやなところはあるかもしれませんが、そういうふうなところに、積極的にそういうふうな、もちろんそんな姫ボタルだけじゃないんですけど、桜とかいろんな形を我々この間立ち上げているわけですけども、そういうところと接点をとりながら、やっていくべきじゃないかというふうに考えております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

これからさらに820万ですか、かけてマイナンバーカードの普及事業をしていこうというこのようですけど、今まで大分その事業を進められてきましたが、現在の鞍手町におけます普及率はどの程度になっておりますか。お尋ねいたします。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（藤原 光徳君）

お答えいたします。2月末現在、町の交付率につきましては、32.55%になっております。以上です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

何か目標がありますよね。いつまでに何%という目標があったと思うんですが、それはどうなっておりますか。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（藤原 光徳君）

はい。国の目標としましては、令和4年度末までに70%を目指すということになっております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

97頁シティプロモーション推進事業費っていうのか、令和3年度はどういった事業をされたのか教えてください。

政策推進課長。

○政策推進課長（高橋 奈美江）

はい。令和3年度につきましては、商工会青年部が行いましたGoTo鞍手の中で、真ん中鞍手コンサートの部分を取り入れて実施をしていただきました。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

それこそね、鞍手町をアピールしていくということで、設けられている予算項目かなど。シティプロモーション。そういった位置づけのものだと思います。鞍手町にはいろんなやはり事業者の方がおられます。若い方から、かなりベテランの方まで。そういった方々の知恵を借りながら、町をアピールしてということも必要かなと思うんですが、令和4年度はどういうことをしようというふうな、何か計画なり何かがあれば教えてください。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長。

○政策推進課長（高橋 奈美江）

令和4年度につきましては、今回の臨時交付金を活用させていただこうと考えております。これまで新型コロナウイルス感染症の影響により、疲弊した地域に、にぎわいを取り戻すとともに、アフターコロナを見据え、地域の活性化につなげ、シティプロモーションをしていければなということと考えております。以上です。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

町長にお伺いしたいんですけど、ご担当の職員とかいろんな方がいろんなアイデアを出してくると思います。そのときに、これ200万しかないんですけど、これで足りない場合ってというのは。これやはりその何ていうのか、アイデアなり、やろうとしていることが町にとって本当に有益だというときには、これ増額してでもやるんだというちょっと意気込みがあるかないか教えてください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

この予算につきましては、この予算の範囲内でしょうというふうに考えております。

○議員（3番 田中 二三輝君）

意気込みはないと。こういうことですか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

意気込みがあるとかないとかじゃなくて、予算っていうことで200万を計上しておりますので、それを増減するというのは、今のこの当初予算を提案させていただいているこの時期に、その増額というようなことまでは、当然ながら考えておりませんので、この予算の範囲内でしょうというふうに考えています。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

はい、109頁。庁舎等建設費の工事内容を教えてください。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

はい。109頁から111頁のほうの工事請負費という形になろうかと思います。まず、工事費につきましては、現在5億877万5千円計上させていただいております。この分につきましては、まず継続費としてこの中には先ほど補正10号のほうでご説明いたしました継続費として造成工事分として1億1,382万5千円が入っております。それに加えて、令和4年度当初分として、建設工事として3億9,495万円が入っております。その内訳としましては、7頁の継続費の表をご覧ください。7頁のほうに第2号として継続費の表を上げております。この中で、1番上の庁舎等建設事業費として建設工事分として、34億7,599万1千円を上げておりますけれども、これは令和4年5年度となっております。その内訳として、令和4年度が3億9,495万円、令和5年度が30億8,104万1千円の内訳となっております。この分の令和4年度分を計上しているところでございます。以上で

す。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

増額になるんですか。それとも想定している範囲ですか。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

はい。先ほども町長が答弁していただきましたように、この工事事業費につきましては、あくまでも当初の概算事業費の53.2億円の範囲内の概算で組んでおります。以上です。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

昨年のことなんですけども、当初予算で賛成したら、その執行に、補正で反対するのはおかしいと、そう言われたと記憶しているんですけども、今回もそういうふうになるんですか。

○議長（星 正彦君）

暫時休憩します。

休憩 15時10分

再開 15時20分

○議長（星 正彦君）

会議を再開します。先ほどの、添田議員の質問に対して、総務課長が答弁いたしますのでよろしくをお願いします。

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

はい。先ほど添田議員より当初予算で賛成したものについて、後に反対するようなことはあってはいけないのではないかと発言したということをございますけれども、その件につきましては、そういうことは制度としてはございません。そういうふうに、申したのであれば、大変申し訳ございませんでした。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

79頁、区の助成金のところですが、先ほどわかりやすい予算書のところで、自治会の加入率が、もうこれさっきのあれで言うたら7,403世帯中3,503世帯ということで、もう半分以下になっているんですね。で、今の自治会の状況が、自治会自体がメリットがないとかいうところもあって辞めていく方もおられるし、もちろん亡くなられたとか、転居

されたとかいう方もありますけれども、そういうことがあるんじゃないだろうか。今加入率が減ってきたら、区の財政もものすごくひっ迫してきている状況で、この助成金というの今後考えていかないといけないんじゃないだろうかというふうに思いますけども、町長の考えをお聞かせください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

このことにつきましては、非常に危惧しているところです。鞍手町の地域コミュニティのある意味、非常に厳しい状況にあるというような認識でもあります。それでこれをどうやって立て直していこうかと。地域コミュニティをどうやって作っていこうかというようなことにつきましては、いろいろと協議をしたり考えたりもしているところですが、今のところこうやっていこうというようなはっきりとした答えを見出せずにいるというのが現状です。ただ、これをこのまま放置していかってということにもなりませんので、このことについては大きな課題として、地域コミュニティを再構築するためにいろいろな工夫が必要だろうというようなことがありますので、これはまた行政内部の中で協議をして、何がしかの答えを見つけ出していく必要があるというふうに思います。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

特にこの2、3年は、コロナ禍で、地域の行事も、もう全くできてないような状況で。夏祭りしたとか、町の体育祭とかいろんな行事も中止になった上で、計上経費も区にはあるわけで、そういった中で、もう全くメリットないから辞めますと。動けないから手伝えないからという方もたくさんおられるわけで、何か区に入ったらメリットありますよと。こういうメリットがありますよってというようなことも、何かひも付の補助金かなんかでもいいと思うんですけども、何かしらその方策をもう、早急に見つけていかないともう今危機的な状況です。50%割ったっていうことは。もうそこは早急に。ちょっとプロジェクトじゃなですけども、何か方策を考えていただきたいと思います。もう一度答弁お願いします。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

まさしく、私も宇多川議員と同じ認識であります。そして、いくつかの方策については協議をしています。ただ令和4年度については、実施を見送ってはおりますけども、何とか令和5年度には新たな形での補助金等なりを考えていこうというふうなことは、内部では協議をしています。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

この件は、私、一般質問でさせていただいたことがありまして、やっぱりある市町村では、ちゃんと専門の方に、専任の方を雇って全戸に配布していただいていると、こういう例も聞いております。そして私はその事態を知りまして、私の知っている範囲で区に入っていないから広報が来ないっていう人に気がついたときに配ってやるとものすごく喜ばれるんですよ。昨日も一般質問でもしましたけれども、例えばPCR検査ができるとか、そんなの知りたいけど、知らないって方が多いんじゃないですかね。で、せっかくいい施策をしていただいても、浸透してないということがあって。配ってもらえれば、読みたいという市民が大部分だと思います。だからそういったこともぜひ考えていただけたら、これ今こういうことを言う場所じゃなかったと思いますけど、ちょっとつけ加えました。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

質問するのも恥ずかしいような質問ですみませんが、基礎的なことが私はわかっておりませんので、ちょっとお尋ねしたいと思っております。103頁にありますけれども、管理費のところの続きで、地方税ポータルシステムASPとか、その次の情報システム管理費のところ、FMCIaaSサービスとかありますが、これはちょっとどういうことか説明をしていただけたらと思います。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

はい、お答えいたします。まず、FMCというのは、表の1番下にふくおか電子自治体共同運営協議会という名称があると思っておりますけれども、この名称の略がFMCでございます。そして、そのあとのIaaSこれはイアースもしくはアイアースというふうに読みますけれども、これは福岡電子自治体共同運営協議会のデータセンターへの、このLGWAN回線を使って、各データセンターのやりとりをする仕組みのことを表しております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、134頁から209頁まで質疑ありませんか。

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

181頁なんですけど、男女共同参画事業費、この事業内容を教えてください。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

はい、男女共同参画事業費の内容でございますが、これは男女共同参画基本法の第九条に基づきまして、地方公共団体がその基本理念に則り、男女共同参画社会の形成の促進に関して、国の施策に準じました施策及び鞍手町の特性に応じた施策を策定、実施する責務を有するというふうにされておりますので、それに基づきまして本町で事業を行う、その際に必要な経費を計上させていただいております。以上です。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

これはどのようなメンバーの方で構成されていますか。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

男女共同参画の推進委員会のメンバーでございますが、委員の数は10名いらっしゃいます。申し訳ございません。今ちょっとその資料を持ち合わせておりませんので、特別委員会の際に、ご提示させていただきたいと思っております。申し訳ありません。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

これにつきまして私は、一般質問の中でちょっと触れさせていただいたんですけど、やっぱり今ジェンダー平等ということがあって、そういう意識を高めていただくことが非常に重要になっていると思うんです。ですけど、予算が非常に少ないってことで、私一般質問させていただきましたが、去年から今年にかけてどのくらい予算が増えておりましたでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

はい、すいません。お待たせしました。令和3年度の当初予算額が54万9千円で、令和4年度の当初予算額が60万2千円でございますので、5万3千円の増加というふうになっております。以上です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

この予算の中に入るかどうかわかりませんが、私ジェンダー平等の見地から、やっぱり女性特有の生理というような問題を全員の問題と全体の問題としてカバーしていただき

たいということで、生理用品を学校や公共施設にということをお願いしてきましたが、それはどのように予算化されておりますか、お尋ねいたします。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

お答えいたします。この男女共同参画事業費の中に、今おっしゃられましたような費用は計上しておりません。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

私、一般質問しましたときに、町長が防災の備蓄の中からもできたらということをおっしゃっていましたが、そういったことはできているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

一般質問の中でお答えしたとおり、まだ検討中ございまして、現在実施しているというわけではございません。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

201頁ですが、新型コロナウイルス感染症PCR検査助成事業費なんです、200万計上されております。去年は600万。計上されていたんです。前年度は。説明書を見ますと、助成額は65歳以上が1万円で、64歳以下が1人当たり5千円ということになってるんですけど、今年度は200万の中でどのような65歳以上の無料の方が何名ぐらい、64歳以下の5千円補助の方が何人ぐらいというふうに考えられているのでしょうか。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

はい。お答えいたします。今年度までは、65歳以上の無料のPCR検査が国の補助事業として行われておりました。しかし、令和4年度につきましては、まず65歳以上の高齢者の無料のPCR検査の事業が現在のところなくなっております。それで今回200万円ということで、PCR検査の助成事業ということで予算措置計上させてもらっておりますが、これの内訳といたしましては、高齢者65歳以上の方を1万円×100名それから、5千円の補助を200名ということで、合わせて200万円の予算の計上とさせていただいております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。次に進みます。

5款 労働費から7款 商工費について、208頁から231頁まで、質疑ありませんか。  
宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

227頁、地域振興券のことですけれども、昨年の状況はどうなったのか。それで、今回の中身について具体的に教えてください。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

お答えいたします。昨年度はプレミアム率25%、一般の商品券を1億7千万円、リフォーム券を5千万円分発行いたしました。で、現在報告を受けている中では、主要総額2億7,454万円。うち商品券が2億3,429万円、リフォーム券が4,025万円というふうになっております。以上です。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

昨年は抽選でやるというようなことで、1世帯上限30万。個人が10万の上限で購入できると。ただ、割合的に町民全体の中では、ほんの数%にしか皆が上限額買えば行き渡らないというような状況だったと思いますけれども、何世帯の方が、そして何人の方がこの振興券購入されたのか。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

令和3年度商品券を申し込まれた方が1,705世帯、リフォーム券が92世帯、合計1,797世帯。当初の販売は、発売金額の中で収まりましたので、申し込まれた方は全員買うことができしております。で、余剰がございましたので、余剰4,900万円に対して、2次販売を行っております。状況を申しますと、今年の上限額は1人5万円、1世帯当たり15万ということで、そこは押さえております。以上です。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

また、抽せんという形で今回持っていく。前回、抽せんだったと思います。確か。ただ、申請された方全員買うことができたというようなことですが、1,797世帯の方が、振興券買うことができたけれども、後から2次募集やっても、もう私聞いたところによると、もう既にもうありませんよという状況だったと思うんですが。去年2次募集されましたかね。

一昨年じゃないですか。令和3年。全体上限を去年というか令和3年度でいえば、上限10万の世帯30万ですれば、全体で割れば6%ぐらいしか。みんなが上限買えばそれだけの予算ですよ。今回15万と15万としてますけども、これ上限まで買えば、どのぐらいの町民の方に行き渡りますか。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

はい。令和3年度の実績で計算しますと、最小購入世帯数、上限まで全部買った場合は1,252世帯でした。令和4年度では、上限額まで買った場合には1,133世帯を一応見込んでます。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。次に進みます。

8款 土木費及び9款 消防費について、230頁から257頁まで質疑ありませんか。  
西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

一般質問にちょっと関わることなんですけれども、歩道の建設費、旧徳島ビル周辺の歩道の建設費が今年、令和4年度に予算が付くって聞いておりましたが、どんなふうに予算化されておりましたでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（星 正彦君）

建設課長。

○建設課長（柴田 隆臣君）

お答えいたします。ご質問の県道でございますが、一般県道直方・新延線ということで、あくまでも歩道の設置工事は、県事業になりますので町の予算には計上されません。以上です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

239頁のところに六田川治水対策事業費っていうのがあります。その前に河川維持管理事業費工事請負費というのがありますが、まず工事請負費というのは、どういう工事の内容になっておりましたでしょうか。

○議長（星 正彦君）

建設課長。

○建設課長（柴田 隆臣君）

お答えをいたします。河川維持管理事業費工事請負費の内訳でございますが、六田川の除草工事これを1工区と2工区に分けて行います。それと室木川の護岸補修工事、これを行うこととしております。あわせて652万を計上させていただいております。以上でございます。

す。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

六田川治水対策事業費の報酬のところに、六田川治水対策検討委員報酬というのがありますが、これ今まで行われていたんでしょうか。

○議長（星 正彦君）

建設課長。

○建設課長（柴田 隆臣君）

平成28年度の第4回目の委員会以降、開催をされたということは聞いておりません。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

今後どのような検討委員会の開催をされる予定でございましょうか。

○議長（星 正彦君）

建設課長。

○建設課長（柴田 隆臣君）

一般質問の中で町長のほうがお答えいたしました。今現在調節池の工事が進められない状況で、今後、河道の拡幅工事のための事業化の地権者に対する意向調査を進めるため、今用地調査を地権者の洗い出しを行っているところでございます。地権者の洗い出しが終わりましたら、事業の説明を行っていくわけでございますけれども、事業化の目処が立ちましたらその事業の内容をこの検討委員会の中で、説明をさせていただくと、そういった内容の報告をさせていただく予定でございます。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

栗田議員。

○議員（9番 栗田 美和君）

231頁のデータベースの件なんですけども、造成事業の負担金が804万9千円ということで上がってますけども、全体的な金額がわかったら教えてください。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

お答えをいたします。全体の工事費につきましては、今から令和4年度に、基本計画、基本設計、詳細設計等を作成して、その後でしか金額としてはわかりません。この804万9千円につきましては、福岡県、それから直方市鞍手町の間で合意しました前さばきの部分と

いいですか、これの予算でありますので全体予算としてはその造成計画ができないと積算ができない、今お答えできないということで、ご理解いただきたいと思ます。

○議長（星 正彦君）

栗田議員。

○議員（9番 栗田 美和君）

というのは、新聞あたりでは20haくらいいるということを知っておりますけども、鞍手のほうではどれくらいの面積になるのかそれを教えてください。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

お答えいたします。先ほど申しましたように、まだ造成の確定はできておりませんが、現在のところの対象区域面積で申しますと、鞍手町が5万2,469㎡、直方市が17万1,355㎡合計の22万3,824㎡。鞍手町の割合としましては、全体の23.4%というふうに現在のところ積算しております。これは今から工業団地の造成計画等を作ることによって変更になりますので、現状のところの数値ということでご理解いただければと思ます。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

243頁のところに、公園費というのがございます。地域のお母さんたちから、鞍手公園が非常に人目につきにくくて、子供たちだけで遊びに行かせるのは非常に不安であるということで、ぜひ監視カメラをつけてもらいたいと、そういうことを要望聞いておりましたが、監視カメラの予算は計上されておりましたか。

○議長（星 正彦君）

建設課長。

○建設課長（柴田 隆臣君）

お答えをいたします。ご指摘のとおり現在公園内に開園当時の樹木、そして天道生えの立ち木が非常に繁茂しておりまして、景観上、防犯上もよくない箇所があることは承知しております。そのため、一部樹木の伐採を今年度を行いまして見通しはよくしているところでございますが、現在既設トイレのいたずらとかそういったものが度々発生しております。そういうことから今後公園全体の管理について、防犯カメラの設置も視野に景観の整備、防犯対策これを講じていかなければならないと、そういうふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

栗田議員。

○議員（9番 栗田 美和君）

241頁の下の欄の中に、下水道事業費の件なんですけども、具体的に我々あちこち回っておりまして質問が出るのが、自分の所の下水道はいつごろ入るんだろうかと。多分、町長あたりも担当課のほうにもそういうふうな問合せが来てるかと思うんですけども。というのが家を新しく建てたい。下水道の管がいつごろ入るかによっては、それまではっきりしてから、建てたいというようなことを聞いております。私ももう記憶にないですけど、昔そういう説明会があった折にそういう話は聞いたというふうに聞いておりますけども、そういうのを再度ここで町民の方に、確認っていうか広報で知らせたほうが、今後の仕事のしやすさという町民の方から問合せも少なく済むんじゃないかなと思っております。そここのところはどうかお伺いします。

○議長（星 正彦君）

上下水道課長。

○上下水道課長（原 敏勝君）

お答えいたします。下水道事業につきましては、計画区域を定めまして次に事業計画区域を指定してから整備を進めておりますので、今度の広報なりでお知らせしたいと思っております。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。次に進みます。

10款 教育費から14款 予備費について質疑はありませんか。

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

275頁、一般質問でも聞きましたけれども、小学校の統合に向けた在り方ということで、もう統合の方向でこの予算は進められていますが、委託料の計画策定等支援業務委託料これはどこに委託するのか、まずその計画をどの範囲まで計画をされてあるのか教えてください。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

支援業務委託先については、今後4年度に吟味して事業者を決めたいと思っております。それと現在のところ、基本計画の内容について私どもで考えていることがございまして、まずは在り方検討委員会の保護者を中心にしたメンバーでございまして、その中に専門的な教育行政に関わる委員を加えたり、そういうふうな形で委員の構成を検討するのが一つと、あと内容については現在ところ9つ考えております。1つ目が鞍手町が目指す子供の像。2つ目が施設の整備の方針。3つ目が設備の整備方針。4つ目がスクールバスの運行方法。5つ目が小中連携に関する方針。6つ目がコミュニティスクール等の実施方針。7つ目が跡地の活用の方向性と決定までの管理方法について。8つ目が概算費用の策定。最後に今後のスケジュールについて今のところ考えているところでございます。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

大体網羅されてあるんでしょうけれども、跡地の活用ということにも触れられましたが、まずはその場所の選定がこの中に入っていないんですけれども、そうしないと施設とか設備だとかいうこともちょっと考えにくいんじゃないかと思えますけどその点はどういうふうにご考えてますか。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

今、議員が言われましたように、先達ての一般質問の中でも答えましたように、今回の令和３年度につきましては、統合、どこを何校にするかということまでは決まっておりますが、令和４年度になりましたところで当然場所の選定等を含めまして、計画の中で進めていかなければいけないと思っております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

この計画策定の段階でやるということなんでしょうか。それとも在り方検討委員会で場所を決めて、それから策定を委託するに当たっても、場所は決めずともこういうふうな施設にして規模にしてとかいう話だけで委託されるのか。もう一つは給食センターの件もありますので、その辺もその設備の中に入っているのかどうかそういうのも含めて教えてください。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

当然この令和４年度の事業につきましては、議員がおっしゃるような１校にした場合の場所はどこなのかっていうのは当然この基本計画の中には入る内容でございますし、また施設の整備とか設備の整備方針の中には、当然給食センターのことについても入るかと思っております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

田中議員。

○議員（３番 田中 二三輝君）

３０８頁９頁、弓道場の件なんですけど、提案理由の説明の中にまずこの弓道場する前に、提案理由の説明の中にある公民館大規模改修事業費で、設計測量委託料というのがまず入っていますよね。この内容が何なのかっていうのをまず先に教えてください。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

297頁の中央公民館の大規模改修事業費の内容でよろしいでしょうか。これにつきましては、まず中央公民館の内部の改装ということを考えておまして、その中では、電気量の関係でございますキュービクル関係とか、天井とか床とか壁とかの張り直しとか、また将来的には役場との連携もございますので、出入口の関係とかいろいろ様々な内容を加味した設計をするということでございます。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

提案理由の説明によると文化体育総合施設の一部施設のトイレの衛生環境の改善というふうな形で弓道場が特化されておりますよね。この弓道場をするよりも、まず中央公民館の本体とか、体育館とかのほうが利用頻度が非常に高いと思うし、武道館のトイレも同様に汚いと思うんですよ。これ弓道場に特化した理由は何ですか。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

これにつきましては弓道場に特化したというよりも、実はこれは新型コロナウイルス感染症の対応地方交付税の臨時交付金っていうのがございまして、これは非接触型の蛇口をつけるとか、トイレを洋式化するという内容でございまして、この施設内では博物館と弓道場をまず最初にしようということしております。弓道場特化ということよりも、軽微な感染対策ということで、臨時交付金を使ってするっていうのが内容でございます。また、議員がご指摘されておりますように、体育館と武道館のトイレにつきましても、当然私どもも危惧しているところでございますが、これにつきましては前者に対しまして、かなりの大規模な改修に当たるということもございまして、ゆっくり設計をして今後その改修工事等に当たるといった計画を上げているところでございます。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

そうしますと、体育文化総合施設の中の中央公民館や体育館やその他の武道館なりのトイレは、この弓道場は簡単にできるけど、設計とかそういうのが必要で今後全部やるんだと。たまたま今回その弓道場が簡単にできるから、まずこれをやるんだというふうな理解でいいんですか。ここに特別な力は関わってないですよ。それを確認したいんですよ。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

もう一言で言いますと特別な力は関わっておりませんし、先ほど言いましたように、今回

博物館と弓道場というのが簡易なトイレの改修ができるということで、それを先行したというただそれだけでございます。先ほど申しましたように、全体の体育館、武道館の当然そういうトイレの劣悪な環境というのは、私どもも管理している以上、認識しているところでございますので、じっくり計画を立てて開始していくという計画でございます。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

統廃合のことで、学校建て替えるということになりそうなので。もう急激に計画が進んでるようですから、ちょっとお聞きしたいんですけど。コロナで先生方も子供たちも少人数学級というのが、どんなに子供たちの成長にとって素晴らしいかということを経験されております。それからIT教育なんかが進みますと機材もどんどん入ってきたりするので、机も大きいとかね。だから教室の中に、いくつ机を入れるとかか換気とかもそういったことも全部、それから小学校の定数も35人学級決まっておりますし、さらに少人数学級になる可能性もあります。そういったことを見通した計画がなされているかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

今、西藤議員がおっしゃったご意見ありがとうございます。そのお考えをまた参考にしながら、この基本計画の策定に進んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

他にありませんか。

栗田議員。

○議員（9番 栗田 美和君）

301頁の遺跡試掘調査事業費ってありますよね。これ多分役場を建てる場所と思えますが、違いますか。他のところはどこがあるんですかね。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

これにつきましては、直方鞍手公用地造成事業に関わる遺跡の確認調査でございます。先ほど立石課長が申しましたように、鞍手町の開発対象面積が5万㎡以上でございます。現地に参りまして、5万㎡の中で遺跡の調査をしなければいけないという、調査面積に対しましては約800㎡でございます。そこについての文化財があるかないかの試掘調査ということでございます。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。14頁をお開きください。

歳入は一括して質疑をお受けします。14頁から65頁まで質疑ありませんか。

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

15頁、町民税で個人、法人ともに昨年よりも増額の予算を組んでありますが、その理由について教えてください。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（藤原 光徳君）

お答えいたします。この予算の計上の根拠といたしましては、11月末現在の法人町民税の調定を基に、それと国が示します地方財政計画によります令和3年度から令和4年度の予算の増加の見込みを勘案しましてこの数字を上げております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

基本的な基礎的な質問ですけど、15頁の1番下のところに、国有資産等所在市町村交付金とかいって、中間市っていうのがありますが、これはどういう内容なんでしょうか。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（藤原 光徳君）

お答えいたします。ここの国有資産等所在市町村交付金というのは、ここに4つ挙げておりますけど、鞍手町の中で福岡県財務局、九州森林環境管理局、中間市が所有している土地がございます。本来であれば、税金がかかるんですけど、ここは国とか地方公共団体で県とかであれば税金はかかりません。しかし非課税ということではございません。ここの中間市のところにおきましては、上木月に中間市所有の土地がございます。そこで、その分を本来中間市が持っているんですけど、そこにはたしかソーラーパネルだったと思うんですけど、そういうものが置いてあると思いますけど、民間がもしそういうものを建設すれば課税されるんですけど、中間市がした場合には非課税というのは、そういうことではありませんので、この分は交付金という形で中間市からいただいております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

25頁の14款の使用料及び手数料のところなんですけど、その鞍手駅の駐車場の使用

料というのがありますが、89頁に委託料というのがありまして、歳出のところですね。で、歳出は582万6千円なんです。鞍手駅駐車場の使用料は、337万4千円なんです。250万の赤字なんです。これずっと過去何年間か少し見て気になっているんですけど、委託料のほうが使用料よりもかなり高いと。これ何か見直す必要はないのかお尋ねします。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

お答えします。今、西藤議員がおっしゃってますように、この分につきましては、まずはこの使用料として337万4千円につきましては令和3年度の収入見込みに対して、95%を掛けたところが今計上しております。今おっしゃいましたように89頁には、この駐車場管理委託料として582万6千円を計上しております。差引き245万2千円の赤字ということにはなりません。今後この駐車場の利用等のPRをしていくような形にはなろうかと思えます。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第15号は、議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思えますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

これより委員長副委員長の互選のため、しばらく休憩します。

休憩 16時11分

再開 16時17分

○議長（星 正彦君）

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長（武谷 朋視君）

それでは報告いたします。

委員長 許斐英幸議員。

副委員長 篠原哲哉議員。

以上でございます。

○議長（星 正彦君）

以上のように決定しました。

次に進みます。

日程第16 議案第16号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第16号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって議案第16号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第17号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第17号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって議案第17号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第18号 令和4年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第18号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって議案第18号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第19 議案第19号 令和4年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第19号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第19号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第20 議案第20号 令和4年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第20号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第20号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第21 議案第21号 令和4年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第21号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第21号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第22 議案第22号 令和4年度鞍手町水道事業会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第22号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第 2 2 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 2 3 議案第 2 3 号 令和 4 年度鞍手町下水道事業会計予算を議題とします。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 2 3 号は総務文教委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第 2 3 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 2 4 議案第 2 4 号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和 3 年  
度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 2 4 号は総務文教委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第 2 4 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日 1 0 日から 1 5 日までの 6 日間は委員会審査のため休会としたいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって明日 1 0 日から 1 5 日までの 6 日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 1 6 時 2 4 分

令和4年鞍手町議会第1回定例会会議録（第4号）						
令和3年3月16日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和3年3月16日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和2年3月16日 午後1時45分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 議員	10	許 斐 英 幸		11	西 藤 典 子	

職 務	議会議務 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会議務 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	友 澤 和 子	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	建設課長	柴 田 隆 臣	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進 課 長	高 橋 奈 美 江	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	税務住民 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	大 村 俊 夫	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

## 令和4年第1回鞍手町議会定例会議事日程

3月16日 午後1時開議

### 第4号

- 日程第1 議案第5号 鞍手町火入れに関する条例の一部を改正する条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第10号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第11号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第12号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算(第2号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第13号 令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第7号 専決処分の承認(令和3年度鞍手町一般会計補正予算 第8号)  
(総務文教委員長報告)
- 日程第7 議案第8号 専決処分の承認(令和3年度鞍手町一般会計補正予算 第9号)  
(総務文教委員長報告)
- 日程第8 議案第1号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第2号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第3号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第4号 鞍手町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第6号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立豊翔館の閉校に伴う関係条例の整理に関する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第9号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算(第10号)  
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第14号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算(第2号)  
(総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第24号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和3年度固定資産税の課税免除  
(総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第15号 令和4年度鞍手町一般会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第17 議案第16号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第18 議案第17号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第19 議案第18号 令和4年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第20 議案第19号 令和4年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算  
(民生産業委員長報告)

- 日程第21 議案第20号 令和4年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第22 議案第21号 令和4年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算  
(総務文教委員長報告)
- 日程第23 議案第22号 令和4年度鞍手町水道事業会計予算  
(総務文教委員長報告)
- 日程第24 議案第23号 令和4年度鞍手町下水道事業会計予算  
(総務文教委員長報告)
- 日程第25 発委第1号 鞍手町議会委員会条例の一部を改正する条例  
(議会運営委員長報告)
- 日程第26 発委第2号 鞍手町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例  
(議会運営委員長報告)
- 日程第27 陳情第2号 「安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための  
意見書」の提出を求める陳情  
(民生産業委員長報告)
- 日程第28 陳情第3号 「地域医療を守り、医療・介護・福祉、公衆衛生の拡充を求める意見書」の  
提出を求める陳情  
(民生産業委員長報告)
- 日程第29 陳情第4号 「補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める  
意見書」の提出を求める陳情  
(民生産業委員長報告)
- 日程第30 陳情第1号 国に対し、「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の提出を  
求める陳情  
(総務文教委員長報告)
- 日程第31 決議第1号 ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議  
(議会運営委員長報告)
- 日程第32 閉会中の継続事件

令和4年3月16日（第4日）

開議 13時00分

○議長（星 正彦君）

これから、本日の会議を開きます。

日程はお手元に配付のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第5号から日程第5 議案第13号までの5件を一括して議題とします。  
本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。  
須山民生産業委員長。

○民生産業委員長（13番 須山 由紀生君）

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第5号 鞍手町 火入れに関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 令和3年度 鞍手町 国民健康保険事業 特別会計補正予算（第4号）

議案第11号 令和3年度 鞍手町 後期高齢者医療 特別会計補正予算（第3号）

議案第12号 令和3年度 鞍手町 住宅新築資金等 特別会計補正予算（第2号）

議案第13号 令和3年度 鞍手町 かんがい施設維持管理運営費 特別会計補正予  
（第1号）

本委員会は、3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべき  
ものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長（星 正彦君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第5号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第10号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第11号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第12号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第13号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第11号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第13号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第5号 鞍手町 火入れに関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第10号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第11号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第12号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第13号 令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第6、議案第7号から日程第15、議案第24号までの10件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原 総務文教委員長

#### ○総務文教委員長（6番 篠原 哲哉君）

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第7号 専決処分の承認 令和3年度鞍手町一般会計補正予算（第8号）

議案第8号 専決処分の承認 令和3年度鞍手町一般会計補正予算（第9号）

本委員会は、3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第1号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例

議案第2号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 鞍手町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

議案第6号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立豊翔館の閉校に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第9号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算（第10号）

議案第14号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算（第2号）

議案第24号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和3年度固定資産税の課税免除

本委員会は、3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第3号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

本委員会は、3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を否決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

#### ○議長（星 正彦君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第7号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第8号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第2号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第3号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第4号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第6号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第9号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第14号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第24号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第9号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第14号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第24号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第7号 専決処分の承認 令和3年度鞍手町一般会計補正予算(第8号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第7号は、委員長報告のとおり、承認されました。

次に議案第8号 専決処分の承認 令和3年度鞍手町一般会計補正予算(第9号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「举手」多数)

举手多数です。よって議案第8号は、委員長報告のとおり、承認されました。  
次に議案第1号 鞍手町 附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(「举手」多数)

举手多数です。よって議案第1号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に議案第2号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決しま  
す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(「举手」多数)

举手多数です。よって議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に議案第3号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採  
決します。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

したがって、原案について採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

(「举手」多数)

举手多数です。よって議案第3号は、原案のとおり可決されました。  
次に議案第4号 鞍手町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(「举手」多数)

举手多数です。よって議案第四号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に議案第6号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立豊翔館の閉校に伴う関係条例の整理に関  
する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(「举手」多数)

举手多数です。よって議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に議案第9号 令和3年度 鞍手町一般会計補正予算第10号を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(「举手」多数)

举手多数です。よって議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第14号 令和3年度地方独立行政法人くらはて病院貸付金等特別会計補正予算第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和3年度固定資産税の課税免除を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第15号を議題とします。

本案は予算特別委員会に付託していただきましたので予算特別委員長の審査報告を求めます。

許斐予算特別委員長。

○**予算特別委員長（10番 許斐 英幸君）**

予算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第15号 令和4年度鞍手町一般会計予算。

本委員会は、3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、修正案及び修正部分を除く原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○**議長（星 正彦君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、修正案について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、修正部分を除く原案について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、修正案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、修正部分を除く原案について討論はありませんか。

宇田川議員。

○**議員（4番 宇田川 亮君）**

議案第15号。令和4年度鞍手町一般会計予算に対し、反対討論を行います。

岸田政権の新年度予算は、21年度補正予算と併せた16か月予算と位置付けられています。その中身は、新型コロナウイルス感染拡大への対策は、全く不十分なうえ、社会保障削減と大軍拡を進めるなど、国民には冷たく、危険な予算案となっています。

鞍手町の新年度予算案は、基本的に政府の予算案に追随するものです。

新型コロナウイルス感染防止対策への更なる拡充と、新庁舎建設費の削減。高すぎる国保税の引き下げや、町独自の介護保険料利用料の減免制度、高校卒業までの医療費無料化など町民生活と子育て、中小業者を応援する予算に組み替えることを求めて反対討論とします。

#### ○議長（星 正彦君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第15号 令和4年度鞍手町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は修正であります。

まず、修正案について採決します。

本修正案について賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」同数）

以上のとおり、採決の結果、賛成・反対が同数です。

よって、地方自治法第116条第1項の規定によって議長が本案に対して採決します。

議案第15号 令和4年度鞍手町一般会計予算について、議長は可決と採決します。

次に、ただ今修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正議決した部分を除く原案について、賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。よって、修正議決した部分を除く原案は可決されました。

次に日程第17、議案第16号から日程第21、議案第20号までの5件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので民生産業委員長の審査報告を求めます。

須山民生産業委員長。

#### ○民生産業委員長（13番 須山 由紀生君）

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第16号 令和4年度 鞍手町国民健康保険事業特別会計予算

議案第17号 令和4年度 鞍手町後期高齢者医療特別会計予算

議案第18号 令和4年度 鞍手町住宅新築資金等特別会計予算

議案第19号 令和4年度 鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算

議案第20号 令和4年度 鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計  
予算

本委員会は、3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長（星 正彦君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第16号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第17号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第18号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第19号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第20号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第16号について討論はありませんか。

宇田川委員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議案第16号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計に対し、賛成討論を行います。

新型コロナウイルス感染症で暮らしも営業も更なる厳しさを増しています。

高すぎる国保税を引き下げてほしいという願いも切実です。

国は国庫負担割合の引き上げや、低所得者層に対する保険料負担軽減策の拡充を行うべきであり、法定外繰入解消などを狙った保険者努力支援制度などはやめるべきです。

2022年度より未就学児の均等割の5割が軽減されるようになりました。

生まれたばかりの子どもまで国保税をかけている状況は変わっていませんが、わずかな前進ではあります。

子どもの均等割をなくし、国に対し抜本的な追加の公費投入を求めていくことを申し上げ、賛成討論とします。

○議長（星 正彦君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

次に議案第17号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第18号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第20号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第16号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第17号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第18号 令和4年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第19号 令和4年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第20号 令和4年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第22、議案第21号から日程第24、議案第23号までの3件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長

○総務文教委員長（6番 篠原 哲哉君）

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第21号 令和4年度地方独立行政法人くらはて病院貸付金等特別会計予算

議案第22号 令和4年度 鞍手町水道事業会計予算

議案第23号 令和4年度 鞍手町下水道事業会計予算

本委員会は、3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長（星 正彦君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第21号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第22号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第23号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第21号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第23号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第21号令和4年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第22号令和4年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第23号令和4年度鞍手町下水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第25 発委第1号及び日程第26 発委第2号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中議会運営委員長

○議会運営委員長（3番 田中 二三輝君）

発委第1号 鞍手町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月16日提出 議会運営委員会 委員長 田中 二三輝。

提案理由。

議会における押印の見直しを行うため、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第13条第3項の規定に基づき提出する。

次に、発委第2号 鞍手町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月16日提出 議会運営委員会 委員長 田中 二三輝。

提案理由。

議会における押印の見直しを行うため、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第13条第3項の規定に基づき提出する。

○議長（星 正彦君）

これから質疑を行います。

発委第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、発委第2号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

発委第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、発委第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第1号 鞍手町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって発委第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第2号 鞍手町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって発委第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第27 陳情第2号から日程第29 陳情第4号までの3件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので民生産業委員長の審査報告を求めます。

須山 民生産業委員長

#### ○民生産業委員長（13番 須山 由紀生君）

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第2号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための意見書の提出を求める陳情。

陳情第3号 地域医療を守り、医療・介護・福祉、公衆衛生の拡充を求める意見書の提出を求める陳情。

本委員会は、3月2日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし別紙意見書（案）を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

次に、陳情第4号 補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める

意見書の提出を求める陳情。

本委員会は、3月9日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし別紙意見書（案）を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○議長（星 正彦君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第2号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、陳情第3号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、陳情第4号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第2号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第3号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、陳情第4号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第2号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民の命と健康を守るための意見書の提出を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。よって陳情第2号は、採択されました。

次に、陳情第3号 地域医療を守り、医療・介護・福祉、公衆衛生の拡充を求める意見書の提出を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって陳情第3号は、採択されました。

次に、陳情第4号 補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴(児)者への支援拡充を求める意見書の提出を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって陳情第4号は、採択されました。

次に、日程第30、陳情第1号を議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

○総務文教委員長(6番 篠原 哲哉君)

総務文教委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第1号 国に対し、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出を求める陳情。

本委員会は、3月2日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし、別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○議長(星 正彦君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第一号 国に対し、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって陳情第1号は、採択されました。

次に進みます。

日程第31、決議第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中議会運営委員長

○議会運営委員長（3番 田中 二三輝君）

決議第1号 ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議。

上記の決議案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月16日提出 議会運営委員会 委員長 田中 二三輝

提案理由。

ロシアのウクライナ侵攻は重大な主権侵害であり、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かすため、ロシア政府に対し、抗議の決議を挙げるため、鞍手町議会会議規則第13条第3項の規定に基づき提出する。

○議長（星 正彦君）

お諮りします。

決議第1号は質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって決議第1号は、質疑・討論を省略します。

これから採決を行います。

決議第1号 ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。よって決議第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第32、閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで 本日の日程は全部終了しました。

これをもって令和4年第1回定例会を閉会します。

閉会 14時14分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 的 野 信 之

議員 須 山 由 紀 生

令和4年3月16日

鞍手町議会

議長 星 正彦

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
新庁舎建設特別委員会	新庁舎の建設等に関する審査
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査